

令和元年第4回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和元年12月11日 午前9時 （6名／9名中）

令和元年12月12日 午前9時 （3名／9名中）

順番	質問者	通告方式	質問内容
1	前川 勝	一問一答	①複式学級について （町長、教育長、担当課長） ②食品ロス調査について （町長、担当課長）
2	森田 勉	一問一答	①小、中学校におけるいじめ、不登校の撲滅と教育委員会（教育課）の在るべき姿について問う （副町長、教育長、課長）
3	木戸口 勉幸	一問一答	①豪雨による災害対策から町民の命をどう守っていくのかについて （町長、総務課長、建設課長）
4	志村 和浩	一問一答	①家族や児童を対象にした相談支援活動について （担当課長、教育長） ②鳥獣被害対策の今後について （担当課長）
5	山際 照男	一問一答	①U I ターン雇用促進計画について （町長、担当課長） ②障害者雇用について （町長、担当課長）
6	松浦 慶子	一問一答	①町民の声が政策に反映される仕組みについて （町長、担当課長） ②バイオマス産業都市構想について （町長、担当課長）
7	坂井 信久	一問一答	①来年度以降の子育て支援施策について （町長、担当課長） ②SDGs（エス・ディー・ジーズ）を活用した町づくりについて （町長、担当課長）
8	松木 豊年	一問一答	①放課後児童クラブに関するアンケートについて （担当課長、町長） ②国民健康保険について （担当課長、町長） ③会計年度任用職員について （担当課長、町長）
9	田牧 正義	一問一答	①「U I ターン雇用促進計画」アクションプランについて （町長、副町長） ②定住自立圏構想についての関わりについて （町長、副町長） ③クリスタルタウン工業ゾーン整備事業について （町長、副町長） ④「継続中の事業をキッチリ仕上げる」について （町長）

---

(11番 前川 勝 議員)

○議長（吉田 勝） 1番目の質問者、前川勝議員の質問に入ります。

11番、前川議員。

○11番（前川 勝） 改めまして、おはようございます。

それでは1番手で一般質問をさせていただきます。

今回、2点の質問を一問一答で行います。まず1点目は、複式学級について、2問目は、食品ロス調査についてということで、行わせていただきます。

それでは1点目の複式学級についてということで始めます。

令和2年4月より佐奈小学校におきまして2年3年生に複式学級が、現時点におき、発生する予定であります。保護者は子供の勉学、成長にとり、大変心配なことであり、複式学級の調査研究をされている状況もございます。

そして10月には、佐奈小PTA会長と1・2年生保護者代表が町長、教育長に単式学級維持への署名簿を手渡し、要望も行われました。

学校現場においては、複式学級のことや平成29、30年で改訂されました新学習指導要領の実施に向けた対応も含め、先生方の負担も大変なものであると思われまます。

そこでまず1点目、町長に伺います。

現実的に複式学級が始まってしまうのは、少子化問題そのものであると思うわけですが、これまで打ってこられたさまざまな施策、子育て支援であったり、というふうないろんな施策があるわけですが、その施策のバージョンアップや、さらに新たな施策を考えているお考えはないでしょうか、お伺いいたします。お願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 前川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に出ておりますその複式学級が始まるので、ということではありますが、

私が町長に就任をさせていただいたのが平成 22 年であります。翌年の 23 年に、まず最初に子供も数が少ない、それから学校のプールの問題がありましたので、そのとき、当時各小学校からプールの改修が言われておりました。もう記憶に残っておられると思いますけども、約、学校のプールそれぞれ 4 校やると 4 億円かかるということで、当時各学校を回って、これも学校統合とか少子化、複式にも若干かかわることであると思うんですけども、各学校を回って、1 つのプールにしてという提案をさせていただいたんですけども、反対っていう声が多かって、改修に入りました。

今年度も、学校の先生方との意見交換会でも、学校のプールを改修っていうのは毎年出てきております。町のほうとしては、毎年何百万というお金をかけて改修をしています。

そんな中で、学校のプールのときにもちょっと触れたんですけども、子供の数が少なくなっていくっていうのは、もうわかっておりましたので、前川議員の 2 つ目の質問にも出ておりますが、こういうことになっているにもかかわらず、っていうような、何もやって来なかったのと違うかというような取り方をするようなご質問もあるんですけども、その後、平成 26 年に、これは文部科学省が 58 年ぶりに昭和 30 年頃に出した学校指針を改定して、子供の数の減少からクラスがえができるように、そんなことを目的に指針が出て、町のほうもそれに対応して、平成 26 年に、まず地域を回って、学校の意見も聞いて、PTA の意見も聞いてやりましたけども、地域の声が聞こえないとか、子供の声が地域からなくなってしまう、そんなようなことも、結構多く意見がありました。現実的には、本当は子供はやっぱりクラスがえができて、そして多くの皆さんが言われる、1 人でも多くの子供たちとつなげられるように、子供の友達をふやすようにと、言ってるにもかかわらず、ずっと小さな学校についてはクラスがえができずに、6 年間固定化してしまう。こんなことを避けるために、当時やったんですけども、現実的には難しいということで、10 年間をめどにやるっていうのが現在検討委員会として進めておりますので、今議員おっしゃら

れたように、こういうことについて、バージョンアップとかいうのは、検討委員会を設置をしておりますので、それを否定することになりますので、現在は、検討委員会のなかで、取り組みをしていただきたい。またそれを参考にこれから取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11番（前川 勝）** 町長のおっしゃるのは、統合ということかなって思うんですけども、私、今回統合には触れずにですね、今お聞きしたかったことは、この少子化に対しての施策ですね。それを町長はどのようにお考えかと。

おっしゃるようにプールの件も含め、国の指針が出たということも含めですね、その辺は存じておるわけですが、その少子化に対して、多気町として子育て支援、縁結び事業とか移住計画とか、移住の進めるそういうこともあるわけですけども、その辺のことを町長のお考えを伺いたいと。

統合につきましては、おっしゃりましたように、今検討委員会でいろんな形でもまれているところがございますので、首長がどうのこうのって言うことは、それはもう当然検討委員会で、またそれはいろんな議論にも進まないことも起こりうるというふうに考えますので。

この少子化に対しての町長の今の施策に、それから新しい施策も含めてお考えはないかということをお伺いしたいと思います。お願いします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** ちょっと質問と私の回答がちぐはぐしましたけども、この質問の①②の内容見ておりますと、複式学級っていうのが頭にボンと出てきてましたので、私はそういう答えをさせてもらいました。

少子化対策については、これもう私とこの町だけではなく、日本全国、もつという、主要都市部を除いたところについては、もうほとんどの町が少子化

と言われております。これは市も町も同じであります。それぞれの町で今移住定住をやったりとか、子育て支援についてやったりとか、それから、小学校の子供たちの対応についてどうするとか、いろんな施策をされております。

多気町につきましては、まずもともと多気町は農業の町でありましたので、私は就任早々から新規就農支援っていうのをやりました。よその地域から、また自分とこの息子らが外へ出てとんのを戻ってこいと。町がこんな施策をやってくれとるっていうのも含めて、農業者支援っていうのもやりました。今多気町では、その農業については、十二、三名の新規就農が入っていただいております。

移住定住も促進をしたり、それから縁結び事業をやったり、それから子どもの施策、少子化についても児童館も含めてですけども、放課後児童クラブの充実をやったりとか。これはまあ特に放課後児童クラブ、児童館をつくったことについては、それなりの効果は出ておると思います。て言いますのは、児童館につきましても、放課後児童クラブは特にそうですけども、当初は、十数名から 20 名足らずの利用者があったんが、今、悲鳴を上げるくらい多くの利用につながっております。

こんなことも含めて、今さらにこれからどうするかについては、これからまた担当課も含めて、いろんな情報を集めながら進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11 番（前川 勝）** 今そうすると、おっしゃるように、日本全国どこ至るところで、少子化っていうことは言われております。ただ、今おっしゃった、町長今現実的に、何か新しい施策はいろいろ相談して、ということで、今のところないということに受けとめさせていただくわけですが、今までいろんな形、子育て支援も縁結びも、あったわけですけども、いずれにしても、直接的に若い人を呼び込むとか、っていう部分になっていないんじゃないかなと、僕はその

ように思うわけです。

今回、町有地売却、町広報でも、2つの場所が出ています。1,700万と590万ってすごい高価なというか高い金額ではございますが、この私の直接申し上げたいことは、直接的な若者たちを呼び込む施策を打っていただきたいというふうに思います。

それと言いますのは、今、いろんな形でいろんなところで、行われているわけですが、新聞等での情報をいろいろ取る中でですね、面白いというか、なるほどそういう考えもあるんだなというふうな思うことがあります。

今、人をふやすためには、いろんなところがやっているだけではふえないと。ある意味、590万する土地であるならば、この1つはちょっと国道べりなので、1つを若者向けに、この半値くらいでですね、いろんな条件はあると思います。いろんな条件を付けて、半値もいかん価格で、直接的な行動を起こす。間接ではなく。子育て支援もいいんですけども、直接的に若者を呼び込む土地を提供する。そういう施策を打っていただければなというふうに考えますが、いかがですか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** 前川君、良いことおっしゃっていただきましたんで、議会の皆さんからそういう声が出ると大変うれしいんですけども、以前にも、町営の住宅をたてて、もう入居料3万円くらいで、というのをやる、それには、町の税金で4万ぐらいの支援をしなければできません。ある不動産業者に、町の土地を無償で貸すで、たててやってくれんかっていうことも4年ほど前に一遍提案をしたんですけども、やっぱりたててやろうとすると、入居料、月々だいたい7、8万、6万～8万ぐらいの間が必要やと言われて、そのお金どうすんのやということになると、税金で賄わなければならぬので、これに対して、町民からどんな声が出てくるかっていうのも、難しいと思います。

ずっと昔に、私が課長時代に、当時は特別養護老人ホーム、誘致っていう形

で、今はもうたくさんの方が出てきていただけていますが、当時は誘致するという形でやらないかので、町で山を造成して、無償で 10 年間造成費も全部町でやって、ただでお貸しをした。こんな時代もありました。

そんなときには、あまり批判はなかったんですけども、今その若者向けの住宅すんのに、前川議員おっしゃっていただいたようなことを取り組んでいって、特に、応援をしていただけるんなら、それは是非進めていきたいなと思います。町も結構いろんなところに、財産がありますので、活用できればなと思いますので、またそのときには、町民の皆さん、また議会の皆さんがどういうお考えをお示されるのか、うちが提案をして、ということになりますけども。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11 番（前川 勝）** ありがとうございます。町長もう前向きに町有地をそういう方向も考えるご意思があるというふうに承りました。

是非ですね、町有地にかかわらず、個人の所有地でも、今はもう土地を守っていくのに高齢者が大変な思いをしている部分もございます。そういうところを本当に私は税金を投入してでも買って、若い人たちを呼び込む土地をつくってあげる。そうすれば、年に 3 つほどつくれば、保護者、大人が 2 人の子供を 2 人で年に 12 人ずつふえる可能性がある。安く土地を提供すれば、相可台もあるわけですけども、安く提供すればですね、それは町としての 1 つの施策としてやっていただければ、今も町長、町有地もあるっていうことでおっしゃっていただきましたので、これはもう是非前向きに。企画、筒井課長とも以前もこんな話もしたことあるんですけども、是非ですね、前向きに進めていただければ若い人が多気町に来ていただけるのではないかなというふうに思いますので、そういうことで、よろしく願いいたします。

議長、②問目の質問へ入ります。

それでは②問目なんですけど、以前より複式学級の発生がわかっていたにもか

かわらず、対策を打つことができず、今となってしまいました。教育委員会として複式を回避するためにどのような努力をされてきたでしょうか。また、回避のためにどのようなことが必要だったとお考えになるでしょうか、お伺いいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 前川議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員もご承知のように、来年度佐奈小学校の2、3年生の児童数の合計は14名であります。2学年の合計が16名以下ですので、複式学級の設置を視野に入れ、昨年度より教育委員会としては対応しているところです。

県内の状況を少しここでお示ししたいと思いますけれども、今年度40校73学級の複式が設置をされております。昨年度は近隣地域で1学級のみ複式学級を設置せず、独自解消、独自解消の中身ですけれども、学校の裁量で、専科教員を担任に充てて、複式を解消し単式学級とする、そういう独自解消をしている学校がございました。しかし今年度につきましては、複式学級を選択したという現状がございました。

複式学級を回避するための手立ては、先ほど申し上げましたとおり、児童数が関係するため、2学級の児童の合計が17人を超えるしかないというふうを考えております。

昨年度の取り組みとしては、複式学級を視察し、そのメリット及びデメリットとともに、指導方法について教育委員とともに研修を行ってきたところがございます。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11番（前川 勝）** 教育長のおっしゃるとおり、人数で決まってくる。それはもうもちろんそのとおりです。それ以上でもそれ以下でもないということなん

ですけども、このことを含めて、保護者の方とお話する機会もあったわけですけども、私は言われたのは、行政も、学校も、対応が遅いのではないかというご意見を保護者の方からいただきました。

それは今のおっしゃった教育長の、もう人数だから何ともしようないんやと。もうそれはわからんではないんですけども、このそれに至る、人数なんだけども、教育委員会として何かできないのか、ということ。今のおっしゃった専科の教員を付けて複式を回避するというのに近隣で至ったところがあるが、今回もうまた複式にしたということですけども、その辺も含めてですね、あとででるわけですけども、もっとやることが、ないって言われんのにないんかって、私も聞くんもあれですけども、非常にこう何か保護者、周りからするとですね、何で何にもしてくれなかったの、っていうことがですね、もう切々とこう伝わってくるという状況がございます。これ私これを書いとって、自分でも思うんですけど、人数はわかってる、人数によって起こるっていうことはわかっとなんですけども、それ以上、今教育長になんか答え言ってちょうだいって求めても無理と思いますので、これはこれで終わります。

次の問題へいきます。

何ともしようないので。

あ、そしたら町長お願いします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** 前川議員のほうから、わかっていたにもかかわらず、ちょっと初めにも触れたけども、もう平成 23 年に、実は僕が平成 16 年ごろに役場の仕事、幹部させてもらっとるときも、そのときにも、その前くらいに佐奈小学校が平成、確か 18 年やったと思うんですけども、その前にも、佐奈小学校の状況もうわかってましたので、子供の数が減ってくんは。佐奈も外城田も津田もそうでした。将来の学校統合目指して、佐奈小学校はあんな立派な学校できましたけども、もう鉄骨ぐらいでたてといたら、もう学校統合に備えたほ

うがっていうことを、当時も提案しとったんですけども、その後、先ほど言いましたように、平成 23 年にも。行政として、何も手をこまねいとったっていうことではありません。

自分の頭の中にあんのは、僕町長にさせてもらった翌年から、学校統合については頭の中にもありました。一番それが全てのことが解決できる。

よく先ほども言いましたように、子供がこれから多くの友達をつくって、いじめもなくしてっていうのには、もうもっといろんなことも通学のこともありますので、そんなことを考えると、学校を 1 つにしてやらなければ、クラスがえができませんことには、6 年間同じクラスでおったらちょっと「視野広げよ」って言いましても広がりませんので。友達つくれって言うても同じ友達ばかりになります。6 人や 7 人の子供の数で友達つくれって言うても、つくれやんと思うんです。それにはやはりもう 1 つにしなければ、という思いがありましたので、その当時から、平成 26 年にも同じようなことを出したけど、なかなか難しかった。

これはもういろんな思いがありますので、その保護者の方は、そのころ、何歳の子供をお持ちになってたかわかりませんが、やっぱりこれから先どうするんやっていうのはやっぱりみんなが考えてやらんことには、いかんと思いますので、ちょっと前川議員から、行政も教育委員会も学校もどう捉まえてとったんかということと言われすと、一応は、そんなことを頭の中に入れながら、もう子供の数、ずっと 10 年先までわかりますので。今、学校統合を検討委員会でやってもらおうと。その中には、複式はどうなんやとか、それから通学はどうなんやとか、そんなんも一緒に整理をして、これから検討してもらおうということになりますので、今検討委員会の中で議論をさせていただいています。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11 番（前川 勝）** 町長、23 年、18 年ってというようなことも出とるわけですが、これやはりもうこの少子化になってった根本は、そこにある。もう国は 30

年も 35 年も前からわかってたのに、本来こんなところで多気町議会の中で言う  
とんのもあれですけども、国の施策が悪かったと僕は、もうほかの人とはしゃ  
べっとるんですけども、国がもっときちっと地方を盛り上げるなんかを打って  
こなかった根本が悪いと、僕の中ではそのように思っております。町長は町長  
のお考えがあられて、今発言いただいたことだったんというふうに思います。

続きまして、次の質問へ入ります。③番目です。

複式学級が始まったとき、子供や学校現場の負担に対し、教育委員会として  
どのような援助を考えられるか伺います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 教育委員会の支援といたしまして、県教育委員会や他  
市町教育委員会へ複式学級の指導方法に関する情報提供、そして資料提供を呼  
びかけ、複式学級の指導方法に関する研修会、また発表会への参加の呼びかけ  
を促していきたいというふうに考えております。

来年度以降も現場の希望に沿って、県・町の指導主事の派遣、指導助言の機  
会を効果的に活用していければと考えております。

また、担任の負担軽減につきましても、児童が複式学級での異学年との学び  
の楽しさや良さを感じられるような取り組みを、他校の取り組みを参考に学校  
全体で支援できるよう教育委員会としてもサポートをしていきたいと考えて  
おります。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11 番（前川 勝）** 複式学級がなるならんはまだもうちょっと先、本当に決ま  
るのはもうちょっと先かなというふうに思っております。

そんな中で、今のいろんなサポートするっていうことでは、教育長としてお  
っしゃってもらったわけですけども、今、多気町では、介助員という名前で学

校に全体で 25 人でしたかね。20 人ですか。方がいらっしゃるという部分です  
すね。先生方と話をすると、その今後変わるんですね、学校支援員ですか、来  
年度は学校支援員になるのかな。という方の配置。手厚い配置をしていただき  
たいなということを話されております。

それから今教育委員会には、社会教育、人権教育で、教員の免許を持たれた  
お二人の方が、週 3 日ですけど、いらっしゃるわけですが、この教員免許を持  
たれた方が、学校に助っ人といいますか、入っていただける時間を設けていた  
だくと、もしその複式なった場合に、非常にこれは複式にせずとも済む。まあ  
後で、これも後に出てくるんですけども、そういうこともあり得るというよう  
なことがあるのですが、教育長お考えはいかがですか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 確かに、学校には介助員が今現在 20 名配置をされて  
おりまして、佐奈小学校には現在配置をされておられません。

先ほど、ご質問の中には少し触れられた程度でしたけれども、少し経緯のほ  
う説明させていただきながら、先ほどのご質問にお答えしたいなと思うんです  
けども、10 月 10 日に佐奈小学校の P T A の会長さんからその要望もいただい  
ております。学校のほうに県からの児童支援、加配・継続の支援が出されとる  
というふうなことがございます。私も直接会長さんからも聞かせていただきま  
したし、保護者の方からも、話をお伺いさせていただきました。教育委員会と  
いたしまして、今現在、県のほうへもその要望を上げる手だてをさせていただ  
いております。加配の要望をさらに複式が解消できる加配がないかどうか、確  
認し、そして、よりいい形での加配を、まず県からいただくということが一番  
最初の方法ではないかなというふうに、こう考えて取り組みをさせていただい  
てるところでございます。

また、町独自の取り組みといたしまして、先ほどの学校支援員、来年度から  
名前が変わる学校支援員ですけれども、それも、佐奈小学校からもその要望を

聞かせていただいております、何とかそういう対応もできないものかということ、町当局と今、一生懸命考えをさせていただいてるところでございます。

いずれにしても、子供たちにとって、学校での学び、複式学級の中での子供たちの学びが他の単式の学級と比べ、劣ることのないように、複式学級でよかったという状態をつくるということが第一でございますし、またしっかりと加配、あるいはその支援っていうのを考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11 番（前川 勝）** その辺も教育長、しっかりと考えていただけるということですが、複式の始まったときってということで、関連いたしまして、2点ほど。

教室の確保ですね。現在教室はですね、黒板は前しかございません。それから後ろにロッカーがあって、改造しなきゃいかんとなった場合ですね、複式に。その辺のこと、これもう12月ですから、4月からってということですね、その辺のことはもう、どちらになるかわからんですけども、考えていらっしゃるの、当然かなっていうふうに思うんですけども、その辺の教室の改造ですね。

その辺はどうなのかっていうこととですね、それから教育の今も話された質を落とさないってということですね。1人の先生がやはりその15名の子をですね、前と後ろで見るっていうのはですね、まあ落とさない、メリットも当然あるわけですけども、複式の。いろいろ書かれています。複式のメリットも書かれているわけですけども、1人の先生が2つの学年の違いを見るので、落とさない、確実にかける時間はへるわけですので、時間は減るということは、少なからずや、何らかの影響は出て、当然かなっていうふうに思うわけですけども、この2点、お願いいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） まず、教室の確保、改修等の件でございますけれども、これにつきまして、今現在まだどの教室を利用するかというふうな仮に複式学級という設置に、こうなった場合、どの教室を使っていくかということにつきましては、学校から具体的な提示がございません。今後、そのことにつきまして、要望をしっかりと受けとめ、対応のほう、していきたいというふうにご考慮しております。

それから、複式学級での指導のことでございますけれども、前とうしろでということ、私もええまちづくり懇談会の際に地域の方々にも、わかるように説明もさせていただいたんですけれども、専門用語で言いますと「直接指導」それから「間接指導」という言葉を使います。

「直接指導」というのは、先生が直接的に前にいる子供たちに指導する。その間、うしろのほうにいる別の学年の子供たちについては、自分たちが学習をしていく。それを交互に、直接指導する、間接指導する、直接指導する、間接指導すると。

実際にそういう取り組みの中で、私が聞かせていただいている報告といたしましては、それをうまく使い分ける。これはもう当然教師の研修を経て、ということにこうなりますけれども、使い分けることでの学習効果がある。それをうまく使い分けることによって、効果はあるんだと。なんで効果があるのかというと、子供たちは、間接指導のときに、自分たち誰かが毎日リーダーが交代をしながら、子供たちに、今先生がいないから、その子が先生のかわりとして、「はい、今ここを読んでいてください」「今これについては、どうですか」ということが、1人1人役割分担がなされて進めていくというのが、他校で進めているってことで報告がされております。

そういうふうなところも、うまくこう使いながら、進めていくということと、それから、異学年と一緒に、一緒の教室で、また学校行事と同じ学年として取り組むということがお互いに効果がある。また、上の学年の子が下の学年を指

導していく。下の学年がさらにそれを受けて、しっかりと上の子たちの様子を見て、次自分たちがそういう立場になったとき、何ができるかということを考えながら、数年間過ごしていけることによって、その数年間培われた力というものが備わっていくと、いうふうなことで、聞かせていただいております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11番（前川 勝）** 是非、教育長、いろんなことをお話いただいたそのように実行いただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次の質問に入ります。

④番。佐奈小PTA会長、保護者から複式学級にならぬようにとの要望に対し、教育長は「児童生徒支援加配が来年度佐奈小学校につくように努力する」と述べられているが、県教育委員会の判断状況はどうであるのか。また、いつの時点で決定されるのか、お伺ひいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 例年ですと、加配っていうのはだいたい、3月中旬から下旬ということに、こうなっております。昨年度の、これは別の加配でございましたけれども、そこに新しく新設される特別支援学級につきましても、3月の最初になってもなかなかわからない。学校から「どうですか、どうですか」という話しも聞かせていただくことがあったんですけども、最終てきにわかったのは3月の中旬を超えてからというふうなことでございます。これはもう県下一斉にということになりますので、今年度も変わりはないのではないかなというように、こう考えております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11 番（前川 勝）** これは先生の配置決めてから加配を決めるっていうことになってくるからこうなるんだろうと思うわけですが、是非ですね、これはもう教育長、何度でも、県へ出向いていただいてですね、とにかく加配つけていただければ、複式は免れることができるというか、通常の単式学級で存続させることができるわけなので。それと、これは来年度の話ですが、毎年このことは問題を起こるわけなので、1度、今年つかないと大変なことになると思うんですよ。令和2年度につけば令和3年度もつく可能性が高いというふうに、通常は普通考えられるわけなので、この令和2年度のことがもう本当に何としても、その加配に向けてですね、教育長もう思いっきりこう働いていただきたいなっていうふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、⑤番に入ります。

⑤番。以下、この書いております4点は、義務標準法及び学級編成の標準からの抜粋であります。ちょっと紹介させていただきます。

I) 学級編成の原則は「同学年の児童または生徒で編成する」であり、複式学級として編成しなければならないでなく、「編成することができる」という規定であります。

II) 現在、学級編成は地方公共団体の教育委員会が、学校の児童または生徒の実態を考慮して行うと改正されております。

III) 市町村独自で教職員の任用も可能となっております。

IV) 国や都道府県教育委員会が定める学級編成の基準は、あくまでも標準にすぎず、どういった学級編成にするかは、学校の設置主体である市町村の判断である。というふうに書かれております。

これらのことより、もし複式ということ考えた場合、町独自による複式学級編成をしなくてよい方策があるようでもあります。教育委員会の見解を伺いたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 今、教育委員会のほうでは、さまざまな要望が学校から寄せられております。これは例年でもそうですけれども。

ただ、町としては、まず先ほど出てきました介助員、学校支援員ですけれども、20名の配置をしていただいております。また、それぞれの学校に司書が配置され、非常にこう他の市町では見られない、厚い対応をしていただいております。それから小学校の外国語活動、教科が始まるというふうなこともあります。その前から、小学校にも、ALTを配置していただいておりますし、町全体を見るCIRも町へ置いていただいております。

そのようなことからこの複式学級に対する町での教員を採用するっていう状況は、一旦置くということになりますと、最終の4年間っていうことになります。

また、令和7年度には2つの小学校で、そうするとまたもう1名さらに。次の年には3校で複式学級。3名の教員を町で配置するということになる、非常に厳しい状況があるのかなというように思っております。

そういうことから、まず、第1に対応するのは、先ほども申し上げましたけれども、県への加配を要望する。このことを横において、町単独で教員を配置するということになる、「多気町には加配が要らないんやな」と。「町での単独の配置ができるんだな」ということで、次要望しても難しくなってしまうのではないかなということを、私自身ちょっと懸念をすることでございます。

そういうふうな意味合いからも、先ほど何回も繰り返しになりますけれども、県への加配を第1優先という形でさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11番（前川 勝）** おっしゃるとおりのことも考えられると思います。ただ、別に口で言っていたかなくていいので、並行してですね、いろんな対策を考

えていってもらおう。まずはおっしゃったように、県へ加配をとにかく一生懸命  
お願いに上がるというようなことをしていただければなど。

それから1つだけ、最初のほうの質問の中で、社会教育とか人権教育の教員  
免許を持たれた先生方っていうのはですね、これは是非ですね、並行して、今  
の加配とは別に、これはやっぱり教育委員会として並行して対応していく、考  
えていく、何かのこともやっぱり模索しといて欲しいなというふうに思います。

これでこの質問を終わります。続いて、2番目の質問に入りたいと思います。  
食品ロス調査についてということで、質問させていただきます。

本年10月1日付けで、環境省による「食品ロス削減推進法」が施行され、  
市区町村に対し努力義務ではありますが、発生量などの実態把握と削減対策の  
計画策定が求められております。

まだ食べられるのに捨てられる「食品ロス」の発生量を調べている市区町村  
は2017年度時点で8.5%にとどまっていると、環境省調査でわかったと報じら  
れております。

その中で①番。当町2つの給食センターにおいては、食品ロスを把握され調  
理内容等に生かされているのではないかと考えるところですが、現状はどのよ  
うになっているか伺います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

**○教育課長（上山 善也）** それでは、前川議員の質問にお答えさせていただきます。

学校給食センターでは、各小中学校別に毎日の残量を、主食とおかずに分け  
て給食センターにおいて確認をしているところでございます。

食べ残しを減らす工夫として、児童生徒からのリクエスト給食や図書館メニ  
ューで希望に沿った献立にもしながら、給食に興味を持ってもらえるような取  
り組みもしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） それでは、保育園給食センターの状況をお答えいたします。

保育園の給食センターにおきましては、毎日の食べ残しの状況を保育士がチェックし、月1回の園会議において、どのようなおかずの食べ残しが多かったのか、話し合いをしております。その話し合いの結果は、栄養士に報告しております。報告により栄養士は、次の献立では切り方を変えたり、味付けを変えたりし、子供たちがバランス良く適量食べることができるように、作成しております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 給食センター等では調べる、これ保育所は、量は確認しとらんのですか。

学校のほうでは、計測っていうんか、残量を確認、重量をとるとかなんかしてるんかなと思うんですけども、保育所では、保育士さんが見るっていうだけで、何らそのどんだけ月何キロ出たとか、そういうことは行われていないんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在のところ、学校給食センターのように残飯用のはかりがございません。目視で確認し、評価し、工夫につなげている状況でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） それはやはりですね、食品ロスを自治体として調べていくふうになっているというか、行わなきゃいかんというふうに、努力目標ですけ

どもなっておりますので、やはり自治体が経営というか、やるものについてはですね、その残量はやはりきちっと、はかりがいるっていうんであればやっぱり確保して、調べていかれることがいいのではないかと思いますがいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 現在調理用のはかりはありますが、残飯となりますと、時間も経過して調理用のはかりを使うのは残飯を調理室に運ばなければならないというような状況もあり、調理室では清潔を保つように配慮しておりますので、区別していきたいと思っております。

ですので、今現在、残飯のはかりはございませんので、今後ですね、どうしていくかっていうのは、まだ何も検討されてない状況ですので、今後、検討をしていくような状況になると思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

前川議員。

○11番（前川 勝） 給食センターについては、保育所のほうも今後そういうことも検討されるっていうふうな、していかなきゃいけないっていうふうな答弁だったと思いますので、是非これは、やっていただいて、多気町全体の食品ロスをつかまなきゃいかんので、まず行政が行われているところが掴んでなきゃ話にならないので、そのへんは是非ですね、やっていっていただきたいなというふうに考えます。

②番目へ入ります。

今も話しましたように、町全体の食品ロスを追求することは、当町生ごみ対策にもつなげることができる1つの方法であると考えます。

発生量に対する計画策定が努力義務とされているわけですが、現在及び今後の町の進め方を、どのように考えられているか伺います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

高山町民環境課長。

**○町民環境課長（高山 幸夫）** それでは町民環境課のほうから答弁させていただきます。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国連の「持続可能な開発計画」SDGsですけれども、これを踏まえて、2030年度までに、2000年度と比べて家庭からの食品ロスを半減するというような目標が定められました。

食品ロスを減らすことについては、ひいては廃棄物全体を減らすことにつながるということで、重要なことと認識しております。

まずは食品ロス削減の重要性について理解を深めるための啓発が必要と考えております。その上で、まずその実態を把握し、住民・事業所・行政それぞれの責務としての取り組みを考えていきたいと思っております。

まずその実態を把握するに当たってですけれども、非常に食品ロスってというのが、どれだけ占めているのかということを見極めるに、非常に難しいところがございます。生ごみ全体ではなくて、食べられるのに捨てられてしまっているものということですので、それがどのぐらい含まれるのか、これについては、いろいろ環境省等の手法等をですね、調べて、これからその調べ方を確認した上で、多気町でどのぐらいの実態があるのかということのをまず掴むのが必要かということで考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

前川議員。

**○11番（前川 勝）** 課長おっしゃったように、とにかく調べなきゃいかん。努力義務ではあるけども、これは大事なことです。それから2030年ですか、食品ロス半減というようなことを話し合われている。

ただその自治体のいろんな考え方なんですけども、今現在、その職員の方がいろんな業務をしているので、食品ロスに時間を使えない。財政的にも厳しいというようなことも、新聞等には書かれている部分もございます。

ただ、これは重要なことなので、調べなきゃいかん。そういうことで、今のおっしゃった「周知をする」ということで、これ四日市の食品ロスに携わったパンフレットというか、全戸配布してるんでしょうね。1世帯当たり、約6万円、年間無駄にしているというような、これ四日市のチラシです。

だから、今町広報にこんな3行くらいか4行くらい書くのではなく、やはりこういうもので、皆に周知をすることが非常にこう効果があるのではないかなというふうに考えますので、

年間6万円、1世帯当たり6万ロスしてるっていうことですので、これはもう大変な金額なので、これを町民の方も知ればですね、「ああもったいないな」というふうに思って考えていただけるかな。それから市によっては、どこかは「もったいない条例」を議会で発議してっていうようなことも見ました。確かにこれ多気町議会でもやったらどうかなっていうふうに思ったわけですけども、こういうチラシもありますので、是非ですね、食品ロスをゼロにはならんのでしょけれども、まずは調査する方法、周知等をですね、環境、高山課長の力でですね、是非進めていっていただきたいなというふうに思います。

これで終わります。

**○議長（吉田 勝）** 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

---

#### **（10番 森田 勉 議員）**

**○議長（吉田 勝）** 2番目の質問者、森田勉君の質問に入ります。

10番、森田議員。

**○10番（森田 勉）** 10番森田。

議長の許可をいただきましたので、いじめ、不登校の撲滅と教育委員会のあべき姿について一問一答で質問をさせていただきます。

まず助走からちょっと入らせていただきます。

県、教育委員会の平成30年度小中学校の児童生徒のいじめ問題に関する調査結果を見てみますと、小学校2,282件、1校当たりの認知数6.1件、中学校

623件、1校当たり3.9件、近隣の松阪市では平成30年度の公立小中学校においても、いじめ400件、不登校244人と増加傾向にあると掲載されていました。

どこに要因があるのか、データ採取は各市町それぞれで異なるところもあると思いますが、いじめや不登校による相談は、担任に重くのしかかっているのではないかと思います。

教育長の議会諸報告では、学習指導や学力向上、体力向上についての過程や結果は、度々報告されていますが、教育における、いじめ、不登校、その他の諸問題については、これまで報告していただいた件数は数少ないと思います。私は、いじめ、不登校が皆無に等しいと思っていました。

しかし各地域を回りお話をご父兄にお聞きしますと、問題が起きていることがわかりました。特にいじめに対しては認定が難しく、学校との情報が共有できていないところもあると思っています。指導する立場である教育委員会の情報収集不足とは思いませんが、問題がリアルタイムで入ってこないのが要因なのではと思っています。

そこで適切な指導、初期対応が遅れ、その結果、子供たちの心にも影響を与える可能性があるのでは、また父兄に不信感を抱かせるようなことになっているのではないかと考えています。このようなことは全国的に言えることではないかと思います。

今回の質問は、初期対応により、問題解決につながるには、どうしたらよいか、教育委員会の立場としてお聞きします。質問の中で、関連性をもった質問内容になっています。よく似た質問、答弁が重なるところもあると思いますが、幾つも重なった内容が、重要な対応策、結論であるのではと私は思っています。

それでは①つ目の質問に入ります。

町内過去3年間のいじめ、不登校、虐待、保護者とのトラブル等について、教育委員会として把握している件数を伺います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは森田議員の質問にお答えさせていただきます。

過去3年間、それぞれの件数について報告させていただきます。いじめ15件、不登校40人、虐待2件でございます。以上が教育委員会として、把握している件数でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 件数を提示していただきましたが、どのように判断しているのか、考えるところもあります。学校内部で処理された件数もあると思いますが、各学校の努力と日常管理が行き届いていると判断するのか、撲滅を目指さなければいけないのか、意識の持ち方だと私は思っております。

そこで、教育委員会として、結果を見て、どのように思われとるか、その辺をお聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それではご質問にお答えさせていただきます。

森田議員の質問の要旨にもあったように、平成30年度の小中学校の児童のいじめに関する調査の結果の三重県における1校当たりの件数と本町と比較しますと、小学校では下回っておりますが、中学校では三重県の件数より1件ほど多くなってございます。いじめが少ないからよいのではなくて、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものだと、こう思っております。

そういうことを踏まえながら、児童生徒に対するいじめの未然防止の教育をしながらですね、そういったいじめを生まないこういう環境づくりといたしますか、そういったところで学校が中心となって継続的に取り組んでいくことが大事だと考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10 番（森田 勉）** 答弁の中で、いじめを生まない環境づくりに取り組んでいかなければいけない、まあ漠然とした答弁ですが、環境づくりには、課題が多く山積していると思っております。今後の取り組み、今以上によろしく願います。

続いて、関連質問を4つばかり行います。

いじめの認知について、どのように、また、どこまでいじめと判断しているのか、基準があると思うが、お聞かせ願います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

**○教育課長（上山 善也）** それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

いじめの認知につきましては、定期的にアンケート等で実施しておったり、日常の児童生徒との先生の会話の中でですね、把握しているところでございます。

また、議員のおっしゃっておりますいじめとしている判断の基準につきましては、いじめの防止対策推進法等がございまして、それを踏まえて、三重県でも、いじめ防止基本方針を策定しております。多気町においても、多気町いじめ防止基本方針っていうのを策定しております。平成26年に作成しております。その中で、いじめとはというようなところで、定義もうたっております。

少しその基本方針のいじめの定義を言わせていただきますと、いじめとは、児童生徒に対し、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な環境を与える行為であって、行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとうたっております。

また、町内の各小学校におきましても、いじめの防止の基本方針の策定もしておりますので、そういったいじめの防止の取り組みをですね、各小中学校でもですね、早期発見というか、早期対応してもらいながらですね、そういった体制を定めながら取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 答弁にありますように、いじめの認知方法は、法に基づいて行われ、多気町各学校においても基本方針に取り組んでいるとの答弁いただき、早期発見、対応、相談、指導に取り組まれていることがよくわかりました。

先日来、テレビによる報道ですが、多額の現金をおどし取られるいじめ、対処に時間がかかってしまったことについて、ないとは限らない重大事案、教育委員会として、そのようなことが起こった場合、どのように捉えていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、質問にお答えさせていただきます。

先ほどの森田議員の質問で、私も今回の言われております事案については、テレビで拝見のほうでしたが、今回のケースですと、多気町のいじめ防止基本方針の中にですね、重大な事案のケースっていうのが載ってございます。今回のケースですと、確か金銭が要求されたっていうようなことでございますので、そういったケースですと、「重大事態」というふうに考えられますので、学校を通じてですね、このような重大事態の報告があった場合はですね、適切かつ迅速に対応するようになっていくことで、取り組んでもらうようになっております。

このような重大事態をですね、当然防止し、取り組んでいく必要がですね、各学校において、同じことにはなりますが、迅速かつ早期発見してもらいながら、対応してもらっているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 考えはわかりました。

それでは、次に進みます。

いじめの発見のきっかけについてお聞きします。学校の教職員からの報告によるものが多数を占めておりますか。お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

いじめの発見につきましては、日ごろから児童生徒の小さなサインといえますか、そういったところをですね、先生方が見逃さないようにっていうようなところで、また、児童生徒との信頼関係といえますか、そういったところを構築しながらですね、また、先ほどの質問にお答えもさせていただいたんですが、アンケート調査等も行いながら、また、面談等もですね、実施しながらですね、取り組んでもらっているところでございます。

そういった状況の中からですと、直接保護者の方が教育委員会にこういったいじめの報告を頂戴することもございますが、基本的には、学校から教育委員会のほうへ報告をもらうことが現状では一番多いところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） わかりました。

続いて、そのようないじめのときに、ことが起こった場合、教育委員会として、対応について伺います。

いじめの対応について、教育委員会として学校から報告があった時点でどのように行っているのか、伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

いじめの対応につきましては、「いじめ」ところ確認された場合には、直ちに学校からですね、いじめを受けた児童生徒に対しまして、事情をですね、確認しながら、適切に学校現場において、指導をしてもらっております。また、学校で組織的な、対応もしてもらっているところでございます。

また、学校だけではなくて、家庭への連絡や相談等もしながらですね、また、各関係機関とも連絡を取り合いながらしているところでございます。

教職員が日ごろからですね、いじめを把握した場合の対処のあり方についてですね、理解を深めておくことが重要かと考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10番（森田 勉）** 学校側の適切な対応、対処方法のマニュアル化ができていると判断しました。ただし、先生が理解不足になっていないか、調査が必要な気がします。何事もスピードをもって適切な対応を行っていただきたいと思っております。

続いて、関連質問します。いじめに対するアンケートの実施は、教育委員会として、どのように行っているのか。また、年何回ほどアンケート調査を行っていただいているのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

**○教育課長（上山 善也）** それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

いじめに対するアンケートは、国及び三重県のいじめの防止基本方針の中で、早期発見のためにですね、定期的なアンケートをする必要性が述べられておりますので、そのいじめに係る定期的な調査の一環として、県内全ての小中学校において、アンケートを実施しているところでございます。

また、回数につきましてはですね、年2回～4回程度、各小学校においてアンケートを実施しておるところでございます。

また、年2回ほど、Q-Uの調査もごさいます。Q-Uの調査では、その学校や学級の満足度調査になりますので、そういったところでもですね、児童生徒の普段の様子といいですか、そういったところも把握できますので、そういったところで、調査の中で、いじめの早期発見につなげているところでごさいます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10番（森田 勉）** 楽しい学校生活を送るためのアンケート、Q-U調査まで行っていただいているとのこと。きめ細かなアンケート、回数による問題点の早期発見、今後も続けていただき、データ化して、活用をお願いいたします。

では②つ目の質問に入ります。

いじめや、不登校の要因は多種多様にわたり問題はあると思うが、初期に問題を把握し解決するためには、どのようにしていかなければいけないか、伺います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

**○教育課長（上山 善也）** それでは、質問にお答えさせていただきます。

いじめの問題を把握し解決するためには、いじめの早期発見が大切で、いじめに対して迅速に対処することが大変重要であると考えます。

しかし、遊びやふざけあいを装ってですね、行われるってこともごさいます。いじめに気づきにくく判断しにくい形で行われることもごさいます。そのことを認識し、些細な兆候であっても、早い段階からの確にかかわりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要と考えます。

定期的なアンケート調査やいじめ防止等への取り組みについて、周知・啓発などを行い、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守っていくことが必要であると考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 今までの答弁の中で、繰り返し出てくる言葉、「早期発見」ということなんですけども、この言葉が撲滅に対する要因の1つと私は捉えております。いじめを発見、報告があれば、最優先で対応することの姿勢が大事になってくることは、おのずとわかっていただいております。

引き続き、質問します。

現場サイドが処置して、教育委員会に報告が遅れることが今までなかったか。お聞きします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、質問にお答えします。

いじめの事実が確認をできた時点で、学校は直ちに教育委員会のほうへ報告をいただくことになっております。その際に、教育委員会としてもですね、学校のほうに指導、助言等しながらですね、早期解決に向けて、取り組んでいるところでございます。

そういったところで、学校現場においてですね、いじめの疑いがある情報があったときには、まず当然学校のほうで迅速に対応をしてもらいながら、保護者との連携の中で、例えば確認時間を要したことによってですね、教育委員会へ実際報告が遅れるっていうようなことも、実際的にございます。その事実を確認等にですね、時間を要した結果ですね、早期発見へと、早期解決ですね、そういったことに、こうつながらなかったことも過去にはあるのかなと思っております。

いじめの発見、通報を受けた場合にはですね、速やかに組織的に対応しながら、早期発見にですね、取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 保護者との連携のなかで、時間を要したことにより、教育委員会への連絡、報告が遅れるようなことがあったとの回答ですが、他県でも同じような記者会見がございました。事の重大さに応じ、第三者委員会を開催し、的確な指示、万全な体制でいじめ撲滅のほうにお願いしたいと思っております。

続きます。

いじめや不登校に至るような事例が、アンケート以外に父兄からの問題提起や是正の要望を、学校を通じ、または教育委員会が直接受けるようなことはなかったか、伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは質問にお答えします。

直接ですね、そういう保護者からですね、教育委員会のほうへご連絡をいただいてですね、そういったいじめにですね、早期に対応してほしいというようなですね、ご意見をですね、過去に頂戴したことがございます。

そういった中で、すぐにどういう状況なのかっていうようなところで、学校にも指示を出しながらですね、確認もしながら、早期解決に向けて、取り組んでいくようにですね、学校と、場合によっては各関係機関とですね、連絡も取りながら、行っているところでございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 父兄の意見に対し、一手間、創意工夫に取り組まれているように思われました。

③つ目の質問に入ります。

学校内部で隠蔽されるようなことはないと思いますが、教育委員会と学校との情報共有は、日常どのように行われているのか、教育長に伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

教育委員会と学校との情報共有につきましては、4月当初、定例校長会におきまして、特に今年度につきましては、7校中4校におきまして1年目の校長先生というふうなこともありまして、学校職員間の「報告・連絡・相談」これにつきまして、大切であるという話を冒頭で校長に話をさせていただきました。さらに、教育委員会への報告の徹底、これを指示しております。

また、具体的な情報共有の方法は、毎月各校から「不登校・虐待・いじめ等」の報告、校長会ではそれぞれの状況の説明、また詳細な内容については、改めて時間を取り、校長から聞き取りを行っているところでございます。

常日ごろから相談や報告を受け、その対応を行うと同時に、関係機関との連絡調整等をはじめ、解決に向けた助言・指導を行っております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 風通しの良い関係が崩れないように、今後も努力していただきたいと思っております。

続いて質問します。

教職員のストレスも多大なものになってきていないか、教職員が1人で問題を抱え込んでいないか、ストレス緩和について聞き取り調査を行っているのか、個々の教職員の抱えている問題の把握を学校長と教育長、どのように連携して話し合いを行い、情報の共有をさせていただいているのか、合わせて伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） お答えさせていただきます。

先ほど言われました、教職員のストレスにつきましてでございます。

日々忙しい学校現場で子供たちにかかわっていただいております先生方は、さまざまな課題を抱えながら、その解決に向け熱心に取り組んでいただいているところがございます。

学校においては、校長が教職員に対し年間2回～3回程度、面談を行うこととなっております。また、県教委のストレスチェックっていうのが、こうございまして、その調査の実施、そしてそれをもとに、相談の機会を設けたり、また町の健診結果や月80時間の勤務時間を超える超過勤務の先生方のデータをもとに、その先生方に直接話をしたりということで、校長の面談実施と、そして医師への診察指示などの対応・指導が実施されております。その結果、また報告も受けているところがございます。

各校においては、またスクールカウンセラーが教職員の相談に当たるっていうこともございます。また、教頭はよく言われます「教職員の担任」、職員室の中で、教頭が前に座り、常に先生方の様子を見ているということで、「相談役・担任」というふうな役割を担っております。そういうことから、教職員の日頃の様子を把握し、校長との連携を図りながら、教職員の働き方や体調などにも目を行き届かせ、日頃の声かけや相談できる雰囲気づくりに心がけているところです。健康・体調面においても、校長から報告の相談を受け、早期に対応のほうもさせていただいているところがございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10番（森田 勉）** 健康管理においても、校長から教育委員会に報告するシステムができあがっていると判断しました。

どの課でも言えることなんですけども、当たり前のことを当たりまえにできないから事が大きくなるわけなんですありまして、先生自体問題を1人で抱え込んでしまうようなケースがあると私は判断しております。

そのようなことがないように、さらに体のチェックをお願いいたします。

続きます。

教育長として、校長会にていじめや不登校撲滅、その他について、組織をうまく取り仕切らているような答弁でしたが、良好な状態を保つように、俗に言う「ガバナンス」。どのように取り組んでいただいているか再度お聞きします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** ガバナンスにつきまして、お答えを申し上げます

教育委員会としては、校長会において、校内での「報・連・相」及び教育委員会への「報・連・相」、重要性を4月当初に、先ほども言わせていただきましたように、確認をしております。

また、テレビや新聞等メディアにおいて、幼児への虐待等の問題が報道される中、児童虐待防止に係る教育委員会及び学校の対応について、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合、速やかに関係機関へ通告しなければならないこと。また、学校及び教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の確証がないときでも、早期対応の観点から通告を行うこと、とされる通告の義務について、具体的な説明も行っているところでございます。

他県で起こっていることだからと放置せず、本町教育委員会、各学校でも、すぐに点検、確認をしながら、的確な対応ができるように進めているところでございます。

またいじめや不登校等につきましても、数字だけの報告に済ませず、担任の対応に任せていないか。学校としての対応になっているか、についても確認し、また報告で終わるのではなく、保護者へのサポートや関係機関との連携も視野において進めているところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10番（森田 勉）** トップの判断で、良い方向に進むか、また逆方向に進むか

は、かじ取りは大変だと私は思っております。教育長のリーダーシップで任期中の当町の教育が今後も良い方向に進んでいくことに期待しております。

続きます。

いじめ相談相手は、どうしても特殊なことを除き、学級担任となっていると思うが、負担軽減について、校長会でも話し合いがあると思いますが、どのような対応をとっていけばよいと思うか伺います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 校長会との対応につきましては、日ごろから連絡を受けやすいような体制っていうのを取れるよう、心がけているところでございます。

先ほども言わせていただきましたように、1年目の校長先生が多いというふうなこともあり、私といたしましては、いつでも教育長室に来ていただいて、相談のほう、かけてくださいと。細かいことでも結構ですというふうな話もさせていただいているところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10番（森田 勉）** 現状把握、問題解決、今後の課題のプロセスが大事だと思っております。事が起こって対処し、今度二度と起こらないためにどうしたらいいか。やはり歯どめが必要となっております。撲滅の中で、1番大事と判断はしております。繰り返さないこと、できそうでできない。どこに原因があるのか、課題となりました。

次の質問に入ります。

今後起こりうる可能性を秘めたいじめ、不登校の予防対策がマニュアル化されていると思いますが、どのように手引きを利用、展開しているのか。文科省指導以外の町独自のものは26年度に作成されていると先ほども答弁にござい

ましたが、学校とどのような話し合いが持たれているのか重ねて教育長に伺います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** お答えさせていただきます。

平成 26 年度には、各校において「多気町いじめ防止基本計画」をもとに「いじめ防止基本方針」を作成しております。

その内容は、校内組織の設置、いじめ防止等の対策のための具体的な取り組み、重大事態発生時の対処等が書かれ、マニュアル化され利用されております。また、各校において、4 月当初の職員会議等でその内容について確認することとなっております。

不登校対策につきましては、マニュアルは作成しておりませんが、各学校において、安心できる学校づくり、教育相談の充実を図ることで、未然に防ぐ取り組みを学校教育活動全般に取り入れ、生徒指導年間計画の中での取り組みを行っているところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10 番（森田 勉）** 教育長におかれましては、重ね重ね、詳細な答弁ありがとうございます。

続きます。

子供たちは宝です。将来、輝き放ち多気町を背負う大人になっていかなければいけないと思っております。手を差し伸べ、心豊かな子供たちが育っていくために、日ごろ、教育の中で何を行えばよいか、再度教育長としての考えをお伺いいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○**教育長（橋本 弘司）** ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

町内7小中学校の児童生徒が安心して信頼できる学校づくりには、地域の方々をはじめとして、保護者、学校、教育関係機関との連携が大切であるって言うことは言うまでもございません。

また、教育委員会は、情報収集やその発信の役割として、核になる存在であると考えております。情報や相談に対し、常に情報を十分に把握し、即対応をしておるところでございますが、日ごろの口頭の報告後、その情報の把握に時間的なずれが生じたことも以前ございました。そういうことを反省をしながら、口頭での報告の後、すぐに情報共有を紙媒体でも行うというふうな取り組みにさせていただいているところでございます。

以上です。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

○**10番（森田 勉）** 教育長のさらなる貴重な答弁、訓示を聞いているみたいで、私もそうであらなければいけないと思っております。

答弁でもありますように、学校、家庭、地域の連携、学校では見せない姿、子供が活躍する場はさまざまな機会があると私は思います。今まさに学校統合について検討されていますが、子供がどのような行動を起こし、活躍する場を求めているか、子供中心で基本に立ち、考えていかなければと思っております。

最後の質問に入ります。

教育委員会での情報の共有がなければ、問題解決が遅れます。「報連相」について、教育委員会の長として職場内でどのような活用をし、日常の問題を把握されているのか、伺います。

○**議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○**教育長（橋本 弘司）** 先ほども少し触れさせていただきましたけれども、まず、以前、口頭での報告というようなことで、少し対応が遅れてしまったとい

うふうなことがございました。

それを猛省することによって、今現在、学校からの連絡が入った時点で、すぐに課内で情報共有をし、そしてさらにその後に、紙媒体において、全員が共有するというふうな基本的な形でしっかりと対応していくと、こういうふうなことを考え、進めさせていただいているところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

**○10番（森田 勉）** 今回の質問に対し、教育委員会として、丁寧な答弁いただき、誠にありがとうございました。

もう1つありまして、これが本当に最後になるんですけども、副町長にちょっとお願いがあるんですけども。

課長会での報連相のサイクル、どのように活用されているか、お聞きします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** ただいまの森田議員の質問に答えさせていただきます。

行政部局としまして、私は各課長より相談を受けていると思っております。そのときに対応できるものにつきましては、そのとき指示をいたしております。また相談内容によりましては、複数の課をまたぐ場合もございますので、そのときは、その課も呼んでおります。

また、今現在、例えばアクアイグニスの事業がございます。その場合につきましては、企画とか上下水道、建設課、そして農林課もっていうことでございますので、政策調整委員会によりまして協議をいたしまして、事業推進をいたしておるところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

森田議員。

○10番（森田 勉） 報連相の「報告」の中ですが、上司の顔色をうかがい、いたいことが言えないようなことがないように思いました。皆さん言いたいことが言っていただけると、私はそのように思っております。これが本当の上下関係ではないかと私は思っております。

今後も継続していただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、森田議員の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

（ 10時36分 ）

（ 10時45分 ）

（3番 木戸口 勉幸 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。続けます。

3番目の質問者、木戸口勉幸議員の質問に入ります。

3番、木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 3番、木戸口です。それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

私は今回、1点の質問を通告をいたしております。一問一答でよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

質問項目であります。豪雨による災害対策から町民の命をどう守っていくのかにつきまして、質問させていただきます。

今年の関東地方を襲った台風は、9月9日の台風15号、10月12日の19号、10月25日の集中豪雨で、あわせて105の方が亡くなりました。

台風や大雨がたびたび発生、行政機関だけでなく個人一人一人が、いざというときにどうするかが改めて問われております。中でも、台風19号は今までに経験したことのない大雨を降らし、水が町を人をもみ込んだ大雨は、大きな河川だけでなく中小河川含めると73カ所で氾濫、決壊をいたしました。

また防災上必要な貯水機能を持つ 12 のため池も決壊をいたしました。ため池が決壊をしますと、まさに大津波のような勢いで山から水が迫ってくるということになります。まさに自然災害の脅威であります。

これらの災害にどう教訓をつなぎ、どう命を守るかであります。台風、地震による自然災害の絶えない日本で暮らしていくために、自助力を高める防災は極めて大事なことであります。台風 15 号、19 号、豪雨災害を見てですね、災害から町民の命をどう守っていくのか、順次お伺いをいたしたいと思えます。

今回の質問は河川、それからため池を中心にですな、いろいろと質問をしてまいるわけではありますが、これも町民のいろんな声を背景に質問させていただくものであります。

まず①といたしまして、かつてない広範囲に及んだ台風・豪雨災害を見てですね、今後の教訓としてどう生かしていくのか。本町の災害に対する危機管理につきまして詳細な説明をお聞きしたいと思えます。総務課長からお願いしたいと思えます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

今年の台風による本町での被害につきましては、今回の補正予算にも計上させていただきましたが、町道や林道での災害というのはございましたが、家屋や人命に及ぶような被害につきましては、幸いにしてありませんでした。

しかしながら、県内・県外問わずですね、発生しました河川の氾濫、決壊、それからため池の決壊、さらに土砂崩れにつきましては、本町においても、発生する可能性が非常に高いものでございます。いくらハード的な整備を行ったといたしましても、全国ではその想定を超える災害が発生をしております。

そこで、重要になってまいりますのが住民の方々や行政が、どのような、その災害に対して行動をとるかということだと考えております。

以前に比べまして、気象予報の精度が向上し、台風につきましては、かなり

前からその進路、それから規模等が把握できるようになってきております。

一方、行政からの避難情報の伝達手段も、防災行政無線であるとか、携帯電話へのエリアメール、それからテレビでの周知など、その手段も多くなってきております。

しかしながら、情報が多くなったといたしましても、住民さんが真に必要としている情報がしっかりと伝わっているのか、そして、情報が伝わったとしても、それが避難などの行動につながっているか、ということを考えますと、これらの課題は多いと考えます。

被害が発生すると、必ずですね、「まさか、こんなことが起きるとは思っていなかった。今まで、大丈夫だったので、考えていなかった。」などという言葉がよく聞かれます。幾ら備えをいたしましても、災害は必ず起きるものだという認識を改めて確認するとともに、他の自治体での災害発生の例をもとにですね、いろいろ対策を考え、住民さんがいざというときに自主的に行動できるようなさまざまな防災訓練を、地道に、繰り返し繰り返し実施していくことが重要と考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** それでは、また少し改めてお聞きしたいと思いますが。

先般のですね、台風の被災地がかなり広範囲に及んだわけですが、お聞きをしますと、その中で被災地へ行かれたということでお聞きしたんですが、その被災地へ行かれてですね、そのどういうふう感じて、今後の防災にどう生かしていくのかっていうことの考えが持たれたと思うんですが、それについての感想なり考え方を、答弁をいただきたいというふうに思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 今回、台風 19 号で大きな被害を受けました長野県

長野市のところへですね、先月 11 月 6 日・7 日、平日ではございますが、事前に私のほうで職員のほうに声をかけまして、行ける方は行きましょいうということで、職員に声かけまして私含めて 5 名の職員が、ちょっと平日休暇をいただいで行ってきたわけでございます。

車、いわゆる災害廃棄物も移動もというふうな状況もありましたので、軽トラックを 1 台持っていったような形で、参加をしてまいりました。2 日間に分かれまして、軽トラで物を運ぶ者と、それからいわゆる住居にお邪魔をして、行ってきたわけでございます。

ちょうど災害発生して、その時点で一月弱経ってるような状況でございましたが、私は 2 日間とも民家っていうか住居のところへ行かせていただきました。ほかの職員も行ったんですけど、まさしくその行った場所は、御存じのように長野県長野市の千曲川というところが流れてまして、その千曲川が決壊したところから数百メートルのところのおうちでございました。テレビにもその民家があとで見ますと映っていたようなところへお邪魔をさせていただきました。

状況といたしましては、2 日間ともいわゆる家の床下にたまった泥上げが主なメインの作業となっていました。災害ボランティアセンターっていうところへ行きまして、1 組 5 名で 1 グループを順次もう来たから、出身地とかそういうの問わずにですね、させていただいたところでは、私の 2 日間行ったところは、ほとんど県外、平日でしたから県外からみえた方ということで、まずその参加の内容をお聞きしますと、私たちは 1 つ行政でどういうふうなことができるかっていうのも含めて、行きたかったというところもありますし、私と同じグループになった方は、実は北陸のほうからおみえになった方です。北陸の方については、ちょっと何年前かわかりませんが、北陸で豪雨があったときに、長野県からたくさん応援に来ていただきましたと。いわゆるそのお返しをしたいんですというふうな気持ちで参加しましたという、いわゆるそのボランティアの方々、いろんなところへかけ持ちをされてる方もいます。いわゆるベテランのボランティアっていう言い方は悪いですけども、そういった方もいます。

千葉県行ってきました、その前は去年は岡山県のほうへ行ってきましたというふうな方々がたくさんみえて、そういう方々も本当に行ったり来たり、お互い様という感じで参加をされて、本当に自発的なところでございました。

2日間割いて、災害のボランティアで行きましたので、行政と直接何かを言葉をお互いに交わしたとか、行政の対応を見てきたわけではございませんけども、ボランティアで行かせていただいた中で、その2日間とも泥上げ。1日5時間程度の活動ではございましたが、泥上げでした。

お邪魔いたしますと、本当に1階部分はもう全て水につかっているような状況でございまして、1階部分はほとんど柱しかないような状況でございました。その住まわれてる方も一緒にその作業しながら、聞かせていただいたんですけども、やはり家自体はかなり古いうちでしたので、やっぱり先祖代々すんできたのであれば、何とかして再建をしたいというやっぱりお言葉がありました。これから本当にお金もかかることですし、またその災害という部分がありますけども、是非そこでやっぱり住み続けたいという非常に強い思いでされてました。逆にボランティアのほうは逆に気を使っていたいて、こちらが本当に気を使わないといけない部分があったんですけども、本当に気丈に頑張ってみえた部分でございまして。

今回それを見てきて、すぐ行政の対策にというふうなご質問いただきましたけども、まずは住民さんがどういう思いでその災害に遭われ、どういうふうな気持ちで、こう再建なり復興をしたいなという、その気持ちに触れただけでも、非常に参考になったのではないかなというふうに思います。そういった気持ちをなかなか行政ですともうその機械的にやってしまったり、とかいう部分があるんかもしれませんが、そういった気持ちを肌で感じていただいたことは非常に今回、大きな収穫だったかなというふうに思います。まだまだ全国的にボランティア活動は続くようですし、長野県ですともう少し雪というところもあって、非常に私も気になるところで、もう1回また行けたら行きたいなというふうな部分はありますけども、まずはそういった感じでいかせていただいたという状

況でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 詳細な説明ありがとうございました。今後の防災に役立てていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それでは、次に移りまして、②でございます。

今回の東日本の豪雨は17の地点で総雨量が500ミリを超え、観測史上最大の数値を記録いたしました。地球温暖化が進んだことも一因とも言われまして、時間雨量が100ミリを超えることが当たり前になっているこの頃でございます。当多気町でも、こういったことがいつ起きるか分からない状況でありまして、多気町で仮に500ミリの雨が降ったといたしますと、佐奈川、外城田川の沿線の民家はどういうことになるのか。技術的にシミュレーションをするとですね、一体どうなるのか。専門的な見地からわかりやすく具体的に聞かせていただきたいと思えます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 佐奈川及び外城田川の状況につきまして、説明をさせていただきます。

まず、佐奈川についてご説明を申し上げます。佐奈川につきましては、国におきまして、本町の仁田地内から櫛田川への合流点までの間で、洪水・浸水の想定図、インターネット上では「浸水ナビ」というふうに言われてますけども、そういったものが作成をされておりますので、ちょっとそれを紹介をさせていただきます。

この想定図につきましては、佐奈川流域で平均1時間当たり140ミリという雨量を前提としており、氾濫した場合の浸水の深さにつきましては、場所にもよりますけども、佐奈川沿岸では、平均1.0メートル～3.0メートル、櫛田川との合流点付近では、5.0メートル以上が見込まれています。したがって、

川沿いにある家屋等につきましては、場所にもよりますけども、1階部分またはそれ以上が浸水するというふうに想定をされております。

続きまして、外城田川でございます。外城田川につきましては、本町、または国や県のほうで、残念ながら想定図の作成は行っておりませんが、隣の玉城町さんですね、御存じのように平成29年にかなり浸水をしたということで、玉城町さんが町独自で、実は現在、洪水浸水の想定図を作成をされております。その中で全てではございませんが、多気町地内も含まれているというふうにお聞きをしております。現在、玉城町さんでその作成が終われば公表される予定というふうにお聞きしておりますので、その公表がされれば、その想定図につきましても参考にさせていただくことができるのではないかと思います。

なお、本町におきましては、先ほど申しました平成29年10月の台風21号における外城田川の状況が1つの事例になるかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 建設課からの追加でお答えいたします。

佐奈川について、国交省の想定による時間140ミリの雨量が24時間中4時間ほど断続的に降ると、500ミリを超えるぐらいの雨量になります。恐らくはこのような気象状況であれば、総雨量が1,000ミリを超えるぐらいの雨になるかもわかりません。

佐奈川は、本流の櫛田川がいっぱいになって、バックウォーターがかかり流れなくなり、下流からまたは堤防の弱い箇所から反乱していきます。総務課長からも説明がありましたが、国交省からは公表されております「浸水ナビ」がインターネットで確認でき、氾濫の状態等、非常にわかりやすくつくられております。

外城田川も同じで、多気町から玉城町を通じて伊勢湾まで流れ込んでいます。伊勢湾までには、たくさんの支流や排水路から雨水が流れ込んでるので、伊

勢市や玉城町が浸水し出すと、多気町の土羽地内の田んぼから浸水が起こってきます。

私も委員として出席しております玉城町主催の「外城田川治水検討会」の調査結果では、河道勾配が平均 1.5%ついています。ある程度多くの雨が降っても流れますが、今回の検討会での雨量については、平成 29 年度の台風 21 号の雨量の 2 倍、最大時間雨量 127 ミリ、日雨量 1,009 ミリ降った状態を想定し、多気町では水田部、最大 2 メーターまで浸水が予想された状態で作成しています。

このようになる前には、集中豪雨の予想や大雨特別警報の予想が気象庁等から事前に発表されます。昔とは違い、気象衛星の数もふえて、より正確な予報が出されるようになりました。ネットでも確認できるシミュレーションも活用し、私たちの住んでいる家がどのあたりまで水がつくのか、また深さはどれぐらいまでになるのかなど、参考にしていただき、早い段階で、指定の避難場所に避難することが大切です。今後、建設課も総務課とともに住民の方に説明していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 先ほど総務課長並びに建設課長からご対応いただきました。ありがとうございました。

地元はですね、外城田川に関して申し上げますと、非常に心配をしておる。先般、先ほど冒頭に言いましたように、19号ほか2つのですね、豪雨と台風がああいう状態になりましたんで、それがもしですね、やはりその東海地方、多気町へ来た場合、どうなんのかということがあってですね、非常に心配をしておるということで、私もそういったことを背景に質問させてもらっとるわけですが。

2年前の台風でですね、実は田中のある地区は、家はですね、一番低いとこ

ろは床下まできまして、かなり水位が上がってですね、道路をこうずっと流れて。ああいう状態は、ずっとなかったわけですが、それが2年前。それを踏まえて、いわゆる500なり時間雨量が100を超える状態が連続して2時間3時間降った場合は、つくんじゃないか。もっと水が上がってきて、それでいわゆる家屋へついてくるんじゃないかっていう心配がありますので、お聞きしたわけですが、今聞いておりますと、まず500なり120以上降っても、日雨量1,000ミリを想定してやっても大丈夫なんかということですが、再度また改めてなんですが、間違いなくですね、その建設課長に今お答えいただいたんですが、その民家へ水が上がってくるということは、今のこの台風15号、19号、豪雨の雨と同様の雨が降っても大丈夫なんか、安心なんか、っていうことを改めてお聞きしたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課長（久保 義隆）** 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

今玉城町のほうでも、シミュレーションを絵としてつくっているんですけども、今ちょっと説明したように、平成29年度の台風21号の2倍の時間雨量、127ミリの数字でシミュレーションをつくっております。また、地元住民さんの公表をしてですね、データまたうちいただく形では進めとるんですけども、それをシミュレーション見る限りでは、当然土羽の田んぼの辺りは全て浸水になってます。

あと、木戸口議員言うように、外城田保育園のあたり、一番低いところ。あの辺も床下、床上ぐらいまで浸水する、もしくはもっと上まで浸水する絵になっておりました。また皆さんっていうか住民さんにも公表するんですけども、今その玉城町の浸水の検討会の中でですね、やはりまずは下流のほうから水を水をまずは流せるような形の対処をしてかなあかんってということで、玉城町がそういうシミュレーションつくってまして、同時に一番最下流の県のほうも同じようにシミュレーションをつくっております。そこのいろんな検討会にも入

っていただいて、同じように相談はしているんですけども、まずはやるべきことと言うてるように河道掘削をまずして、その水をまず下げるっていうのしか手がないと。逆に、川幅を広げたりとかっていうと、やはりその民家がずっと下流のほうたってますので、なかなかそのすごい大規模な工事になりますし、予算も当然、全然足りなくなるぐらいの金額になってました。

ですので、できることでしたら、まずは河道掘削をして、水位を下げるということをするれば、より雨が降ったとしても流れる。勾配も当然ついてますので、流れやすくなるっていうので、今のそのシミュレーションについては、その田中周辺ぐらいがつくような絵になっております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 危機管理の相対的なことは後ほどお聞きをするとしましてですな、では順次、質問に入ります。

河川は一応今の時点でありありがとうございます、ご対応いただきまして。

一応、雨が500なり1,000ミリ降っても、日雨量が1,000ミリになってもです、そう危険な状態にはならないということがよくわかったわけでありまして。

それではですね、続いて、少し長くなるかわかりませんが、ため池の危機管理について、お伺いしたいと思います。

先ほど申し上げましたようにですね、先般の台風豪雨で、東日本は12カ所のため池が決壊をいたしました。これを置きかえて、町内のため池についても想定以上の雨量となると、いつ何どき決壊するかわからないという状況であります。

人命を守る見地から決壊する前に避難誘導しなければならない。県営事業で改修したため池についてお伺いをいたします。県営事業で改修したのは、外城田川については、栃ヶ池と桧皮池でございます。

洪水吐けいわゆる余水吐けですが、の雨量計算は何年確率で設計がされたん

か。それから、また既往最大雨量というのがありますが、これは既往最大値であります。これはどれだけで計算をされておるのか。これらの数値を超える雨量となった場合、いわゆる日雨量、時間雨量が計算されておりますが、それを超える雨量ですね、の場合はどうなるのか。

なぜこういうことをいうかって言いますと、最近は、以前は 50 降っても豪雨と言うとったんですが、今はもう 100、120、150 といった雨が極地的に降るわけでありまして、この雨量が 2 時間なり 3 時間降った場合は、いったいどうなるのか。そういうことで、もともと池そのものは計算がなされておられませんので、そういったことを数値的にですね、今申し上げた質問にお答えをいただきたいと思っております。まずそれが第 1 点でございます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

**○建設課長（久保 義隆）** それでは、木戸口議員の質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられますように、今年の台風 19 号でため池が 127 カ所被災し、12 カ所が決壊しました。人的被害はないものの、下流にある住宅の浸水被害が出ております。また記憶に新しいのが、昨年 7 月の西日本豪雨で 32 カ所のため池が決壊し、広島県福山市で、1 名の尊い命が亡くなり、4 名の方が負傷しました。

ため池が決壊しますと、ため池ハザードマップにも示させておりますが、下流に住宅がある場合は、浸水被害を受けることとなります。また逃げ遅れますと、人的被害の発生する恐れがあります。

質問の県営事業での改修したため池ってということで、桧皮池と栃ヶ池を代表でお答えさせていただきます。

桧皮池につきましては、平成 3 年度～平成 5 年度で改修工事を行い、取水施設や余水吐け、堤体の改修補強工事を行っております。設計根拠としましては、ため池整備の土地改良事業設計指針に基づいて、200 年に 1 回起こると推定さ

れる 200 年確率流量で計算する洪水ピーク流量に關与する有効降雨強度が 105.8 ミリで算出しております。既往最大洪水雨量につきましては、河川ではなく、ため池ですので観測データ自体ないため出しておりません。また、過去の気象結果からの最大時間雨量は、80 ミリで、これらの最も大きい流量の 1.2 倍をして設計洪水流量を出しております。

よって椴皮池は、200 年確率流量のほうが大きいため、その数字を使って計画しております。計算式は非常に難しいのですが、簡単に言いますと 1.2 倍をして算出しておりますので、総雨量 500 ミリ以上の雨量で計画していることと同じになります。

また、枳ヶ池も平成 9 年度～平成 15 年度で改修工事を行い、椴皮池と同様に、取水施設や余水吐け、堤体の改修補強工事を行っていて、200 年確率流量で計算する洪水ピーク流量に關与する有効降雨強度が 106.57 ミリで算出しております。既往最大洪水雨量は、椴皮池と同じくデータ自体ないため出しておりません。過去の気象結果からの最大時間雨量は 90.96 ミリで、比較して 200 年確率流量の方が大きいため、その数字を使って計画しております。

計画以上の雨量が降れば、議員が言われましたとおり、ため池は満水となり、決壊いたします。ハザードマップにも浸水の高さ別に色分けしてわかりやすいようになっておりますが、椴皮池や枳ヶ池が決壊しますと、野中集落の一部と、田中・森荘集落が 0.5 メーター～1 メーター浸水するとなっております。しかし、優先開設する指定避難所の外城田公民館は大丈夫です。このように、ほかの地域でも、ため池の下流に住宅がある場合は、防災重点ため池と位置づけ、現在 18 カ所のため池ハザードマップが作成済みです。

昨年の西日本豪雨により、新たな国の基準が設けられ、20 カ所のため池が追加され、防災重点ため池となり、現在ハザードマップを作成中であります。

18 カ所のハザードマップについては、關係する地区の公民館に掲示してもらっていて、もしたため池が決壊したら、自分の住む家がどうなるのかを認識し、住民に危機感を感じてもらうため、またご近所にも声をかけ合い、一緒に避難

してもらおうためのマップであると思っております。

今年の5月31日に農業ため池の維持管理に伴う管理者説明会を開催し、防災重点ため池を含む全てのため池の管理者や区長及び池守りの方に対して、ため池管理の手引きにより、集中豪雨や台風の接近、大雨特別警報が発表が予想される場合は、事前に池の放流を行い、水位を下げ、決壊を未然に防止するなど、管理面から危機管理を徹底するように説明を行いました。

自分とこは大丈夫と過信して、逃げ遅れて亡くなるという話が最近よく聞かれます。管理者説明会でも防災訓練でも述べておりますが、住民の危機感に対する意識を再度考え直していただき、避難勧告が出る前でも、自主防災を中心に、皆で避難するように、ため池ハザードマップも活用しながら、今までと同様に今後も説明していこうと思っております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 少し付け加えますとですね、いろいろと計算根拠、いわゆる設計基準について聞かせてもらいまして、一応、それを聞かせてもらいますと、100ミリの場合ですとそれの1.2倍。当時の雨量計算は80ミリというふうに聞いておりますんで、約100ミリだと思うんですが。当時はこれはこれで十分だったわけですが、今ではこれでは非常に不安が大きいということもありましてですね、さらにまた、細かくですね、その危機管理についての対応をお願いをいたしたいと思えます。

て言いますのは、100以上降って、120とか130、また多くは150降った場合、どうなんのやということが非常に懸念されますんで、そういった面から質問させてもらっております。

ため池について、なぜくどくど言うのかといいますとですね、ため池そのものは、行けの形態が2つありまして、皿池と谷池があるわけですが、たまたま同じ池が谷池、皿池が、外城田地区の上流に2つ存在します。皿池が枳ヶ池で

ありまして、谷池が桧皮池なんですわ。谷池の場合は、非常に危険性が高い。それは想定以上の雨が降りますと、余水吐けを超すだけの雨が降りますと、それがどんどん水が増水してきて、堤体まで上がってくる。さらには堤体を超えるとということになるんですが、崩壊のメカニズム、要するに、堤体が壊れた場合、よそも壊れとるんですが、壊れる場合はですね、やはり越流破壊が一番怖い。越流による決壊ですね。そうするともう堤体が全てもう大きな口を開けて、全部いってしまうということになるわけですが、ほかには浸透破壊と滑り破壊があるわけですが、浸透破壊の場合は、堤体の目に鋼が打ってあるわけですが、そこから浸透して、それでするわけですが、結果的には破壊には違いはないわけですが、越流破壊とはまたわけが違って、私は考えとるには、そう大きな被害にはならんと思います。滑り破壊にしてもそうだと思います。越流破壊は、堤体の外側のいわゆる土を全部流してしまいますので、これはもう大きな災害になるということになります。

桧皮池は、資料によりますと、19万7000トンの水が貯えられております。今、言われましたように、建設課長の話によりますと、地元の管理のほうに、要するに貯水の機能を持たすように、平時からある程度水を抜いといてくれ。台風の前にはある程度水を少なくして、そこへ貯留をして、一時蓄えをすれば、確かに大丈夫なんですわ。現実的にはなかなかそうはいっておりませんで、台風の前には満水になってました。どこの池もそうだと思うんですわ。水を放るとことはなかなかできませんし、まあええやろということが多いわけですんで、まあええやろが災害につながるんで、これは徹底して危機管理の中でいっていただかんと、仮に堤防破壊になりますと、大変なことになります。これはまあ危機管理の担当課であります総務課長とですな、建設課のほうで話を1つにしてですね、それから危機管理に当たっていただきたいというふうに常々思っております。

そういうことですね、やはりその全体的な危機管理について、またお伺いしますが、私はまあそういうふうに、今の破壊のメカニズム等も申し上げたんで

すが、そういうことが心配ですんで、そのため池については、非常に怖い。その何回も言いますように、ほかではやはりその川から増水してくる場合は徐々に水上がってくるんですが、ため池の場合は一気に押し寄せますんで、表現は津波のような水が迫ってくるということになりますんで、即命にかかわってきますんで、それをいかにその自助でいち早く避難をするか、その避難誘導をするのがいわゆる行政が避難誘導しなきゃなりませんので、それをいち早くやっていただく意味で私は申し上げとるわけでございます。

それで、ため池の設計とか状態は理解をいたしましたので、その点については次へ移りますが、ここです、川といわゆる河川とそれから池ですね。これのどうしても避難誘導してかなりませんので、総務課長にお伺いしますが、その避難するタイミングですね。池の場合は、全く状況がわかりませんし、夜の夜中ですし、なかなかもう状況がわからんわけですが、これはどういうふうにして考えてこんなこの危機管理のですね、河川もそうなんですが、特に池の場合はもっと怖いんで、それに対しての考え方をお示しをいただきたいと思えます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 避難誘導についてのご質問ということで、答弁をさせていただきます。

以前に比べまして、要は雨ですね、雨がもうかなり降るところ、それから先ほど申し上げたように、台風とかですとある程度事前に把握等はできるんですが、今回今年におきまして、一番私自身気をもみましたのが、台風ではなくてそのあとに来ました前線が活発して御存じのように尾鷲や熊野のほうで記録的短時間大雨情報が出されたという、時間雨量 100 を超えるような雨量がどんだんだんだん三重県の南のほうから来て、確か夜中でも尾鷲、熊野のほうは避難勧告まで出されたというふうなのがございました。

まさしく本当に短時間で、しかも深夜にまたがって、急激に降るとのこと

が、もう最近起きてきてるようになっております。

そういった場合にどうするかということで、それが予想される場合であれば、時間を問わず躊躇なく避難勧告、あるいは場合によっては避難指示まで出す必要があるのかなというふうに考えておりますけども、台風とかですと、ある程度この時間帯にこれぐらいという雨量が事前にわかりますので、最近避難するにおいて、やっぱり基本的には夕方までに避難の情報を出して、避難を呼びかけると。例えば夜中1時2時にくるのがわかってたとしても。やっぱり5時間6時間前であっても、その情報をまず早めに出すというのが一番肝心かなというふうに思います。

なお、議員のほうで今外城田地区についてこういろいろご質問いただいております外城田川あるいはそういう池の部分につきまして、もし浸水が予想されるようであれば、今現在外城田地区については、外城田公民館が避難場所となっておりますけども、もう浸水ということが予想されるようであれば、外城田公民館を避難場所ではなくて、他の場所あるいは役場付近であるとか、というようなことも柔軟に対応していかなければいけないかなというふうに考えております。

ただ、一方で、そしたら、台風が来ればいるでも、避難準備情報、あるいは避難勧告を出せばいいかという、なかなかそこも住民さんの意識のところまで1回出したわ、何も起きなかったわというのが繰り返されると、なかなかこう情報を行政から出しても、それが行動につながらないということがあります。

国のほうでは、躊躇なく何回空振りしても出さないというなことは言われてますけども、やっぱりそこはしっかり出していくのと、あとは、情報の出し方ですね、やっぱり行動につなげていただく情報をしっかり出していくということで、先ほど具体的にそのハザードマップであるとか、そういう浸水ナビとかいうことはどんどん出てきてはおりますけども、実際やっぱりそれ以外のところで起きることも当然あり得ることですので、何でも災害はどんなところから起きるかわかりませんので。それについては、やっぱり柔軟に対応してい

ないと、行政のほうもそういったシミュレーションだけで考えてますと、それ以外のことが起きるとやっぱり判断ができなくなってしまうような状況もございませうので。

とにかく早く早くというのと、空振りやせんのは難しいとこなんですけども、判断に迷うときはそれはもう決断したらきちっとそれを行動につなげていただく。あるいはそれも含めて、今後その訓練などに生かしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** ありがとうございます。

それではですね、④番のこれについて少し触れさせていただきます。

全戸配布されております防災マップであります、これはまあ全戸に配られております。ですけどもいろんなことが書いてあって、非常に見にくいということがあつたのが1つなんですわ。まあ防災のマップというんですか、こういうのは、配られても、どこの市町も一緒やと思うんですが、どっかいつてもたとか、パッと見てパッとどっかへしもてしまうということで、あんまり日常はあんまり関心がないわけでありませうんで、いざ、どこに置いてあつて、それを見るんかつていうと、おそらく相当数の家、ほとんどの家庭がですね、これをどこに置いてあつて、見るつていうことはまずなからうなと思ひます。

そういうことからいきますと、どこの市町もそうなんです、こういう問題については取り上げて、防災についていろいろやっておるわけですが、一番近くのいわゆる公民館ですな、地区の、各集落所、集会所ですな。その上は地区の公民館なんです、そこに防災マップのいわゆる備えだけではあかんのですけども、ちゃんとこう掲示がしてあんのかどうか。つていうのは、あると思ひんのです、よそからこういろいろ耳にする中では、ちゃんとしつると言うところがほとんどでありますんです、それを常にみるような状態にすべきやと思ひん

ですわ。そうせんとこういうものはもうしもといたら終わりになりますんで、何かのときにはそこいったら必ずあるんやということにすべき。それから公民館でもしかり。

そういう点について、いわゆる防災の担当課としては、それを確認してあるのか、それとも、各集会所にはもう間違いのう貼ってあるということになんのか、それをちょっとお聞きをしてですね、それで、これつくれっていうふうに書いてあるんですが、それはちょっとのけといて、まずそれを備えをちゃんとしてあるのかについてお伺いをしたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 防災マップにつきましては、御存じのように、多気地域版というのと、勢和地域版というのを作りまして、作成時には、町内全戸に配布と、それから自治会のほうにも配布をさせていただいておりますけれども、その議員ご質問のように、それが公民館・集会所に全部貼ってあるかというのと、ちょっと申しわけありません、そこまでは確認はしておりません。

なお、ときどき自主防災組織なんかで訓練をされるときに、本町の防災担当も呼ばれる場合がございます。そのときは、防災マップをもって、その使い方ですね、そのあたりをお示しをさせていただいたりするところもございますけれども、ちょっと全体が、どういう状況なるかは詳細には把握はしておりません。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** 町長に一言お伺いしたいと思いますが、今河川、それから池、それから防災マップ、それからハザードマップ等々のお聞きをしとるわけですが、全体を通してですね、危機管理について、町長のほうからご答弁をいただきたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 総務課長、また建設課長のほうから、河川のこと、それからため池のこともいろいろ答弁を言っていただきました。

テレビなんかで見ておりました、一番、いろいろハザードマップもそうですけども、大事なのは声かけかなと思います。これは、自治会も自主防もそうですけども、多くのテレビの取材の声を聞いてますと、「あの人に声をかけていただいて避難をしたほうがいいっていうことで避難をしました」っていうのがありましたんで、その辺の地域での声かけも、どう啓蒙啓発してくかっていうのも1つかと思います。それから幸い多気町は、河川堤防っていうのが、その部分が少ないと思います。櫛田川は兄国から下のほうは、堤防がありますけども、あとは掘割の河川ですので。河川の堤防が抜けて氾濫したっていうのはないと思います。ただ、今までも言ってますけども、だいたい、5メートル80が櫛田川については避難準備の段階で、6メートル20ぐらいかな、これぐらいになると避難勧告を出さないかん。7メートル20を超えてくると、避難指示を出さなあかんと、こうなるとるんですけども、それと合わせて、先般もうちの職員らは、飯高の蓮ダムの方へも研修に行きましたけども、その地域でどんだけ降るとるかっていうのは、やっぱり重要な確認事項ですので、そこから、そこで大量の雨が降るとると、だいたい数時間でこのへんに到達してきますので。その辺の状況を見極めながら、避難関係もやっていかなあかん。佐奈川もっと下がりますけども、佐奈川も同じように、水位がひゅっと上がりますので、だいたい2.7メートルぐらい～3.8になるといきなり指示を出さないかんので。これはよほど早めにやらんと、櫛田川と違って、もう1時間ぐらいで水位どっと上がってきますので。まあこの辺の指示をやらないかん。

あと、ため池につきましては、桧皮池、それから栃ヶ池のちよっと話されましたけども、確かに、栃ヶ池は皿池ですので、そんなに堤防パコーンと抜けることはないと思うんで、桧皮池は抜ける。まあ19万7000トンって言われたかな。まあ20万トンぐらいの水ですと、もしもボーンと抜けてしまうと十町へ

ばらまくと、だいたい1メートルぐらい水位がボーンと上がりますので、まあ現実的にはそんなには急には上がりませんと思います。排水できるし、水が広がってくるので、そんなことはないと思いますけども、その辺のことも含めて、この地域のもし池の提防が破砕したら、どんなになるんかっていうのはやっぱりこれは自分の身は自分で守らないかんので。自主防なり、それから自治会なりが検討してかなあかんと。

もう1つ、ちょっとだけ気になんのが、特に森荘の部分では、桧皮池、栃ヶ池から流れてくる水と、玉城のほうからセチゴのほうかな、子守後川っていうんか、あの辺から流れて合流しますので、あそこで水位が、合流すると流通障害起こすんで、水位がビュッと上がったりますので、この辺のことを頭に入れていただいて、どの時点で避難せないかんかっていうのを、これから地域の人とか、検討してかなあかんかなと思います。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

**○3番（木戸口 勉幸）** それでは、最後の質問項目。町長ありがとうございます。そのように是非よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、時間も差し迫っておりますが、⑤番目のですね、地域防災と防災士の育成につきまして、お聞きをしたいと思います。

まだまだ地域によっては、防災に対しての危機感も違いがあります。ということでございます。前置きはまあ別としてもですね、防災士というのがあるわけですが、各、全国的に資格を持って活動されております。その防災士についてですね、総務課長も認識をされと思うんですが、調べてみますと、いわゆる全国ではですね、2019年時点ですね18万人の方が防災士になられて、三重県では2,286人の方が防災士のしかくを持ってみえます。防災士はどんどん災害がふえておりまして、10年前は、調べてみますと、4万人ぐらいしかなかったわけです。これがもう4倍以上に当たります18万人が持ってみ

えます。いかに防災士が必要とされているかであります。

平常時のかつどうが防災士は非状に大事でありますんで、平常時にいわゆる自主防とセットになってですね、いわゆる自主防の中で防災士が活動して、いわゆる自助をどんだけ認識をして、避難をしてもらうかに尽きると思うんですけども、それを常にやってもらうことで、いわゆる自分の生命を守るとというのが防災士の日ごろの活動やというふうに私は認識しております。

そういったことからですね、是非防災士というのが必要になってくると私は思っております、ここで聞いておりますのは、多気町では、何名の方が防災士の資格を持って何名存在するのか。それから、どんな活動をしているのかを、まずお聞きをして、その後また時間もありますが、少しお伺いしたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 防災士につきまして、正確な人数はちょっと把握はしておりませんが、本町の防災担当が知る範囲では、5人ございます。また、防災士の具体的な活動については、申し訳ありません、これにつきましてその詳細は把握はしていません。

防災士は、先ほど申し上げたようにあくまで自発的に活動されることが原則でございますけども、できる範囲で、例えば実際に災害が発生したときですね、その初期対応であるとか、避難所運営などに協力いただければというふうに考えております。

防災士の育成につきましては、県内では三重大学のほうで、その養成講座っていうのが開かれております。これにつきましては、参加料もかなり低くなっておるようにお聞きしております。まずは、本町での実態の把握を進めまして、他の市町の例も参考にいたしまして、例えばその養成講座の紹介等をですね、行って多くの方がそういう民間の資格ですけども、資格取得に向けて働きかえができればというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 5人というふうにお聞きしたんですが、人口で単純に割りますと極めて少ない、それだけ防災士のすすめを行政当局がしてなかった結果につながるんじゃないかというふうに私は思うんですが、私も実は、正直言いまして、最近まで防災士っていうその位置づけとか、その人そのものはどんなことしとるんかも知りませんで。防災にいわゆる勉強しとる中で、こういうこともきちっと聞かせてもらいましたんで、改めてお伺いしとるということでございます。

単純に2,200人を割りますと、多気町では70～80人おってもええなというふうに私は思ってたんですが、また別にそういう人もみえるかもわかりませんが、5人ということになりますと、きわめて少ないということになりますんで、これからの対応をですな、是非お願いをして、防災に役立つ防災士をですな、是非育成をしながら、そのいわゆる災害にあったときに防災士が普段話をしていただけるんで、非常に防災に役立ったということにつながるように、またそういうことで、要するに、いわゆる手だてっていうんですか、そういうことをしていただきたいというふうに思いますんで、質問させてもらっとるわけでございます。

1つの例を申し上げますと、私はいろいろこう話をお聞きしとるわけですが、一番活動してるのが、外城田地区の土羽区の例なんです、これは私もう直に話を聞いてまいりました。土羽区の防災士はですね、自主防災とマッチングをして、いわゆる人が集まり都度、防災の話をしております。ですんで、もう防災のことはもう認識がものすごく高くなっておりますし、それぞれがそんだけその防災の必要性大事さっていうのは、常にわかってもらったということに言うてました。そのようなことも、十分お聞きをしたわけですが、総会とか役員会とか、老人会等々のある都度ですね、防災の話をしておるということござ

います。

それで、防災だよりも、ここにもコピーももろてきたんですが、2カ月に1回ですね、防災だよりを発行されておりますし、これも合わせまして、今回で39号の防災だよりをずっと出されております。その中でですね、いろいろ土のう積みとか、それから身を守る行動、それから防災のいわゆること、それからライフラインの話、等々もいろいろされる中でですね、それから、LEDライトとかラジオの配備とかいろいろされて、防災のことをどんだんだんだん話をして、防災の認識を高めながら、大事さをこういろいろと言ってもろとるということになりますんで。

そういうことから、防災士は必要かなというふうに私も感じましたので、是非ですね、機会を捉えて、この防災士が1人でも多くできることを願うわけでございますんで、今後のいわゆる総務課長としてですね、どういうふうにかこう考えていくのかをお伺いして終わりたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 先ほど議員が紹介されました土羽地区さんでの自主防災会の活動については、以前よりかなり活発にされてまして、確か、ちょっと年度は忘れましたが、県のほうで表彰も受けられたようにお聞きしております。非常に熱心にされておると。

ただ、防災になりますと、その地域での活動に差があるのはあるにしても、やっぱり全住民にかかわることでございます。この土羽さんの取り組みなんかもどんどん広がっていけばというふうには考えておりますので、行政のほうも、担当といたしましても、そういったものも事例を紹介しながらですね、他の自治会でもしっかりされているところもございまして、そういったところは行政として今後も支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。

これで、休憩といたします。再開は午後1時からとします。

（ 11時44分 ）

---

（ 13時00分 ）

（6番 志村 和浩 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

それでは、4番目の質問者、志村和浩議員の質問に入ります。

6番、志村議員。

○6番（志村 和浩） そしたら、質問させていただきます。

一問一答方式で、質問事項は2点でございます。1点目が家族や児童を対象にした相談支援活動について。2つ目が鳥獣被害対策の今後についてということでございます。

そしたらまず1つ目でございますが、家族や児童を対象にした相談支援活動について、質問させていただきます。

3年ほどぐらい前だと思いますが、子供のオンラインゲーム、要はインターネットを通じたゲームですね。ですとか、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスですが、ミクシィとかラインとかフェイスブックとかいろいろありますが、そういったものに悩む保護者の方がですね、激増しているように思われます。

私も子供が実際におりまして、保護者を通じてですね、集まる機会もあるんですが、やっぱり最近、特にそういったインターネットの使い方ですとか、スマホの使い方について、悩んでる方の声がたくさん聞こえてきているように思います。

特にオンラインゲームにつきましては、日常生活ができないほど依存してしまう子供が絶えないという報道も最近ふえてまいっております。運動ができない。勉強もしない。朝起きられない。学校を遅刻・欠席する。不登校になる。それからご飯も満足に食べない。あるいは風呂に入らない。そういった悩みを耳にすることが数年で本当にふえております。場合によっては、専門の医療機関に頼らざるを得ないほど深刻な状況に至っているケースも珍しくないと聞きます。

今年6月には、世界保健機関WHOが「ゲーム障害」を精神疾患として認めたことが発表されました。インターネットやスマートフォンが子供たちの身の回りに当たり前にある今におきましては、子育て世代にとっては誰もが不安に感じているところでございます。

この通告書を提出させていただいた11月27日には、依存症の専門治療を行う国立病院機構久里浜医療センターがですね、ゲームと生活習慣の実態調査について発表をされました。それによりますと、10歳～29歳の5,000人余りからアンケートを取られたということですが、それによりますと、過去1年間に85%の方がゲームの経験があると。そして、その中の3割以上が1日平均2時間以上、そういったインターネットを通じたオンラインゲームをしているというようなことが、発表されています。そして、ゲームの時間が長くなればなるほど、学業ですとか、仕事への影響が本当に悪影響を及ぼして、体や心へ問題が起きやすいことが明らかにされたということでございます。

子供たちにとってはですね、あるいは保護者にとっても、このほかにも、いじめや犯罪被害、非行、虐待、子育てや教育にまつわる問題がますます多様化し、そして深刻化してまいっております。そういった中で、全ての子供たちが心身ともに健やかに、そして生まれ育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように、保護者はもちろんですが、地域が、行政が、子供及びその家庭を相談サポートしていくことは引き続き重要であると考えます。具体的な実施体制や方法について、その実効性をしっかり見定めなければならないと考えています。

そこで、多気町における相談サポート事業について、中心に伺ってまいりたいと思います。

まず①つ目でございますが、たき児童館に窓口がある「相談サポートセンター」、それから小中学校でしていただいております「スクールカウンセラー」。そういった方々に寄せられる相談件数の変移（過去3年程度）について、どのように把握されているのか伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えいたします。

相談サポートセンターの臨床心理士によるカウンセリングの相談件数におきましては、平成28年は58件、平成29年は88件、平成30年は77件という結果です。

○議長（吉田 勝） 上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） それでは、学校におけますスクールカウンセラーに寄せられた過去3年間の相談件数を報告させていただきます。平成28年は646件、平成29年度は370件、平成30年度は229件でございます。

以上です

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） ありがとうございます。

子供の人数も毎年減っている中ですので、それに比べたら、相談件数が減っていくのもある程度は仕方がないかなというふうには思っているんですが、特にスクールカウンセラーについてはですね、28年度が646件、そして昨年度が229件ということで、かなりの減りが目立つように感じているんですが、そのあたり、理由等はですね、どのようにお考えか、伺いたいと思いますが、願いますか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○**教育課長（上山 善也）** 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

確かに 28 年度だけですね、この 3 年間のの中では極端に件数が多くなってございます。こちらについてはですね、ただ単になんですが、この 28 年度のみですね、スクールカウンセラーに寄せられた相談件数がこの 3 年間の中では一番多かっただけというふうに教育委員会のほうでは把握をしている状況でございます。

○**議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

○**6 番（志村 和浩）** この 2 つともちょっとお伺いしますが、運営側として、受け入れ限度の件数ですね、受け入れ限度の数に比べて、今の数字っていうのは、まだ余裕があるものなのか、結構今手一杯な状態なのかっていうことをちょっと教えていただきたいんですが、お願いできますか。

○**議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○**健康福祉課長（森本 直美）** 相談サポートセンターにおける臨床心理士のカウンセリングにおきましては、予約の中で、精一杯入れ込んでいるような状況で、いっぱいいっぱいっていうような状況です。

○**議長（吉田 勝）** 上山教育課長。

○**教育課長（上山 善也）** 学校におきましては、定期的にですね、スクールカウンセラーさんのほうから、児童を通じてですね、児童・生徒・保護者の皆様へというようなことで、通信といたしますか、便りを出してございます。

その中で、訪問日の日程とかですね、そういったのを載せながら、訪問をスクールカウンセラーの相談を受けているところで、おおむね来ていただいたときにですね、7 時間程度そういう訪問日に時間をとってございます。そういった状況の中で、過去 3 年間でこのような件数があがってきたというところで、実際には、7 時間でこのような件数が上がってきておりますので、ずっと相談

を受けている状況なのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） スクールカウンセラーさんにかかると、28年度は646件を相談として受け入れることができ、そして、30年度については229件です。単純に比べればまだ300件以上を相談としては受け入れることができるというふうに読み取れるんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） そのとおりで結構だと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） ありがとうございます。

そんな現状もですね、お聞きして次の質問に入りたいと思いますが、相談件数については、相談サポートセンターについては微減という形で、スクールカウンセラーさんについてもちょっと減少傾向にあるなということから、ちょっと質問に入りたいと思います。

相談件数が減ったことが、いわゆる子育て世代や子供たちがですね、相談事がなくなったんならいいかなと、もちろんいいことだと思うわけですが、もしそうでないとしてですね、なかなか相談に行くことができなかったり、相談まで行きつけない、そんなことをちょっと仮定したときに、②番目でございますが、臨床心理士さんによりますその子育てカウンセリングですとか、スクールカウンセラーの存在を知らなかったり、あるいは、または知っているんだけど、どんな相談に乗っていただけるのかがわからない。実はですね、そんなことをですね、僕も保護者の方から聞くことがあります。実はですね、僕の家庭もですね、こんなことで今実際に小学校へも通わせていただいておりますので、

スクールカウンセラーさんにも相談に乗っていただいたこともあります。ほかの保護者さんに聞きますと、よっぽど深刻なものでないと相談できないと思ってましたという声は実はあるんですね。でも、今スクールカウンセラーさんはずいぶん、実は言いますと、これは僕らの家庭の場合かもしれませんが、子供の学校生活の様子を実際に見ていただいて、親や先生がなかなか気づかないことも報告いただけるという、そんなこともスクールカウンセラーさんはしていただいているんですね。そんな話を保護者さんにしますと、「あ、そういうことでも相談に乗っていただけるのか」と。本当に深刻でなくても、なかなか高学年になりますとですね、子供が家庭で学校のことをなかなか親に言ってくれないんですね。友達との関係や先生のことや学校のこと、勉強のこと。なかなかこうおしゃべりしてくれない、そんな男の子に多いんですが、そんなことを良く聞きます。そうすると、余計に親御さんはですね、「学校でうちの子供はどうしてるんだろう」って不安になるところがあるもので、そのときにこう親身になって相談に乗っていただける。そしてまた、実際に教室に行ってもらってね、スクールカウンセラーさん自分の目で見ていただいて、報告していただけるという、本当にありがたい存在なんですけど、そんなことをですね、やっぱりこう話をすると、やっと理解いただいて、「だったらうちの子もちょっとこんな心配があるもので、相談してみようかしら」っていうことで、今徐々に徐々に広がりがあるように伺ってますが。

要はですね、そういった相談先ということをなかなかまだ理解できてないお母さん方が、おられるんじゃないかなと感じています。

それからですね、相談先ということでは、地域の民生委員さんも、これ児童委員を兼務されてるということもなかなか一般にお住まいの方はよくわかってないということも実情としてはございます。民生委員さんはもちろん、名前も伺ってますし、どなたかっていうのは当然知ってます。

それからですね、三重県も県としていろんな事業もされてます。ここに書かせていただいたように、「こころの健康相談」松阪保健所に行けばしてくれま

すし、それから今、各種電話相談ですとか、主に中高生対象にしたラインで相談できるような窓口もございます。

特にですね、そういった相談できる窓口がたくさんあるということは大変すばらしいことだと思いますが、その分、どこに相談していいかが今よくわからなくなっている、そんな事情もありますので、この相談先の交通整理とですね、周知徹底を図る、そんな意味でもですね、情報発信のあり方を再度検討すべきではないかなというふうに考えるんですが、見解を伺います。お願いします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** 先ほどの質問にお答えいたします。

現在、健康福祉課における相談サポートセンターの相談についておきましては、子育て支援センターへのパンフレットの設置、赤ちゃん訪問、1歳半健診、3歳児健診にパンフレットで周知しております。このようなパンフレットになります。

3歳児健診時の問診におきまして、「困った時の相談先を知っているのか」とアンケートを取っております。平成30年度の結果として「相談先を知っているなど何らかの解決する方法を知っていますか」という問いに、94.3%が「知っている」と答えており、知らないと答えた方にはその場で相談サポートセンターの紹介をしているような状況です。

相談事業ということでは、当町において、健康福祉課では子供から成人までさまざまな相談先がありますので、今後、わかりやすいパンフレット等を作成し周知していきたいと考えます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** スクールカウンセラーさんの場合はいかがでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 上山教育課長。

**○教育課長（上山 善也）** スクールカウンセラーの場合ですと、先ほどのとき

に少しお答えさせていただいたんですが、定期的にスクールカウンセラーさんの名前です、ね、「相談室だより」っていうのをですね、発行しております。その中で、スクールカウンセラーさんのメッセージっていうことで、「保護者様へ」とか、「児童生徒の皆様へ」っていうような形です、ね、例えば学校での悩み事とかありましたら、「こういった相談窓口があるのでお気軽に来てください、ね」というようなメッセージ的なところもですね、この相談室だよりに入れながらですね、児童生徒、また保護者向けにですね、案内のほうさせていただいているところがございます。

また、年度当初等においてはですね、そういう学校の総会等ございますので、そういったときにでもですね、学校のほうから保護者の皆様ですね、こういったスクールカウンセラーの相談がありますよというところ、周知のほうもさせていただいているところがございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** そうですね。両件とも印刷物で周知を図っておられるっていうことは大変結構だとは思いますが、やはりその実際にお会いして口頭でこう説明できる機会をたくさんつくっていただきたいなと、そんなふうに感じますし、特にスクールカウンセラーさんについては、お便りもいただいておりますが、それは子供さんが学校からですね、受け取ってきちんと親御さんにプリントを見せていただけるかどうかによっても、家庭によっては全く子供さんから印刷物が届かないというようなこともありますもんですから。それはそれとしてもですね、やっぱりこう実際に担当の方からですね、親御さんにスクールカウンセラーさんのきちんとしたインフォメーションができる機会を是非ふやしていただきたいなとそういうふうに思いますし、子育てサポートセンターの相談についても、やはり僕もいろいろとお世話いただいている部分もあるんですが、やはりその多気町の場合には、その臨床心理士さんにやっぱりカウンセリ

ングを受ける際にですね、発達検査なんかも場合によってはきちっとしていただける。それももちろん無料でしていただけて、それをもとに、実際にカウンセリングいただいたり、学校のスクールカウンセラーさんと実際に連絡を取り合って、継続的に見守っていただける。そんな手厚いサポートがあるにもかかわらず、なかなかそこまで理解いただかないっていう方がたくさんおいでになります。これ繰り返しになります。

ですので、印刷物つくったから良しと、配布したから良しではなくて、やはりそういう機会機会がたくさんあると思いますので、是非口頭でのご案内を引き続きお願いをしたいなと思っています。

それからもう1つなんですが、ホームページでの情報発信について、ちょっと問いたいんですが、現在、多気町のホームページを開きますと、例えばですね、相談サポートセンターにつきましては、児童館のページをまず開いて、一番下のほうに紹介がされているということで、なかなか見つけるまでにですね、手間がかかるかなと。あるいはそこまで行きついても結局は電話でお問い合わせくださいっていうことで、電話相談になるわけなんです、そういったですね、もっとこう簡単に窓口にとどり着つけるような、そんなことを是非していただきたいなと思うわけですが、例えば、「心の相談窓口」というボタンがもうトップページにあって、そこをポッとボタンを押すだけで、そういったスクールカウンセラーさんのことですか、相談サポートセンターのことですか、そんなことが一目でわかるような、そんなことをですね、していただきたいなと。もっと言えば、相談窓口も24時間ホームページであれば受け付けられるようなことが理想ではありますが、そのことに関してですね、実際にホームページでの情報発信の課題意識なんかはお持ちなのかどうか、ちょっと重ねて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

**○教育長（橋本 弘司）** 先ほどの情報発信という点でございますけれども、今

現在7校の学校においては、ホームページを開設をさせていただいている学校とそうでない学校がございます。ただ、そのホームページといいましても、非常に簡易的なホームページでございまして、先ほどクリックをしてさらに情報という形をとっている学校もあれば、一方的な情報発信ということで写真を見てどういう学校の行事が行われたっていうことをやっと知るぐらいのでございます。今のままのホームページの、その状態でさらにこう次へつなげる内容に発展できるものがあれば、是非ともそういう学校へはその方法への形も促していきたいなというふうには考えておりますけど、ちょっとまたその点検はしておりませんので、また今後の検討かなというふうに思っています

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今、教育長に言っていたホームページの件に関連して質問ですが、おそらく今僕も知る限り、勢和の小学校や中学校はホームページを運営されていまして。僕もたびたび見させていただくんですが、小中学校がホームページを運営するかしないかっていうのは、学校の主体に任せてるという状態なんでしょうか。

その辺ちょっとお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 今言われたように、学校の主体でございます。と言いますのは、そのスタートした経緯がいろいろございまして、まずホームページ作成に当たって、周知したものがいるかどうか、ということ。そして誰がそれを毎日の更新等に対応していくのか等の課題がございますので、どうしても、ある程度大きな学校に絞られていくというふうな状況がございまして、今、言われたように、勢和小学校・勢和中学校・多気中学校の3校で対応させていただいてるところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） ありがとうございます。

森本課長、相談サポートセンターのほうはいかがでしょう。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 保護者が子育てしていく上で、不安なことは相談していける、まず環境づくりをしていきたいと考えております。

当町では、赤ちゃん訪問を全戸訪問しておりますし、そこで保健師と顔を近づけながら、いつでも相談できる体制をとりながら、また相談サポートにおきましても、そのような状況で啓発をしている中で、今回ご指摘いただきましたホームページということで、ホームページにもあげさせていただいております。工夫をしながら、今後もホームページもあげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） それに関してですが、今現時点では、相談サポートセンターでも、まずは電話でお問い合わせください、という方法ですが、そこをこれからもっとたくさんの方の手段でまずは相談できるようにといったことについては、検討検証はなされているのでしょうか。ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まずは電話でということで、させていただいております。それ以外については、今のところ検討はしていない状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） ありがとうございます。

検討はまだされてないということですので、それができるかできないか、あるいはそれが必要かどうかも含めてですね、是非とも、引き続き、あるいはこれからでも構いませんので、是非とも検討をお願いしたいというふうに考えます。あのこれ後半のですね、ちょっと質問にも通じることではあるんですが、やはり、その電話でっていうことに関して、質問しにくかったりとか、そこに至らなかつたりとかいう場合もたくさんございますので、まずは敷居を下げるという意味でもですね、あらゆる手段でつながるようなそんな法則も是非考えていただきたい、そんなふうに考えます。

③番目でございますが、このゲーム障害のようなですね、新しい精神疾患ですとか、SNSによるいじめですとか、時代とともに相談内容も変化してございます。このままでは対応する職員に求められるスキルですとか知識も際限なくふえていくことが予想されます。先ほど森田議員からも教職員の負担についての懸念されている旨の質問がございましたけれども、ますますこれからそういった方々に、現場の方々の負担が多くなるのではなかろうかなと思っています。つきましては、そういった意味でもですね、人材の不足あるいはなかなかですね、仕事が続けられないというようなことも考えますと、今後の対応をきちっと考えていかなければならないのかなというふうに考えますが、それについての見解を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えします。

当町内におけるそれぞれの相談機能を持っている各係においては、研修会等に積極的に参加し、相談の専門性を高め、専門機関につなげることができるようにしていきたいと考えます。また、専門機関が少ないのも現状であり、そうになってしまう以前の予防策を進めていく必要があると考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） ありがとうございます。

私もですね、相談をする側ではございますが、かなりやはりたくさん深刻な問題の抱えてらっしゃると思いますし、それを自分たちでですね、解決しなきゃいけないっていう責任感も感じておられる中ではですね、大変つらいお仕事ののかなというふうにも感じています。

ですので、これからについてですが、そういったもちろん研修や専門機関との連携もたくさん必要だと思いますが、例えばですね、その心理職をお持ちの方の、今例えばスクールカウンセラーさんやそれから臨床心理士さんがですね、これから現場の方からの声にもあるかもしれませんが、常駐するという体制を必要なのかなというふうにも考えたりしますが、小中学校の教員方々は、先ほどのお話でもですね、やっぱり学校教育のほうで手一杯、あるいは行事の準備やテストの準備などでたくさんの仕事を抱えてらっしゃいますので、その中でですね、やはりその専門職である心理職の方々がですね、やっぱり常駐に近い形で学校におられたり児童館の中におられたりということが、もっともっと必要なのかなというふうにも考えたりしますが、それについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 相談サポートセンターでは、臨床心理士を雇い上げております。特殊な資格であり人材不足であるような状況です。常勤は理想ではありますが、予算の確保や人材を見つけ出すっていうことが難しいような状況ではあります。

今後、人数がふえていくことに対しましては、雇い上げをふやすあたりで対応をしていきたいと考えます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** 臨床心理士さんの話によりますと、先ほど平成 30 年度に 77 件で、もういっぱいいっぱいだというような数の話もありましたけれども、それをこれから受けようとする、やはり常駐する方がもう少し時間をふやしたり、人数をふやしたりということがやっぱり必要なのかなというふうに感じますが、今の答弁ですと、必要性は感じているけれども、人材の話、それから財政面の話でなかなか実現に至らないとそんな理解だったと思いますが。

スクールカウンセラーさんの場合については、今は平成 30 年でかなり相談件数減ってはいますけれども、現場の声、先ほどこれも森田議員さんの質問にも言われましたけれども、スクールカウンセラーさんは、先生の相談も応じてる、そういう専門職でございますが、人数においては、現状維持のままなのか、ふやす必要があるのか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

**○教育課長（上山 善也）** それでは、質問にお答えさせていただきます。

今現在は、スクールカウンセラーの配置につきましては、三重県のスクールカウンセラーの活用事業で、スクールカウンセラーを多気町内に配置をさせていただいているところでございます。

今後でもありますね、教育委員会としては、この事業によってスクールカウンセラーを配置のほうを継続的にしていきたいというふうに考えております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** ちょっと答弁の中でですね、具体的にふやすのか現状維持なのか、ちょっとわかりにくかったので、もう一度そこだけ確認をお願いします。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） 今の県から派遣されている現状のままでいきたいと考えております。町単独では雇うってというようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今の2つの答弁によってですね、大変必要性は感じてはいるけれども、なかなか現実的に至らない、そんな悩みも抱えている執行部の事情もですね、よくわかりました。

そんな中ですね、先ほど森本課長のほうから「予防」という話もございましたけれども、次の質問に入りたいと思いますが、やはりこれからのことを考える上ではですね、やっぱりその対処療法では限界があるなというふうにも、私も感じました。

そこで、以下2つのですね、課題に着目させていただきました。

1つはですね、先ほども途中で申し上げたとおり、その保護者や子供さんに「多気町はこんな相談窓口があるんだよ」「こんな相談の仕方があるんだよ」というそんな情報が届いたとしましても、相談や支援をためらう方がいらっしゃる。

それはですね、実はその自殺予防に取り組むNPO法人、これは東京ですが、「OVA」という団体がございます、そこが調査をしております。その調査によりますと、支援を求めない理由は何かというようなことをですね、問うたそうです。それによりますと、周囲に助けを求めること、あるいは相談をすることを「恥」と感じてしまったり、あるいは、周囲からあるいは「社会的偏見」というもので、周りの目が気になる。そういった理由で相談できない、支援を受けることに対して手を挙げられないということで、諦めてしまう。そういう結果が全体の3割を超えて1位というような結果が発表されております。

つまり行政サービスとしてそういった窓口があるにもかかわらず、相談・申請ができない人が想像以上に多いんだということが今回の調査によって明らか

かになっています。

したがって多くの場合では、相談支援サービスは意欲のある方、「相談しよう」「助けてもらおう」ということで、自主的に申請すること、先ほどの電話もそうですね、「電話してみよう」ということで実施していただけるために、本当に助けを必要とされてる方に提供できていないんじゃないかっていう可能性が大いにあるということが、まず1つ目の課題でございます。

それから2つ目ですが、こういった相談窓口によりますと、先ほど冒頭に「スクールカウンセラーさんは深刻な問題じゃないと相談できないんじゃないかと思ってました」という保護者の声ですが、既に問題に直面をして困窮している、そんな状態で相談にまいった。そうするとどうしてもですね、既に専門家が介入してもですね、当事者の心も体も大変疲れ切っていて、あるいは社会との関係が著しく損なわれている、そんな状態です、相談を受けても、できることは限られるんじゃないかと。もう相談というよりも、すぐに専門機関や医療機関に相談してくださいというような状態になってしまったからの相談件数がこれからもふえていってしまうんじゃないかと。そうなってくるとですね、やはりできることも限られますし、社会復帰するまでが大変道のりは険しいというふうになってまいります。そこで、私も医療と同様に、やはり対処療法ではなくて、予防的な取り組みがやっぱり不可欠ではなかろうかなと。やっぱり今回の問題については、私も思い至ったところでございます。

そこでですね、今後のことにつながりますけども、以上のことからですね、その「アウトリーチ」と呼ばれる手法ですね。これは直訳すると、外に手を差し伸べるとか、あるいは音楽や芸術の分野では、一方方向ではなくて双方向的な普及活動という意味でも捉えられてますけれども、福祉の分野では主に家庭訪問という言い方です、このアウトリーチっていうものを解釈がされてますけれども、そんなことによります予防的な取り組みがやはり一方では必要であって、ますますこれからそれが大変重要であるというふうに考えますが、この予防的な取り組みについての見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

橋本教育長。

○教育長（橋本 弘司） 失礼します。志村議員のご説明のとおり、一番最初に言われました「ゲーム障害」っていうのが、6月にWHOで認められたというふうなことで、日本においてあまり今まで認知度もなかったのではないかと、いうふうにこう思っております。そのこともあって、多くのメディアで、新聞あるいはテレビ等でも取り上げられたということだと思っております。

しかし本町では、平成24年度になります、多気町の図書館事業の1つであります講演会におきまして、まさに、ゲーム障害を警告する問題を取り上げたものが、こう開かれました。私もその図書館の関係で校長時代でしたけれども、それに私と養護教員が参加をさせていただいたわけですが、まさに、そのタイトルが「メディア漬けで壊れる子供たち」という内容で、非常にこう衝撃的な内容で、中身的には、簡単に言いますと、テレビ・ゲーム・ケータイ・スマホを長時間・長期間にわたって使用すると、脳への影響をはじめ、日常生活においても支障をきたすようなものであるという、その危険性についての内容でした。

私たちは、そういう公園を聞いた後、直後に一部の小学校あるいは中学校におきまして、さまざまな形で取り組みがスタートをされました。その後、まず勢和中学校区で、保育園・小学校・中学校が一緒になって「ノーメディアデー」がスタートをいたしました。多気中学校区におきましても、小学校・中学校が連携し「アウトメディアデー」がスタートし、そして両校区とも現在に至っております。

徐々に定着、広がりも見せ、「ゲーム・スマホの使用」について、子供たちだけでなく、大人も含め使い過ぎについて家族で考える機会となっています。その方法は、テレビやスマホを使わない日を一齐に実施し、日頃のテレビゲームやスマホ等との付き合い方を考え直すというものです。その対象の保護者や生徒からの反応といたしまして、「家族の会話や読書する静かな時間を過ごす

ことの大切さを感じた」あるいは「知らないうちに、スマホやゲームに時間を使いすぎている」あるいは「勉強に集中できるようになった」などとの意見が寄せられるようになりました。

これが学校における取り組みの予防策の一つになるのではないかと考えております。今後も引き続き、教育委員会としてさまざまな形での学校の取り組み並びに町との特に健康福祉課との一緒になった取り組みができるのではないかなどというように考え、今後とも学校支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** 教育長ありがとうございます。

健康福祉課としても、予防という話がちらっと出ましたが、そのへんについて、お伺いします。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** まず、早期からの相談できる体制が大切と考えます。ゲーム障害、ネットによるいじめ問題においては、その背景にお子さんが心身に不調をきたしておりましたり、親子関係や生活環境において何らかの問題や苦痛を抱えていることもあります。保護者が子育てしていく上で不安なことは、早いうちから相談していける環境づくりをしていくとともに、保護者だけでなく、身近な専門家である保健師・保育士・教師・地域住民、社会全体で子供を見守り、早いうちに声かけや相談しやすい環境をつくっていきたいと考えます。

また、早期としてまして、まず啓発周知も大事だと考えております。生活習慣が整っていないうちにメディアに触れ、制限のない中でメディア漬けにならないような生活の整えが大事だかと考えてます。現在、町で実施していることに

ついて、ご紹介させていただきます。

まず1歳半検診においては、生活リズムの確認をするとともに、問診においてメディア利用の確認をしています。健診の問診の中で、「1日平均テレビやDVD、スマートフォン等のタブレット端末をどのくらい見えていますか」等の質問により、意識づけを実施しています。見ている時間が多い場合は、指導を1歳半検診の現場でさせていただいております。

また保育園におきましては、生活リズムを整える意識づけとして、4歳5歳児に年3回就学前の子供向け生活習慣チェックシートを配布し、1週間分記録を付けてもらい、回収しております。その中に、テレビを見る、ゲームをする項目においては、何分以内にするのか親子で決めて時間を記入し、守れたか守れなかったかチェックをするようにしております。寝る時間も同じように親子で決めて、目標をつくり、チェックをするようにしております。チェック表は提出していただき、指導が必要な方には、個別で担任保育士等より声かけをさせていただいております。

このように、生活リズムをまず小さいうちに整えるということで、ご指導のほうさせていただいております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** 既に取り組みをされていることがよくわかりました。

ただですね、一方でその1次予防ということで考えますと、1つ大きな考え方としてのメリットがあるなというふうに感じているのはですね、医療についてもそうですけど、1次医療については専門家でなくても取り組める。要は、健康づくりとかですね、そういったことに関しては、地域の方も積極的にとくめますし、あるいは本人1人だけでも取り組むことができるというのが1次予防でございますので、まさしくそういう考え方をですね、これからこういった事業の中にも含めて考えていくとですね、さらに広がるがあるのかなというふうにも考えます。

もう1つですね、大切なこと。最近僕もこの相談支援やアウトリーチを勉強してる中でですね、1つ名古屋を拠点にしているNPOで、全国こども福祉センターという方が書いてる、支援を前提としない「子ども若者が創るアウトリーチ」という、こんな書籍が出てますが、実は名古屋の駅前で10代や20代前半の若者子供たちがですね、自ら名古屋の駅前に夕方、皆さんで行ってですね、そこでたむろってる方や、道端に座ってる方や、あるいは通行されてる同世代の子供たちに、若者たちに声をかけて、一緒にフットサルをしようじゃないかとか、一緒にバドミントンをしようじゃないかとかという声かけ運動をされてるんです。

なぜかというとはですね、今回これから必要となるものは、支援をするよ、支援者側と支援を対象とする支援者と、あくまでですね、そういう上下関係とか支援を受ける支援をするっていう対象との関係ではなくて、あくまで同じ仲間づくりという意味で取り組んでられる。そういったことをですね、紹介をされてまして、大変感銘を受けたところでございます。

これまでですと、保健師さんですとか、心理職専門の方々がこのアウトリーチに取り組んで、3歳児健診も含めてですね、皆さん方にご周知をしていただいているというふうに感じておりますが、なかなかこれからの人材不足、それから働き方のことを考えると、それを突き詰めていくのは、やはり限界もあるのかなと思いますと、こういった実際にそれを求めている若者や子供たち自身が動いて、それをうしろから支えていくような考え方がこれからまさに必要なんだろうなというふうに感じております。

この本によりますと、そこで活躍されてる方は、かつて福祉や相談あるいは支援のサービスを実際に受けて、あるいは今も受け続けている子供や若者が多数おられるということですが、中には、そういった支援やサービスを受けてもなかなか問題が解決しない、それで諦めてしまう。あるいは、もう既にそういった方々との距離を置きたいと考えている子供若者たちもたくさんおいでになるという、そんな子供たちが自ら自分たちで仲間をふやして、スポーツを通

じて心底楽しみ合える、そんな仲間づくりをしている。そんな姿が描かれています。

こうしたことが、実は予防としてですね、この心や体づくりの予防として大変有効だろうかと僕も感じています。こうした取り組みを考えますとですね、この1次予防って、何だろうと思うとですね、社会教育とものすごく密接なものにならざるを得ない。あるいは密接になったほうが、取り組みやすいのかなど考えたことございます。

この社会教育、改めて申しますと、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動が社会教育というふうに提言されていますが、学校での勉学を学ぶ、それ以外に大人になるために成長に必要なものを学ぶ。そういう意味でですね、やはり人付き合いですとか、社会とのつながりのつくり方、それから、じぶんが答えられない問題について、どうやってそれに向き合っていくのか、それが現場で、まさに学べるという意味ではですね、こういった予防、1次予防の心の問題についてですね、自らかかわっていきこうじゃないかっていうことは、非常に意義のあることというふうに考えます。そういうふうに考えますとですね、社会教育施設のあり方ですね、つまり先ほど教育長からも図書館の「ノーメディアデー」の話もありました。まさにそういった1つの先進事例だと思います。

つきましては、そうすると、公民館の今、利用者が偏っておられるとかですね、貸館事業に特化してしまってるような、そんな課題も聞きますが、この公民館ということもですね、引き続きこういった社会教育という施設の立場としてですね、かかわれる。そういう大きな要素がたくさんあるように感じます。

そういった意味ではですね、今、学童保育の問題でなかなかスペースが確保できない児童館、これにつきましても、広い意味では、社会教育関連施設ということで、定義をされていますが、そういう意味で、児童館としての機能が一部、今機能していない、要は場所として機能されていないということについては、大変今残念だなというふうに感じておりますが、そういった意味で、多気町内

の社会教育施設が、こういった福祉的なことにもっとかかわっていくべきじゃないだろうか。なっていることが1つここで感じたことわけですが、担当の方、課長の皆さんはどうお考えかなというふうにちょっと伺ってみたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

上山教育課長。

○教育課長（上山 善也） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。

確かに、公民館活動におきましてはですね、各公民館でそれぞれ、例えば実行委員会っていうような組織をつくっていただいた中で、その地区において、その地区に沿ったような形で公民館活動をしているところでございます。

今後ですね、そういった今志村議員が言われたようなこともですね、今後取り入れていければですね、そういった実行委員会等でもですね、活動の中にですね、取り組んでいけるようなことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） そうですね、取り入れたいということよりも、今までの質問の答弁の中でですね、やはり人材をふやしたいんだけど、なかなか人材不足であったりとか、予算がなかったりということで、なかなか今の現状もっと高めることがもう現実的に難しいという中であればですね、やはりそういった連携をもっともっと築いていかなければならない。あるいは、今既存のある施設、既存の仕組みを、こう福祉のほうにも使っていかなければならない。そんな発想が必要だと思います。

6月の全協でもいただいたこの多気町の自殺対策計画。「いのちを守る多気町ネットワーク推進プラン」これも資料いただいておりますが、こういった意味でも、全庁で取り組みますというふうにおっしゃっていただいておりますので、決してこれをですね、計画の中での文言だけに収まらずですね、具体的な形として

そういったことの取り組みも是非とも希望的ということよりもですね、実現に向けてちょっと期待をしてですね、質問を終わりたいなというふうに思いますので、是非とも、検討ということではなくてですね、検証も含めて実現に向けてちょっと1歩でも2歩でも進んでいただきたいなと思っていますので、よろしくをお願いします。

時間も限られてますので1つ目の質問については、以上で終わりにしたいと思います。

2つ目でございますが、鳥獣被害対策の今後についてでございます。

これについては、今までもですね、たくさん一般質問の中でも取り上げていただいていますし、多気町の中でもたくさんの事業が働いてることは十分承知の上でございます。

猪や鹿、猿などによる鳥獣被害防止対策につきまして、平成30年度では940万円の事業費が決算をされております。地域ぐるみで防護柵の設置やパトロールなど、さまざまな取り組みを展開されてはいますが、農業被害額の変化については把握されておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

**○農林商工課長（達 武彦）** それでは質問にお答えをさせていただきます。

毎年ですね、多気町から県のほうへ報告をしております「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」によりますと、多気町内の直近5年間の被害額につきましては、平成26年度が387万6000円、平成27年度が1117万8000円、28年度は207万2000円、29年度は806万6000円、30年度は1084万円ということになっております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番（志村 和浩）** 減ったりふえたりですけども、最近でいえば、ちょっとふえてるのかなというふうに思います。

これについての見解というものは何かありますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） こちらの数字につきましてはですね、主に猪の被害が一番大きくなっておりまして、年度によってさまざまではございますが、だいたい8割～9割は猪の被害、しかも水稻に限られております。

28年度が207万2000円と、これ随分減っておるわけではございますが、この年につきましてはですね、猪の捕獲頭数のほうも随分減っております。

これにつきましては、27年度の被害額が大きかった年ですが、この年にたくさんとったと。この直近5年間の中では一番最大の数の猪をとった成果がですね、次の年にあらわれているというような結果やというふうに考えております。

近年は、徐々に捕獲頭数が徐々にふえているということで、また、その年によってですね、捕獲頭数が多ければ、次の年に被害額が減るというようなことも考えられると考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今の数値も見ますとですね、まだまだ手を休めることはできないだろうなというふうに感じます。

この鳥獣被害対策の今後についてもですね、いろんな視点、あるいはいろんな方法で解決に向けて取り組みがあらうかと思いますが、今回はですね、②番目に入りますが、その担い手である狩猟者の減少についてちょっと絞って質問をさせていただきたいと思いますが。

やはり、これからのことを考えますと、減少ですとか高齢化についてですね、なかなかこう人材も減っていく、そんなことがですね、予想されるわけではございますが、これからの狩猟者を新たにふやす、育成する。その辺についての課題、あるいはこれからの取り組みについての認識をですね、是非伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

逵農林商工課長。

○農林商工課長（逵 武彦） 議員ご指摘のとおりですね、有害鳥獣の駆除にはですね、狩猟従事者の育成が大切でございます。新たな狩猟免許取得者をふやすことが後継者育成につながるのだというふうには認識はしております。

町ではですね、平成 29 年度に「狩猟免許取得費補助金」というのを制度化をいたしまして、免許取得費用の2分の1を補助をしており、今後ですね狩猟従事者の支援を行っていく予定でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

○6番（志村 和浩） 今、課長がおっしゃっていただいた、その免許取得の補助金の制度でございますが、ご承知のとおりだったと思いますが、平成 30 年度の実績がゼロだったわけですね。実際にはそういう仕組みがありながらも活用されていないというような実情がございます。

これはなぜなんだろうなということを考えたときにですね、例えばですね、ちょっと僕も2年前ではございますが、わなと第1種銃猟免許を取得させていただきまして、ちょっとそのときの経験も踏まえてですね、ちょっとお話をしたいんですが。

かなり金銭的な負担がかかるわけですね。例えば、免許を取るためには、予備講習の受講料が1万3000円。免許の試験を受けるだけで5,200円。住民表や診断書、証明写真代で4,000円くらいかかります。それから初心者講習の受講料も6,800円。それから銃猟免許を取ろうとすると、射撃、教習射撃の申請手数料が7,900円。また診断書や証明写真などで4,000円かかります。そこのテストにも、実射の練習用の実砲を買わなきゃいけない。その申請料も必要。そして教習代が3万4000円。そしてまたまたそれを持とうと思うと許可申請の手数料で1万以上、1万500円。それから、診断書がまたそこで必要になります。それから、実際に狩猟しようと思うと、三重県に狩猟者の登録年間料を

お支払いしなきゃいけない。これは例えば 1,800 円でございますが、それから、狩猟税というものもお支払いしなければならない。これが 1 万 6500 円ぐらいでございます。それから、やっとな現場に行けるというときになって、今度はハンター保険みたいなことで、保険も加入しなければと思うと、もろもろで 1 万 1000 円。地元の猟友会にも入らなきゃならないと。そして、最後に、実際に猟銃ですとか、ロッカーですとか、そういった備品を買わなきゃいけない。これを含めて考えますとですね、初期投資だけで、30 万以上かかるわけですね。

僕も勉強不足で、免許は取ったんですが、実は今もう現場に出てないのは、やはり免許は補助もいただいてですね、1 万そこそこの負担で取れるかもしれませんが、実際に狩猟者として現場に出ようと思うと、それだけでも負担が今は必要になっています。そんな状況の中で、今多気町の補助金が 2 分の 1 で上限のことを今 1 万円ぐらいですね、考えますと、ちょっとそれには遠く及ばない。これも 1 つの原因なのかなというふうには思います。

例えば、ほかの市町を見ますとですね、例えば、紀宝町では、銃砲の所持許可書関連費で 10 分 10 で 4 万円。それから更新料も 7,000 円、10 分の 10 で補助が出てます。さらに、銃器などの備品購入に関しても、2 分の 1 の補助があります。あるいは熊野市のほうでも、罟や猟銃の上限が銃猟ですと上限 5 万円といった形で、ちょっと金額がふえたりとかっていうことで、手厚く補助がされています。

これはなぜかという、やっぱりこれは、今まで猟師さんですね、地域を何とか守りたいっていう、そのボランティア精神を、それに本当におんぶに抱っこじゃないですけども、頼りながらお世話していただいている部分が多いと思うので、そこがこれからについてはですね、やはりきちっとそういった方々の負担を減らしていくそういう意味でこういう雇用の仕組みをつくられたと思いますので、この金額設定がですね、はたして適正なのかどうかっていうことも含めて、考える余地があるのかなと思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

○農林商工課長（達 武彦） ご指摘のとおりですね、銃でそういう狩猟をしようとするとは、たくさん費用がかかるというふうには、存じております。紀宝町や熊野市では手厚い補助があるということは、聞いております。

多気町としてはですね、平成 29 年度にこの仕組みをつくったときに、これはもう初期費用、取得費用ですね、あくまで講習の受講料・手数料・登録料と、それから健診料ですね、その健康診断料のみを対象として、約まあ 2 万円ぐらいで済むのではないかと。それに対して 2 分の 1 というふうに考えてしており、ます。

県内のほかの市町でもですね、この紀宝町っていうのは、非常にこれ手厚いんですが、ほかの市町につきましてはですね、多気町とよく似た状態でございます。それで、29 市町のうち、今把握していて、10 市町が補助を何らかの形でしておるということでございます。

多気町の現状でございますが、多気町ですね、狩猟の免許の取得者につきましてはですね、現在 31 名のわなの所持者、それから、猟銃につきましては、19 名の方が取得をしておると。このうちですね、町の補助金を受け取っていたのはですね、直近で 3 名ということで、たまたま昨年はその新規の方がみえなかったというようなこともございます。ただし、町につきましてはですね、平成 27 年が 24 名と 17 名であったということで、直近でいきますと 32 名と 19 名というふうに若干ふえておるというようなことも踏まえてですね、この制度につきましては、有効に働いてる部分があるのではないかとというふうには考えております。

ただし、これがそのままよいのかということではありませんので、今後でもありますね、必要に応じて検討を重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番(志村 和浩)** ちょっと通告書には、記載はないんですが、今のですね、答弁を受けて、関連質問なんです。

一方でですね、この狩猟に関しては、今ですね、鳥獣被害対策実施隊っていう名目での多気町で設置をされています。これは、銃刀法の技能講習の免除ですとか、狩猟税が軽減措置があったりですとか、それから、市町村が負担する活動経費に対する特別交付の対象になるとかですね、いろんな優遇措置がございますので、そういったことを踏まえての現状維持なのかですね、あるいは、そういった実施隊のほうをこれから強化していくんだということで、今のそういった補助事業のですね。金銭面をですね、据え置きということも考えて、実施隊のほうにだんだんだんだん寄せていくのか、その辺について、ちょっとお考えをお伺いしたいんですが。

**○議長(吉田 勝)** 当局の答弁を求めます。

達農林商工課長。

**○農林商工課長(達 武彦)** こちらのほう、実施隊のほうにつきましてはですね、現状2名で週3回の活動をしていただいております。今の活動がですね、現状でいいのかということではございませんが、ただし、特に猿等の被害につきましてはですね、実施隊のほうの実績が大きいということもございまして、その実施隊のほうである程度の負担をしていただくと。

それと猟銃ではなくてですね、実際今、有害鳥獣の捕獲頭数の割合でいきますと、わなのほうがだいたい95%ぐらいで捕獲をしております。そういうことも踏まえてですね、今後は比重をどこに置くかということも検討していきたいというふうに考えております。

**○議長(吉田 勝)** 答弁が終わりました。

志村議員。

**○6番(志村 和浩)** 最近農業被害だけではなくて、やっぱり家庭や子供たちの安全なんかも心配されておりますので、今後ですね、的確な政策運営をで

すね、期待しております。

以上で質問を終わります。

**○議長（吉田 勝）** 以上で、志村議員の一般質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩といたします。

( 13時59分 )

---

( 14時10分 )

**(8番 山際 照男 議員)**

**○議長（吉田 勝）** 再開をいたします。

続きまして、5番目の質問者、山際照男議員の質問に入ります。

8番、山際議員。

**○8番（山際 照男）** 8番、山際でございます。

議長の許可を得ましたので、私からは、UIターン雇用促進計画について、もう1点は障害者雇用についての2項目について一問一答方式にて、質問をいたしますので、町長並びに担当課長のご答弁をよろしくお願いいたします。

お疲れの時間帯でございますけども、もう少し辛抱していただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それではまず、1項目目のUIターン雇用促進計画についての質問に入ります。

日本が人口急減社会になりつつあります。今後、本町もしかり人口は減少し続け、それは避けることができません。

平成28年1月、国のまち・ひと・しごと創生により「多気町総合戦略」とともに、「多気町人口ビジョン」が策定されました。それによると2020年(令和2年)、来年になりますが、には人口1万4468人で、生産年齢人口、いわゆる15歳から64歳までの年齢でございますが、これは7,761人と。老年人口(65歳以上)は、1,797人となっております。このような状況のもと、いろいろな施策を駆使して移住・定住促進事業を進められているわけでございますが、さら

にU I ターン雇用促進計画まで着手されました。9月に概要版の説明を受けましたが、一見「U I ターン移住・定住促進計画」ではないのかと疑った次第でございます。いわゆる「雇用促進計画」ではなくて「移住定住促進」という計画ではないのかと疑った次第でございます。

そこで、U I ターン雇用促進計画の実効性等など、次の項目についてお伺いしたいと思います。

①つ目でございますが、最近の労働市場から見ますと、求人が求職者を上回り、いわゆる人手不足が顕著にあらわれております。今後、日本の生産人口が急減することにより労働者不足が300万人とか350万人とか言われております。そのような中で「U I ターン雇用促進計画」を作成されましたその経緯、またその実行計画の期間についての考え方をお伺いいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** それではただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃいましたように、県内9月の有効求人倍率、ご承知のとおり、は、1.6倍ってということで、昨今若干減少ぎみではありますが、相変わらず高い売り手の市場という傾向が続いております。

そうしたこういうような時代の中、当町におきましては、従前より多気クリスタル工業ゾーンの企業誘致施策に加えまして、いよいよアクアイグニス多気、最近名前変えまして「ヴィソン」っていう形になりましたけど、まもなく年明けぐらいからいよいよ求人募集開始の段階に入ってくるころまでもうきておるところでございます。

質問にございます「U I ターン雇用促進計画」を作成しました経緯につきましては、本年の当初予算の予算委員会並びに9月の全協時にでもですね、始まる前、そして終わったあとにですね、それぞれ説明させていただいたところではございますけれども、この人手不足の中におきまして、いかにしてこの必要

とされる雇用確保を、いろいろあらゆる観点から、詰めていくかと、そういったところも、その手法をまとめたものでございます。

議員の質問でもございましたように、「U I ターン雇用促進計画」であるが、「U I ターン移住定住促進計画」ではないのかと、そういったご質問もございましたけど、当方もそれ認識しております。雇用ももちろん確保するんは大前提ですけど、合わせてこちらへ来られる方をやっぱり住んでもらおうと。これにはそこまで思惑があつてですね、そういう位置づけでこれを策定したものでございます。そのために、各関係機関ですね、例えば産・学・官連携でいろいろ進めておりますので、三重大学さんもしかり、企業さんもしかり、そういうふうに入っていて、こういうふうな手法でやればいいんじゃないかとかですね、いろんなことについて、再三協議して策定したものでございます。

そして、特に実行という形になりますけど、この実行期につきましてはですね、情報発信そして雇用創造ですね、これらもう本当にすぐ目前に迫っていることもございますので、これおおむね1年ぐらいを目標に、そして、住まいの創造、これに関しましては、やはりいろいろじっくりとやってく時間も必要でございますので、3年というふうに一応計画期間は据えましてですね、その1つの実行部隊として、地域おこし企業人、これらも当然その計画書の中に盛り込んでおりますけど、これらを契約、そして採用いたしまして、既にその業務に取り組んでもらっていると、そういう状況でございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** おっしゃるとおり、求人倍率もですね、徐々に下がりそめております。松阪管内ですと、1.52 ということでですね、三重県では松阪地域が一番低い方でございます。南紀州は別としても、この伊勢湾ベルト地帯では、松阪は低いほうということになっておりますが、この促進計画をご案内いただいて、いろいろ聞きましたけども、もちろん本計画はですね、日本の最大

級の監査法人トーマツさんっていうですね、アメリカのデトロイトのグループの法人ですから、非常に立派な法人を委託されたというふうに私は思っておりますけども、まあこのアクションプランの案を見ますと、非常にそのどこへそのあれを置いたらいいのかなというような、目的っていうんか、注目したらいいんだろうと。雇用促進計画っていうのであるけども、なんかいろいろとこう混ざって、こうターゲットがないんじゃないかなっていう気がしましたものから、いや、私自体がもう全然勉強不足かなんか、わからんだんで、質問に入れたんですけども、あまりにも広範囲でですね、ありまして、骨格のプランニングはできとるんですけども、その肉付けっていうのがどうしたらいいんだろうというように考えられるんじゃないかなという気持ちがありました。

このアンケートを見ましても、全国レベルのアンケートじゃないですか。これに本町の部分をセットせいでいいということになるんか、それとも、これは全国レベル、UIターンは全国レベル、こういうものですよというようなことですね、そのトーマツさんから言われてるんですか、と思うんですけども。

多気町に置きかえた部分は示されているんですか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 多気町に置きかえた部分は、本当に確かに一定部分しかないというふうに判断しております。

アンケートにつきましてもですね、いろいろ中では議論はしましたけど、時間的なものだけではなくてですね、全国のアンケート見ましたら、非常にうちに共通する部分が非常に多かったです。やはりUIターン、特に合わせて移住を目的としてこうという1つの伏線がございますので、そうなってくるとやはり子育て支援世代とかですねそういうところにターゲットを当てると、もう必然的にやはり、どこもやはりそのターゲットに絞られてしまう。ですからこのアンケートを採用しようということになりました。

結局はですね、パイの取り合いっていう形になるんかもわかりませんが、

私どもは、そのヴィソンの大きな計画ございますので、やはりそういう世代にターゲットを当ててくためにはこういったことに取り組もうということですね、それはもう初めに、方針立てしまして、取り組んだところでございますので、「特に多気町だから」というところは、それほど意識はしてなかったんは事実でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 企画調整課長おっしゃるように、パイの取り合いになるかと思うんですよ。

これ見ますとね、いわゆる庁舎の各課にまたがってますよね、この事業っていうんか、施策は。これらの事業についてですよ、この役場内でそのプロジェクトチームとかですね、ワーキンググループとかというようなものを構築されて、研究なりこれを推進してくっというような、手だては今どうなんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） ワーキンググループを今のところ設置するという考えは、一時期ちょっと考えてはおったんですけど、この策定に当たりましたですね、途中の段階では、特に子育て支援関係であったりとかですね、教育関係であったり、あともちろん農林商工関係であるとかですね、そういったところとは、常にいろいろタイアップして、そこで先ほど言われたトーマツさんも加えてですね、それでいろんな議論を重ねて、やっぱりこうあるべきだ、あああるべきだっていうことを練りあげていったっていうのは、事実でございます。

ですので、これからまだいろいろ多岐にわたっていくんであれば、つくる必要はあるかなと思いますけど、とりあえず、やるべきことをですね、早く立ち上げようということでございますので、今んところうちが中心で進めているとい

うところでございます。以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 役場庁舎内で、企画調整課長が旗振って集めるっていうことは、無理かもっていうんか、あれですけども。まあ本来は町長なり副町長なりが、旗振りをしてですね、全庁一致でやろうじゃないかっていうような取り組みをやってもらうのが、本来だと思います。

それができてるかどうかっていうのは、別としまして、いろいろとそういう努力はしていただきたいと思います。

②項目の質問に入ります。

本来、雇用促進計画という考えは、人手不足の解消いわゆる求人難や就職難を解消するために構築する計画だと、私は認識しているところでございます。

現状では、吸収する場いわゆる雇用創出の確保が見えてこない、当該計画につきましても、アクアイグニス多気いわゆるヴィソンですね、という事業所、これは現実的に動いておりました雇用者数が1,000人とか800人とか言われております。そういう現実味はありますし、その着眼はよくわかります。しかし、クリスタルタウン工業団地につきましても、今後、誘致する企業が、雇用増の見込まれる企業なのかどうか不透明でございます。

そのような中でのこの計画を実行する意気込み、町としての意気込みをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 意気込みということになるかどうかわかりませんが、先ほども答弁いたしましたように、アクアイグニス多気につきましては、まもなくそういう時期はもう見えてくると。目前に迫っているっていう状況でございます。既に、独自にあげられておりますスペシャルサイトの中でもありますね、やはり関心のある方は「お問い合わせ」というところがございませ

て、190人ほどがアクセスされているようなことは聞いております。

一方ではですね、工業ゾーンにつきましては、立地の実現に向けて現在誘致活動を積極的に行っているところではございますけども、ひとつ、ちょっと前の事例を申し上げますと、昨年のお秋ごろですか、今の空いてる北エリア全部をですね、全てっていうお話でかなり企業交渉をやっておりました。そこはメーカーさんだったんですけども、やはり最大の懸念がですね、「人は集まりますか」ということで、やはり人手不足にとっては企業はこの条件が一番懸念材料になってるんだということをはっきりおっしゃいました。そして、その企業さんはですね、一応数百人って言われました。そういう話で、いろいろ300人ぐらいのような感触だったんですけども、それについて、「本当に確保できますか」ということと言われてまして、「できます」とは言えませんが、「集めます」ともそれは言えません。そんな中でですね、やはりその答えがものすごく危惧した記憶がございます。

それが1つの経験談でございます。今もですね、企業さんは別の原因で立ち消えになってしまいましたけど、引き続きまた違う企業さんと今いろいろ交渉を行っております。

それで、最近ですね、町長のほうからもあんまり雇用を求めない企業にもターゲット絞ってるっていうのはそこら辺から来てるところでもございますが、今、交渉やっているとやはり数十人規模の企業さんでありますし、当然県外という話を考えていただけますので、まるっきりうちが確保しなくちゃいけないという状況でございます。

そして、要するにそのような話がいつまた1年前のように出るかもわからないっていう状況でもありますし、あと一方ではですね、既存の立地企業さんからもですね、工業会であるとかそういったところを通じてですね、やはりどれだけ求人情報を打っても人が集まらない、いろいろ協力してくれないかってことで、うちのほうもかなり問い合わせがございます。そういった総合的に判断しましてですね、先ほどのアクア多気であるとか将来見据えた工業ゾーンの誘

致企業であるとか、あと既存立地企業、そういったことを総合で判断しまして、包括的に行なうためにですね、この雇用促進計画にも当然記載はしておるんですけども、これは必要が生じてきましたら、地方版ハローワークの設置等もですね、一応頭には十分入れてやっていかなくちゃいけないかなと、今現在そのように考えておるところでございます。

この辺は本当にちょっとこれからの行方、動きを見て、真剣に考えていきたいと思っているところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** そうというような努力もされておるんですけども、何せ労働市場っていうのは、毎月変わりますから、1年間っていう期間っていうのは、聞きましたけども、極端には1週間で労働市場なんて変わります。そこら辺をですね、やっぱり吟味っていうたらあれですけども、加味されて、そういうような調整をされるっていうのが、やはり必要ではないのかなというふうに思います。

次③点目に入らせていただきます。

③点目でございますが、地元の子供たちが高校を卒業すると、都市の大学に進学や企業に就職して実家に戻らないケースが大であります。これが人口還流になっていない原因であると言われております。都市の方へ移住した者が再び生まれ育った故郷へ戻るといういわゆるUターン、IターンもJターンも歓迎することでございますけども、まずは、生業の担い手になるUターン者をふやす支援施策、行政支援ニーズも必要じゃないかなと。

人によって違うのですが、例えば、Uターンを約束した奨学金とか、Uターンした者の奨励金、いわゆる転居費用の一部支援とか、引っ越し料の支援ですね、というようなUターン支援策の創設を考えてはいかがかという提案でございますが、こういう施策はいかがでしょうか、ちょっとお伺いしたい

と思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 今のところですね、一応その支援策っていうのは考えてはおりません。

1つは、理由としまして、Uターンならまず実家があるだろうというのが1つの判断でございます。ただ、むしろ、Iターンの場合では当然おうちがございませんので、1つの提案材料になるのかなというようには考えておりますけど、私ども、これまではですね、家を持っていただく、住んでいただくためのいろんな支援策はあたりに置きながら考えてきましたけど、ちょっと議員おっしゃっていただけたようなことはですね、その手前の策ですよ。そういうことも1つの検討余地があるのかなというようには判断しておりますので、また、いろいろと参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） これはあくまでも提案でございますので、また考えといていただければと思います。

UターンとIターンっていうのはですね、似て非なるものでありまして、Uターンは多気町の人が多気町へ帰ると。多気町しかないわけです。そこにはですね、親もいれば、親戚もあると。田畑も山もあるというような、場合によっては家もあるわけでございますが、そういうところがUターンというわけで、Iターンとはちょっと違うわけですね。Iターンは、どこでもいって言うたら失礼ですけども、極端に言えば、どこでもいいわけで、田舎暮らしがしたいとかですね、いろいろな検討材料っていうんか選択肢があるわけで、そのニーズとマッチすれば、来ていただけるということに、移住していただけるということになるわけです。

なぜUターンが進まないかっていうあれがあるんですが、私らの昔親によく言われたんですけども、「こんな山里に住んどってやな、おったらつまらんぞ」と。「都会で頑張ったらええやないか」というような、よく聞かれたものです。要するに、長男は家はあれですけども、次男以下はまあそういうような都会へ行って頑張ってこいというようですね、話をよく聞きました。

これがやっぱり将来を考えるポイントになったんと違うかなっていうように思うんですけども、まあそういう形ですね、外へ出てくという人がふえとったってということなんで、このUターン施策、いわゆる奨学金とか、要するに大学に行くときに、多気町が奨学金を出して、それを帰ってきたら、免除にしましょうとかですね、帰ってこなかったら返しなさいとかいうような、後押しが必要じゃないかなということ、私は先ほど提案させていただきました。これはまあ参考に聞いてもらおう。予算が裕福にあれば、そういうのをやっていただければ結構なんです。そういうことで提案させていただきましたので、参考にさせていただきたいと思います。

④点目に入ります。

南三重地域の若者の流出を食いとめることや若者の定住を図るため、松阪以南の6市10町で、若者を地元企業への就職を促す目的で南三重地域就労対策協議会が設立されました。もちろん本町もこの協議会の構成員であります。

そこで、本町のUIターン雇用促進計画事業の遂行と協議会事業をどのようにかかわっていくのかお伺いたします。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） もともとが確かに別の動きから立ち上がってきたという経緯がございます。ただ、先ほど言いましたようなうちも近々に控えているかなりの雇用確保っていうことを考えますとですね、特に県内からの雇用確保を考えますと、なかなか北勢、要するに北のほうからはなかなか取りにくい。三重県内を見ますとですけど。

こうなってくるとやはり松阪市以南の地域からたくさん働きに来ていただけるような施策を打ってく必要があるのかなというふうに考えております。

今のところ前提にしとるんは、どうしてもこのヴィソンの話になるかと思えますけど、そういう中でですね、この年明けましたらですね、その関係地全部で16市町ございますけど、その地域に全首長のところへですえね、また回らせていただいて、一応特に当面ヴィソン関係中心になるかと思えますけど、雇用であるとか、観光であるとか、農商工連携とか、こういったことを目的にですね、協力依頼に回る予定をしております。ただ、この協議会は立ち上がった趣旨とですね、本町もこうやってやろうという課題ですね、これ本当に一致していることから、とにかくこれからは情報をともに共有しながら、本町も先ほどおっしゃいましたように加盟している組織でございますので、いろいろそれも情報発信していきたいなど。ただ、ちょうど今年の2月ですか。その組織が立ち上がったときにですね、ちょっと町長からまた協力依頼の話をしてもらったときにですね、ある南のほうの首長さんがおっしゃいましたのは、やはりほとんどの若者が名古屋、もしくはもっと遠くへ出てしまうと。仮に多気でそういったもんができるのであれば、多気で留まることになるんで、そうすると、毎週でも帰ってくることもできるんで、非常にありがたいんで、おおいに協力していきたいってこともおっしゃってみましたので、この話も参考に報告させていただきたいと思えます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** この南三重地域就労対策協議会ですね、この新聞報道によりますと、他自治体との差を付けないというようなですね、見出しをですね、ポカーンと出して、就職マッチング支援サイトを立ち上げるとかですね、いろいろなその施策を駆使してやられる予定になってると思うんですよ。

このうちですね、UIターン雇用促進計画とのですね、バッティングって

いうんか、どちらへどういうふうにつくってというのが、私もちょっと疑問が生じたので、確認をさせてもらったんですけども。

そのバランスっていうのはどうですか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 確かに、その協議会さんが立ち上げられました、就労マッチングサイト。確かに、聞いたん最近でございます。立ち上がってから本当に 10 カ月ぐらい経ってききましたけど、動きが本当に見えなかったなというふうな実感でございます。ようやくそういう形で立ち上がってきたので、そういう形でやられるんかと思ったところですけども、おそらくバッティングするところは多々あるかと感じてます。うちのやろうとしてますのは、先ほど申し上げた地域おこし企業人。やはりそれぞれの専門部署から来ていただいておりますので、それらでもう既にですね、いろんな活動、動きをしていただいて、まずその情報発信できるような、たぶんマッチングサイトの的なもの立ち上がってくると思います。そういう中でですね、協議会の活用すべきことは活用しながら、うちのうちでですね、その辺はやっていかないと、っていうふうには考えておるところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** 企画課長の言われる、いわゆる地域おこし企業人、あえて私は質問は入れなかったんですけども、それはまた後日の機会に触れたいと思いますけれども。

U I J ターン、J は入ってませんけども、J ターンはどのような人でも受けられる体制はできると、多気町は。というふうに思われてると思うんですよ。

この際ですね、U ターン I ターンと言わずに、アルファベットのイニシャルを使ってですね、T ターン。いわゆる「T」。「T ターン」、いわゆる「多気タ

ーン」ですね。もうきっちり名前を「多気ターン」っていう形ですね、「多気ターン雇用促進計画」っていうようなぐらいで、名前を変えてもらってですね、やればもうちょっとインパクトがあるんじゃないかなと。UIターンは三重県でもどこでもやるところなんですけども、そういう名称を使うっていうことはいかがですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 今日初めてお聞きしましたので、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） まあ参考にしてください。

アルファベットで「T」っていうと、津とか関係が出てくるんで、「T a k i T o w n」ほうがいいのかなっていうふうに思ったんです。

それで最近はですね、Uターンしてきてもまた都会へ戻ってしまうというのが、いわゆる「Oターン」ですな、Uでまた戻ってくでOターンっていうんですけども、そういう人がですね、一旦Uターンしてきても、何も働き口がない多気ってもうちょっと都会へまた戻るかという人が多くなってきとるっていうような傾向が見受けられます。多気町の将来をですね、考えるに当たってそのこういう人たちを食いとめるっていうのが重要なポイントとなってるんじゃないかなと。Uターンは多気町へ来るということですから、それを食いとめるということの方策っていうのはどうですか。ちょっと事前質問項目には入っておりませんけども。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） あまり多気町内ではですね、Oターンっていうことはほとんどあんまり現実的には聞いたことはありません。

ただ、例えば、1年後以降にはオープンしますアクアイグニス多気をとってもですね、Uターンの部分はあります。例えば、あそこに何店舗かオープンされます。経営者を教える側の方たちは、もちろん向こうから来られて、1年後ぐらいにたぶん帰っていかれるでしょう。そういうUターンはあり得るかと思えますけど、基本は、やはりこちらに留まっていたいて、やはり来てよかったなっていう町にシなくちゃいけないというふうに考えておりますので、今のところは、それは絶対ないようにしたいという意気込みでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** そういうのはまれなケースだと思いますんで。

このU Iターンの促進についてですね、労働政策研究研修機構っていうのが、全国的にU Iターンの調査をやった経緯があるんです。要するにUターンは、その22歳の大学卒業、就職時中心であると。30歳ころまでUターンを促進しなければ、その後は難しいというようなことも言うてますし、地元の仕事情報がやはりUターンを促すことなんだと。それから、女性ほど、地方移住時の就業ニーズっていうんか、支援ニーズが大きいと言われておりますし、地方移住によって、生活の質が向上するというふうに、アンケートがされておるんですけども、やはり大学卒業時っていうのが一番、やはりそのUターンのポイントっていうんか、じゃないんかなというふうに思われるわけです。

大学って、愛知にしろ、京都にしろ、大阪にしろ、東京にしろ、随分多くあります。多気の高校生も散らばっていったらと思えますけども、やっぱり主として、大学の就学指導課へですね、やはり多気町という部分をですね、やはり情報を流すと。行って就職の窓口へ多気町のパンフレットでも置いていただくというようなですね、協定を結ぶっていうんか、学生課へ行けば、それはそれなりに置かさせてくれるんで、そういうような努力をするというようなあれはあるんですか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 今その特に他県になるかと思えますけども、大学さんとのですね、そういった調整なり、そういうことは何にも考えてはおりません。ただですね、いろいろ考えてますのは、やはり、まずここから出ていかないような施策をまず打つべきだというふうに考えております。

そういうわけで、特に来年いろいろ動いてくる事業所に関しましてはですね、例えば、今この雇用会議の中でもいろいろ話をしておりましたのは、例えば中学生。例えば卒業式であるとかですね。あとは高校生。これも卒業式であるとか。要するに、ここから他県へ出ていかないように、どんどんどんどん逆に、こういうのがオープンするとかですね、そういう売り込みをしてですね、まず留めるべきじゃないかなと。

やはりU Iターン。それはもう最終目的そうなんですけど、そればっか頼っててはなかなか集まりにくいんで、まずここから確保するということが先決であるので、そこをとりあえずは今のところ中心に今進めています。

ただ、今おっしゃいました大学さんですね、本当他県になりますとどうかわかりませんが、県内の大学でもかなりありますので、その辺であればですね、動ける範囲内であるかと思えますので、またこの辺も参考にさせていただきたいというように思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） 時間ないんで。受けの形より、やはり能動的に動いていただくというのが、やはり多気へのUターン促進っていうんになるんじゃないかなっていうふうに私は思います。

Uターン促進計画はこれぐらいにしまして、次の項目に入ります。

2項目目でございますが、障害者雇用についてでございます。

障害のある方の就労を支援するということは、公的機関としては当然と考えます。しかしながら、昨年、残念ながら中央省庁 8 割に当たる行政機関であわせて 3,460 人の障害者雇用が水増しされているとの報道がされました。また、自治体等でも障害者雇用の水増しが発覚しております。近くでは三重県警におきましても、6 人の不適切参入が行われていると報道がされました。

そもそも、障害者の認定は手帳の所持で決まるわけで、健康診断で異常が確認された職員や弱視の人を障害者と勝手に認定し、障害者として計上していたもので言語道断です。あくまでも、雇用状況報告は性善説、まあ何でもですけど、申告にしても報告にしても、性善説に基づく報告でございます。民間に範を示すべき公的機関がこのような事態を起こすことは非常に残念としか言いようがありません。

本町においては、そのようなことはないと思いますけども、①項目に入りますが、本町の令和元年 6 月 1 日現在の「障害者雇用状況」をお伺いいたします。

1 つは算定基礎となる職員数、障害者の数、実雇用率、不足数、教育委員会の取り扱い等でございます。よろしくお願ひいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** それでは、山際議員の 1 つ目の質問にお答えをさせていただきます。

本町における令和元年 6 月 1 日現在の障害者雇用状況ということでございます。まず①つ目、算定基礎となる職員数ですが、217 人でございます。続きまして②障害者の数につきましては、算定上 4 人となっております。③実雇用率につきましては、1.84%。④不足数につきましては、1 人。⑤教育委員会の取り扱いにつきましては、教育委員会につきましては特例措置によりまして、首長部局と同一の事業所扱い、すなわち合算をして算定をしております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** 教育委員会は、まあ町長部局に入るわけですね。去年のですね、法定のですね、3.90なんですけども、算定基礎となる職員数が154人で217人にふえてるんですけども、これは教育委員会を入れたってことですか。教育委員会は特例措置ってということでされてるんで、そこら辺。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 昨年、すなわち平成30年の6月1日のご質問だと思いますが、去年の人数につきましては、教育委員会の特例措置は行ってはおりません。本年の6月1日から適用をしていただいております。

それからもう1つ人数がふえましたのにつきましては、これはまあ本町の算定上の職員数でございますが、現行まで非常勤職員の部分につきましては、含んでおりませんでした。それが、1年以上雇用が見込まれるという部分の職員も含みなさいということですので、本年からは非常勤職員ですね、の数を入れておりますので、ふえているような状況になっております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** そうすると教育委員会は入ってないってことですね。

去年のですね、報告でいきますと、これたぶんプレスリリースしてますから、もう見ていただいとると思いますけども、去年の教育委員会は、不足1になってるんですね。町長部局は、随分多く、まあ分母が低いんで、多くなってるんですけども、そうすると、不足数が1ということで、それで今回の非常勤職員の採用っていうんか、特別枠がなされたってことになるんだらうなどは思いますけども。

②項目に入りますけども、11月1日号のですね、広報に掲載されておりました多気町非常勤職員の障害者枠の募集についてなんですが、障害者を特別枠で

選考をしていただけることは非常に私も感謝しております。障害のある方が特別枠で選考されることは、障害者の雇用促進につながることで、その関係でですね、この多気町非常勤職員募集のこの広報に出されましたけども、これについての人数を、応募状況っていうのをちょっと聞きたいんですが。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今回の募集につきまして、応募者は1人でした。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

○8番（山際 照男） それとそのこの応募のですね、準備がですね、非常に早いと。期間と周知で、1日号広報で周知されて20日までに応募書類の提出をなさいと。11月25日に選考しますと。それで12月1日に採用となりますと。

非常にその障害者の特別枠にしては、非常に早いスピード感があるっていうんか、スピードの応募期間だなというふうに感じました。

その6月1日にもう既に不足数がわかるとるんで、その人を充足するための採用っていうことも考えられますけども、それなら7月なり8月なりっていうことも考えられるんですけども、この周知方法っていうのが、早すぎる。町の広報だけこの周知をされたんですか、どうか、そこら辺は。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 今回の募集は、障害者を対象にということですが、まずやっぱり地元の方に応募いただいて、地元の方を雇用したいという思いがございましたので、広報たきのみでの周知となりました。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** 不足っていうことであれば、来年の6月1日までになんとかすれば、その障害者の雇用状況報告は不足数にはならないんで、いいんですけども、この選考の時期についてね、私はちょっとなぜこの時期に障害者特別枠を組み入れたのか。新規学卒者も採用っていうんか、組み入れるような選考時期にしてはどうなんだろうなというふうに思ったわけです。

就職機会の均等っていう部分がありますから、そういう観点からもね、もう少しずらして選考されたらいいんじゃないかなというふうに思いました。

例えば、来年2月頃に選考して4月採用にできなかったのか、とかですね。それやと新規学卒者も応募ができるんじゃないかなというふうに、私の素朴な疑問が生じたわけなんですけども、そこら辺の選考設定についてですね、どういうお考えかちょっと聞きしたいんですが。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 今回の募集につきましては、先ほど議員もおっしゃられました、いわゆる法定雇用率が未達成、6月1日現在で未達成でございましたので、その解消を目指すのが大きな目的でございました。

本年6月1日現在で、ご存知のように未達成のため、この状態が続きますと、ここはちょっと従前と制度が変わりまして、令和2年1月からですね、1年間の採用計画を立てなさいというのが、法的に義務付けをされます。すなわち来年の6月1日まで待つことができなくなります。その計画を策定する必要があります。

また、まだちょっと公表はされておられませんけども、12月につきましては、厚生労働省より全国自治体の雇用者状況ですね、それが公表される予定もございいます。その時点では公表の中身では、6月1日時点での未達成の事実っていうのは変わりませんが、今回こういうふうな本町の取り組みを行うことによりまして、例えば12月1日で不足が解消される予定ですよという部分も併せ

て公表されることとなっております。

これにつきましては、従前、三重労働局より、この未達成の自治体に対して、やっぱり本町も指導を受けて、今後どういうふうに雇用していくんですかと。雇用率を達成するのにどういうふうな取り組みをされるのですかという、やっぱり指導うけたのが一番大きなきっかけでございます。

それについては、やっぱり早期、こっちとしても早く解消していきたいという事で、今回、11月1日での募集となりました。

なお、内部的には、もし今回の募集で応募者がいなかった、あるいは、応募者がいても採用ができなかったという場合につきましては、議員おっしゃられたように、これは今度次はもう4月1日かなというふうに時期を考えておりましたので、それも想定した上で、できるだけ早く本町としてしたいという思いで、今回の募集をさせていただいたところです。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際議員。

**○8番（山際 照男）** 今の流れがですね、指導を受けたということで、早速っという事で。この雇用率っていうんか、雇用促進法の関係も5年に1度変わりますから、だんだんだんだん、こう変わってくるわけでございますけども、私がその一番疑問に思ったのはなぜこの時期、そういうような指導を受けたから12月公表を開始するということで、まあ雇用率は達成してませんけども、不足数はないということになるわけだと思います。できたら不足数が、雇用率は達成2.5でしたっけ、に達成できるような形のやっぱり努力をしていただくということになろうかと思います。公表っていうと、ちょっとイメージ的に悪くなるんで、そこら辺は努力していただくかなというふうに今感じました。

それでは次の項目になりますけども、

障害者の一般就労等における雇用拡大や雇用促進の契機につながる手段として、町の物品購入契約や入札等に障害者雇用、いわゆる法定雇用率の達成等

の事業所なり団体を考慮して業者選定をされているのかどうか、お伺いしたい  
と思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 本町の場合ですね、先ほど議員おっしゃられてまし  
た、いわゆる入札参加とかそういう契約の参加資格者としての法的雇用率が達  
成してるかという条件づけの部分かなというふうには思うんですけども、特段  
その法定雇用率が達成していなければならないというふうな条件を明記して  
入札参加資格、あるいは一般競争入札等を行っている、ちょっと事実はござい  
ません。

ただ、例えばですね、本庁舎で清掃業務を委託しておりますけども、そこに  
一般の業者として入札参加をいただいおる障害者雇用してる団体が参加いた  
だいて、過去においてはそれを受注していただいた実績もございます。さら  
には、本町にあるくすのき作業所というところがございますけども、そこでつく  
られた花の苗をですね、本町のほうで買い上げて、例えば町でいろんな環境団  
体、まちを美しくするための団体、していただいておりますそういう方々に現物給  
付をしたりとか、いう事例もございますので。

何か全くないということではございませんけども、そういった事例がござい  
ます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

山際照男君。

**○8番（山際 照男）** ありがとうございます。

障害者優先調達推進法が施行されておりますし、もちろんこの三重県もです  
ね、三重県はその障害者の事業所から優先的に調達するというような文言も入  
っております。多気町もやはりしっかりですね、まあ三重県 29 市町そのこの  
障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づいて、決

めているというこの経緯もあります。全国的には、三重県は、これで見ますと全部、その 29 市町作成をしております。優秀っていうんか、あれなんですけども、そういうところをやはり小さなことなんですけども、やはり障害者の雇用促進につながるんじゃないかなというふうに思いますので、是非今後とも努力していただければありがたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

**○議長（吉田 勝）** 以上で、山際議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。3時15分を再開といたします。

( 15時04分 )

( 15時15分 )

**(2番 松浦 慶子 議員)**

**○議長（吉田 勝）** 再開します。

6番目の質問者、松浦慶子議員の質問に入ります。

2番、松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** 2番、松浦慶子、一般質問を始めます。

最後の最後になりました。皆さんお疲れのところでございますが、頑張っ  
てまいりますので、よろしく願いいたします。

私の今回の質問は、2点質問させていただきます。1つ目は、町民の声が政  
策に反映される仕組みについて。2つ目は、バイオマス産業都市構想について。  
どちらも一問一答で質問させていただきます。

2年に一度行われます「ええまちづくり」自治会別懇談会が、今年の5月28  
日から始まり、10月31日に終了しましたこと、大変お疲れ様でございました。

49自治会の町民からどのような声が出されたのか、その声をどのように分析  
し、どう生かされるのか、またどのような方法で情報公開されるのかを疑問に  
思い、今回の一般質問をいたします。

御存じのとおり、地方分権一括法が2000年に施行されて、来年で20年とい

う節目を迎えようとしております。

分権改革は現在も進められているところであり、今年度は第9次一括法が施行されております。その地域の実情に合った政策をつくり、実施していくことが期待されているところでございます。

すなわち、地方の力をもっと強くしようといった国の狙いであり、また自治体の自らの判断で法律を運用し、条例の制定が可能となりました。つまり、自治体の自己責任の範囲が広がったと考えられます。

この背景には、国の財政への不安や、人口問題など私たちがまだ経験したことのない未来があるのは事実であり、どうすれば私たちの自治体が、地域が生き残れるのか、そして福祉の向上、この福祉の向上は幸せや豊かさという意味でございます。に重点をおいて、町民と首長含む行政、そして議会が前向きな危機感を共有することが大切であるということは言うまでもありません。

この前向きな危機感とは、人口問題や災害の発生、環境問題など自治体をめぐる大きな社会状況の変化や、NPOやボランティアが大きな役割を担うような行政だけでは解決できない課題と定義いたします。この前向きな危機感を町民と首長を含む行政、議会が共有するために必要なことは情報公開と広聴だと考えております。これらのことを踏まえて質問に入ります。

まず①項目目。現在、当町で行われている情報公開の方法にはどのようなものがありますでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

情報公開の方法につきましては、毎月発行されます広報誌、それとケーブルテレビ、ホームページ等がございます。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

情報公開と言いますと、条例がございます。情報公開条例。これは公文書についてのものがございます。

しかし広聴には条例がございませんが、まず情報公開の条例について。

第3章の「情報提供等」というところですね。「第17条 情報提供施策の推進」とあります。これは公文書にかかわらず、情報に関する町民の要求を的確に把握するとともに、町民が町政に関する正確でわかりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の推進に努めなければならない。これと、「第19条 実施状況の公表」というのがございます。町長は、毎年1回、各実施期間の公文書の公開の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

ここに公表について書かれておりますので、ここについて、年1回どのような形で公表されているのかについて、お尋ねいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 今の情報公開の作成の取得方法として、先ほど議員言われましたように、情報公開請求がございます。それに対しての公表ですけれども、重要施策に載せておりますので、公表しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） もう一度お願いできますか。

○議長（吉田 勝） 伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 決算におけます主要施策のほうに載せておりますので、そちらのほうでご覧いただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 今ございました、町のホームページであったり、広報たき、回覧板ですね、ケーブルテレビについて、私もこれだけのだいたいのたぶ

ん答弁があると思われまことは、書いてきたつもりでございますが、想定してまいりましたが、広報たきや回覧板っていうのは、どういう状況で町民の皆様が見られるというふうにお考えになりますでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** 回覧板につきましては、各課の重要事業につきまして、各戸へ回覧するっていうことで、各家庭で見られると思っておりますけど、その世帯主さんと、若い人は世帯分離されてるか、そのあたりにつきましては、その家で1軒世帯主が見られるんか、子供さんに見せられるかっていうのはその辺はちょっと状況はわかりませんが、こちらとしては、各家庭で見られていると思っております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** そうですね。おっしゃるとおり、たぶん1世帯に1戸に対して、広報たきも1部でしょうかね、広報たきは1部なのか、回覧板はたぶん1世帯に1つなのかなっていうふうには思っております。

広報たきについてはどうでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** 広報につきましては、各区長さんが毎年何部っていう申し込みをいただいておりますので、その地区地区によっては、世帯主がおって息子さんと離れある場合にはその分について、区によっては余分に請求されてそこも配布される可能性があります。ただ、私地元朝柄なんですけども、朝柄の場合は、世帯別の家は配布するようにしております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 副町長がおっしゃるようになりますね、もしかして若い世代の方は、目にされない状況って多々あるのではないかなっていうふうに私も同じように考えております。

そこでですね、町でいろんな施策やいろんな状況が決まったときに、じゃあどうしたらこの方たち、この広報たきやホームページなんかも、たぶん、何か困ったときだったりとか、何か調べたいときにたぶん、ホームページを開かれるんだと思うんです。一番その身近にあるのは、広報たきだったり回覧板っていうふうに思うんですけれども。これを見られない方たちっていうのですか。そういう方たちっていうのを検討はなされたことあるのかどうか。また、考えられたことあるのかどうか。たぶんそこまで今の答弁の中には、副町長のお考えの中には、たぶんもしかしてっていうのはたぶんあるんだろうなっていう答弁の中でも感じましたので、それについて、ご検討されたかどうかについて、お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） そのあたりにつきましては、こちらとしては、見ていただいているものというふうな判断をしておりますので、その手当について考えたことは今までありません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 今日ほかの議員の方たちの皆様の中にも、情報を共有するにはどうしたらいいのかっていう言葉がたびたび出てまいります。いろんな町の行っている大切な事業だったりとか、自分の日常に関係する、生活に身近に関係する事柄について、やっぱり知っていただかないと、これ本当にどちらにもWin-Winにはならない。もしかして、町民の方が損をする可能性

もある。っていうことも念頭においてですね、それをどのようにされるか。若い世代が見れてないんじゃないか、見られてないんじゃないかっていうどうしたらその情報をその方たちが見られるのかっていうところをですね、検討していただきたいなと思うんですが、検討していただけますでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 検討していただけますかって言われると、そのようにちょっと言いにくいんですけども、一応前向きには考えさせていただきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 副町長からご答弁いただいたんですが、じゃあその若い方たちがどうしたらその情報を手に入れることができるのかっていうところですよ。検討するっていうのは。

そこは、たぶん皆さんの行政の方たちの、若い方は主査の方だったりとか、係長の方だったりとか、下の部下の方たちには若い方がおられるので、そういった方たちの意見もですね、吸い上げていただく。

ホームページだったり、そこからなんですか、アイコンですか、アイコンからすぐ見れるようなホームページの改良であったりとか、先ほども言われているSNSであったりとか。そういうところにも、情報をひとつ入れていただくといいんじゃないかなと。

今回のたき広報なんか見てますと、これすばらしいなと思ったのが、商工会発のここにQRコードがパッとこう載ってるんですね。たぶん親世代のところの、たぶん食卓に置いてあるとかリビングに置いてある。ここにたぶん若い世代の方が見て、これをもって中を見る、ここまでの動作っていうのはすごくハードルが高いんですね。なので、ここのQRコード、「こんなんある。これ何なんかな」っていう、QRコードはスマホをかざすとスッと見れますので、こ

うというような取り組みもされて、この中身が見れる、確認できる。重要なところは確認できるような取り組みも。

これ今回初めてだったような気が。されてますか、これ。前からされてます、これ商工会のやつですけれども。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** ホームページなんかにつきましては、スマホで今リンクしてますので、見る事ができております。ただいまのQRコードについては今回初めての対策やったってということで、そやで情報公開につきましては、たぶん皆さんスマホ持ってみえますので、そこでリンクしていただいたら、多気町のホームページ見れますのでそちらのほうで。そのPRをしてないのがちょっとまずいかなって言うふうに思っておりますので、その辺もPRしていきたいなと思っております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** 広報たきの新しい情報と、ホームページの中の情報っていうのは全くちがうような気がしますけれども。リンクしてるのか、ちょっとどうかわかりませんが、たぶん新しい情報は、かなりホームページにアップされるまでには時間がかかっていると私は感じております。

そこはまあ検討していただいたらいいと思いますので、何か答弁いただけるのであれば、大丈夫でしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 情報発信、大もとはうちでやっておりますので。

ホームページの中で、広報たきのサイトを設けまして、そこへ入っていただければそのままリンクするようになっております。という形では情報発信して

おりますし、先ほどのQRコード、これはですね、先ほど山際議員の話にありました、雇用促進計画の中で、町として情報発信やってかなあかん、のうちの1つとして、やり始めたというところでございます。ですからまだ本当にまだやり始めというところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

新しい試みとしましてですね、ホームページをパソコンかスマホで立ち上げるのと、ここでQRコードをかざすのと、やっぱりこっちのほうが楽なんですよ。そういうことも含めまして、検討をお願いしたいと思います。

それは政策が決まった情報を公開するということと、もう1つ、その事業の内容のプロセスですね。今こんなことを町は考えて、こういうふうに決めているところですよというその経緯のプロセスについて、情報発信をされているかどうかについて。お伺いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの事業経過のプロセスっていう質問なんですけど、それについては、途中経過としてはしておりません。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） それはどういう理由からでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 議員言われるんのは、たぶんそのあたりで、地域住民の意見を聞いたらっていう話に結ぶんかなっていうふうに思っておるんです

けども、やはり町といたしましては、一応事業をある程度の骨子が固まってから、その辺のことをしております。ただ、各物の計画段階、事業計画とか、そういう今やっております健康づくり計画とか、そういうものについては、一般住民の方を交えてしておりますので、それは公表できますけども、今ただ単の事業の計画につきましては、今のところ町としては行っていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

そうしましたら、次は、②項目目に入りたいと思います。

現在、当町で行われている町民の声を聞く方法にはどのようなものがありますか。広聴についてですね、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 当町で行われている町民の声を聞く方法っていうことなんですけども、議員の冒頭で説明がありましたように「ええまちづくり懇談会」において、町民の皆さんの声を聞いております。また、直接、町長へ面談により、要望等があるかと思っております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） そうですね。自治会別懇談会、懇談会っていう意味は御存じだろうと思うんですが、ざっくばらんに打ち解けて話し合う会っていうような意味合いがございます。

これも町長がまずテーマについて事業報告をまずなされるんですね、町民に対して。これも情報公開なのかなっていうふうに。それに対してのご意見をい

ただくってというふうに考えておりますが、今回の終わりました今年度の町民懇談会のQ&Aですね、それも私は五桂でございますので、五桂の分についてだけ回覧板で回していただきました。それ以外に、全町のことをやはり皆様が把握しないと、町はどんなことをされているのかっていうこれも情報公開に大変必要なことになってまいります。

2年前の町政懇談会については、ホームページで私全部見させていただいた記憶があつて、一般質問もさせていただいた経緯がございますが、今回のこの情報公開っていうか、これについてのホームページにアップされる計画っていうのは、どのぐらいの計画でしてくださるのでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 近々させていただきます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** 近々ってどのぐらいの日程なのかわかりませんが、首を長くして待っていたと思います。

これは複数の町民を集めて集団から意見を求める方法であるというふうに思っておりますが、だいたいの自治会では20名前後っていうような感じなんだろうが、その方たちのQ&A、その中で、大変重要な質問もされている中身の、たぶん前回のところは提案だったりとかですね、そういったものも幾つかありました、ご意見の中に。

ただそのQ&Aでとどまるのではなくてですね、それからその町民の方の質問の中からこれはどういうふうな意味合いがあるのかっていうのを、全町の中で、たぶん似たような、この奥にあるその町民の方の考え方が似ている部分っていうところに分けないといけないと思うんですね。ただ、それについて答えを出すのではなくて、それを分析をしないといけないっていうふうに思っています。それを初めて何か事業に起こすための提案であつたりとか、その1つの

きっかけであったりとか、そういうことにつなげていかないとせっかく町長もお忙しい中、月に2回か3回回ってらっしゃるときもありました。またその課長の方々も皆さん出られてました。せっかくのその中での町民の重要な、大切な意見をですね、ただQ&Aにとどまらず、それについて、これはどういうことがこの裏に隠れているのかっていうことを、皆さんでやっぱり分析していただいて、それを次につなげていただく。それをデータベース化して、毎年それをこう積み重ねていかないと、2年前のやつはもう終わったからもうホームページからなくなりました。また2年のやつまた載ります。これについて、いつ消されていくのかわかりませんが、どんどんどんどんもう同じことの繰り返しで、一方通行で、そこで止まってしまってるんですね。それをぐるっとこう回さないと、たぶんその町のイノベーションにつながっていかないっていうふうに私は思っています。

私自身、企業の中でお客様相談室みたいなものも電話相談なんかは担当でおったときもありました。以前は、「お客様は神様です」みたいなことを言っていた時代もありますけれども、今の時代、そういうことではもう神様ではないんです、お客様っていうのは。ユーザーであり、パートナーです。お客様の声、もちろんひどいクレームもありますが、その中で、どういった、大変貴重なお客様の声っていうのは、とても重要な声がそこに隠されています。それをデータベース、全部打ち込んでですね、1つの、誰でも、従業員・社員が、全員が見れるような仕組みにしております。それによって、製品開発につなげる。その課に持っていく。どういういろんなクレームありますけれども。そういうふうなお客様の声っていうのは、大変重要でございます。

企業も経営でございますが、自治体もこれからマネジメント、経営体っていうふうには呼ばれることは多々ありますので、是非お客様は、お客様っていうと住民・町民の方になると思いますけれども、その方たちの声をしっかり聞く。聞いて終わるだけじゃなくて、しっかり何か分析する能力を行政の方たちに持っていただく。っていうところにつなげていただきたいなという、これが今回

の私の最も言いたいことではございますけれども。

あとですね、全協のときに、町長が声の大きい方の意見だけが通るんじゃないかっていう危機感を持たれてるっていう、あの町政懇談会も私ちょっとじかんがなかったんで、五桂には参加できませんでしたが、ちょっと別の自治会のほうに参加させていただいて、聞いてますと、やはり 20 名の中に女性が私含めて 3 名。20 名のなかですね、だいたい。声の大きい方がざっとこう話し、3 人～4 人ぐらい。20 名のうち、5 人ぐらいの方が発言される。それ以外の方たちは、どうしたらいいんですか。せっかくそこの場にいるのに、もしかして、意見を言いたくてその場に来てる可能性もありますよね、でも言えない雰囲気があるわけですね。その雰囲気を行政がどういうふうに、意見の言えない方たちっていうのを、そこまで足を運んでるのに言えない状況っていうのを、やっぱり行政側はそこはしっかりつかまないといけないと思うんです。

ただ発言できる人の意見だけが Q & A になってるだけで、その「サイレントマジョリティー」っていわゆる「声なき声」っていうところをしっかりとつかんでいくのが、たぶん行政の一番大切なところだと思うので、その仕組みについてですね、そのサイレントマジョリティーの声を聞く仕組みについて、どういうふうに考えていかれるかっていうのを、できれば町長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** 私は町長にさせていただいてから、前回も説明させていただいたと思うんですけど、隔年でやっております地区の懇談会をやって、その翌年は全自治会回ってと。今までも、全部の人が出てないのでそれを町民の声として町は受け取るんかと、そういう冷ややかな言われ方をされる方もありましたけど、大方の人は、それぞれ考え方もって言っていたいてますので。

ただ、議員おっしゃっていただいたように、声の大きい人がワーって言われると、ほかの人もう黙ってこう聞いておられるんで、それをやっぱり我々は見

させていただいて、これは全部この人の意見ではないなというところもやっぱり気持ちの中にやらかなあかんし、あとで自治会長さんにこういうこと言われましたけどどうなんっていうのは、やっぱりそれは我々も今まで継続してやりますので。

言われた声が全部そのまま、っていう捉まえ方はしておりません。今回も、ごみ処理問題、それから学校統合、それから健康づくり、人口減、それから主などこそんなどこでしたかな。それにかかわって、多くの町民の方からから多くの町民の方からいただいた意見の中には、社会基盤整備っていうかインフラ整備のやつとか、アクアのこととか、県道のこととか。そんなんを参考にさせていただいて、これからの町政に役立てていこうっていうことで、これまで政策の中に盛り込んでおります。

ですから、議員おっしゃっていただいたように、声の出てない部分をどう捉まえるかっていうのは、これ自分らの仕事ですので、一生懸命その辺を取り込んでやっていきたいなというように考えております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** 町長答弁ありがとうございます。

企業もですね、社員の声をどうやって聞くかって同じような問題を抱えております。1つ提案でございますが、やっぱりその意見を言いやすいグループミーティングだったりとかですね、そこによく言われる円座ワールドカフェだったりとか、ワークショップだったりとか、そういう意見を言いやすい場をつくる。そこにたぶんキーワードっていうか、そこにたぶん何かあるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。そういう場をつくっていただくっていうことが行政の仕事でもありますし、たぶん議会のほうでも議会の報告会だったりとか、ほかの市町の研修に行かせていただくとそういう声もあります。私たちの議会の責任でもありますし、首長＋行政の方たちの責任でもあるかなってっていうふうに思っております。

○議長（吉田 勝） 久保町長。

○町長（久保 行男） 議員おっしゃられる私も町長にさせていただいてから、毎年2回やっとなるのは、若い人たちを中心に年2回今年も8月20日にやりました。若い職員が、職員です。これはほかの者にも広がってくと思います。俺とこの町こんなことやっとなるのやということになって、各課代表して、若者が意見発表、成果発表みたいなんしてます。半期ごとに。

よく似たことされとるのが万協製薬さん。成果発表会です。あれも本当に見ていて、会社の若者が発信してくれとるんで。これ、会社の中だけじゃなしに、私たちも邪魔させていただいとるんで、こんなことやっとなるやよと、この会社は。というのが、これも違うところでこういろんなところで発信しますので、僕は若い職員が俺とこの課こんなことやっとなる。私の課はこんなことやっとなる。皆発表してくれてますので、それで、今どんな進捗状況なんやってというのがやっしてくれてるので、これはやっぱり違う課の者が俺とこの町こんなことやっとなるのやっというの、発信もしてくれてると思いますので、こういうことは続けていかなければと思ってます。そのことを少しでもほかの人に知ってもらえることにつながるのかなと思ってます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます、それをですね、行政の中だけでなく、それを町民のほうにつなげていっていただきたい。

その思いのある方たちっていうのはたくさんいますので。私も最近いろんな町民の方から、意見をいただくのはすごく前向きな意見。「こんなことできへんやろか」、「こんな提案できる」、「こんなこと考えてるんやけども、これってすごいいいことやよな」、たぶん福祉関係のことが多いんですけども。

例えば、最近シャープさんのところでもジョギングする方たち、ウォーキングする方っていうのはすごくふえてきました。よく見かけるんですけども、

日中でもね。そういう方たちがですね、ジョギングっていうかマラソンブームっていうこともあるか知りませんが、体・健康づくりの方もおられるし。そういう人たちが学校の登下校の、下校ですね、特に下校の見守りを兼ねて何かそういうマッチングできないかとか。例えば、社協のやってるそういう何かウォーキングみたいなのをしてる方たち、体を健康づくりにする、ちょっと高齢の方たち、元気な高齢の方たちが、その学校の子供の見守りできへんやろか、とか。

なんかそういうのって、すごくマッチングした提案的な意見っていうのは、すごく今ふえてるんですね。「それっていいよね、それっていいよね」って、皆がそれやりたいよねって思うんだけど、やっぱりそれを支えてくださる、「じゃあ誰に言いに行ったらいいんやろうか」、「行政の誰に言いに行ったらいいんやろうか」とか、っていうことになるわけです。それを支える仕組みっていうのも行政の役割じゃないかなっていうふうに思いますが、そういった提案的な前向きな提案、そういったことをやりたいなっていう方たち、そしたら高齢の方の健康づくりにもたぶんいいこと。どちらにもWin-Winな関係になるんじゃないかなっていうふうにすばらしい提案をしてくださる方が多気町にはたくさんおられますので、そういった声を拾っていく仕組みですね、そういうことを是非やっていただきたい。行政がさっき言われたように、職員さんたちがされているような、そういった取り組みを町民の方も交えて、例えば町政懇談会、町長してくださいます。また小学校区の懇談会もしてくださいます。それはまあ人数が多いのもっと意見言いにくいと思うんですね。だからその第1部町政報告していただいて、2部その方たちで、こう何かテーマを決めて話し合う場っていうのを、町民文化会館なんかでやってくださると、もっと何か「まちづくり」っていうような雰囲気が出てくるのではないかなっていうふうに思っておりますので、是非検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。その私の考えは。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** そのように進めていきたいと思います。

4年前かな。うちは行政改革審議会、行革審やったときに、今までのやり方と違って、若い人たちがもっと入ってもらえっていうことで、提案をして、公募で入っていただきました。本当に若い人たちが来ていただいて、多くの意見をやっていただいて、かなり中を斬新的にっていうか、「こんなんは切り捨ててこんなんやってかなあかん」、こんな意見もありました。

それから、多気中学校をつくる建設しようとするときに、勢和地域へも行って話をさせてもらって、あのときは若いお母さんたちがいっぱいみえて、あのときは勢和は一緒にいかないよという話はなったんですけども、あのときも、反対っていう話があったんですけども、町はこんなことやるんやと、多気町として、こんなことやるんやっていうときに、反対された方はありましたけど、一方では、そんなことをこれから多気町はやるんかって、聞いてくれた人もあるんで、あのときいろんな意見交換、ちょっと僕もいろいろ言ったことあったんですけども、こんなことができたんで、何かテーマをつくってやらんことには、何にもなしに意見どうですかっていうのは、僕はそれはいかんと思うんです。何かテーマをつくって行ったときには、多くの意見がいただけるかなと。

そこで、大きな声で言われる方は、それはそれでいいんですけど、それを聞いてる方は、やっぱりそうなんかっていうのもわかってもらいたい。それをまた我々も見ながら、黙っている方の中には、こういう思いの人もおるんかなっていう想像巡らせて聞いたりもしてますので。今後、そんな方法は取ればまた担当課も含めて、一遍考えたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** ありがとうございます。今もう町長すばらしいことおっしゃってくださいました。

その声の大きい方、そうじゃない方、っていう方たちを一緒にですね、ここ

で一緒に雰囲気をつくって、意見を言いやすい場をつくるんです。そうすると、そこで、何か気づきがどちらにも起こるわけですね。それがイノベーションっていうふうなものにつながる。それを「対話」っていうんですね。

今、町政懇談会は住民との対話っていう言葉が出てきましたけども、本当の「対話」っていうのはそういうことなんです。意見の違う人と、話して、そこで何かを気づくっていうことが「対話」って言いますので、是非そういう場を町長自身が感じとるんじゃなくて、その方たち、住民・町民が主体になって、話し合いを行っていただく。そこで何か気づいて合意形成していただく。それをこっちに入れていくっていう、行政の何かの役割っていうかそういうところに入れていくっていうのが、大変すばらしい。これがこの町を変えていく1つのポイントだっていうふうに私は思っていますので、是非そこをしっかりとやっていただくと、いいのではないかなっていうふうに思っておりますので、是非よろしくお願いいたします。

そうしましたら、次の質問に入ります。

今、町長からの答弁の中にも入っておりました、「審議会」「検討委員会」また「パブリックコメント」で出された声に対して、どのように対応されているのでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長言いましたのとちょっとダブるかもわかりませんが、審議会では、行財政改革審議会がございまして、議員もご承知していただいていると思いますけども、審議会で答申をいただいて、事業によっては答申書に基づき、廃止した事業もございまして。

また、検討委員会につきましては、現在「小学校統合検討委員会」があります。まさに町民等を交え、多気町の小学校のあるべき姿を、現在議論をしていただいていると思っております。

そして、パブリックコメントにつきましてですけれども、意見をいただく期限を設けて、実施をしております。いただいた意見につきましては、委員会で報告し、委員会の中で検討させていただいて、施策に取り入れられるものについては、修正等を行って取り入れて、実施を行っておるということでございます。

パブリックコメント、今後ですけれども、多気町の健康増進計画とか、第2期子ども・子育て支援計画、そして、第3次福祉計画について、今後パブリックコメントを実施する計画でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** ありがとうございます。

今、その行財政改革等審議会だったり、小学校統合検討委員会、これらは、条例で位置づけられた会議というふうに、設置条例でございますので、やっぱりなかなか余りこうざつくばらんには、物が言えない場なのかなというふうに思っております。中でも、その行財政改革等審議会のこれはホームページにもうずっと出ておりますので、この答申ですね、答申について、都市計画マスタープランのところでございますが、ここにもですね、この審議会の15名の委員の方たちの声というものは、やっぱり実際に居住する町民の考え方も大切であるというふうにちゃんと書かれておるんですね。

これ都市計画ですので、その計画について、町民自身が計画の必要性、制度内容を十分理解した上で、町民が参加する審議会を各地区につくり、10年先、20年先のより良い町づくりのための内容の充実した計画をつくるべきであるというふうに、きちっとこう15名の委員の方たちの答申は素晴らしいものだなというふうに思っております。これが果たして、しっかり都市計画のマスタープランについてのみになりますけれども、そこが反映されているのかなというところは、ちょっと危惧するところでございますけれども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 都市計画マスタープランにつきましては、29年3月に各小学校区で住民を対象に意見を町づくりへの参画を促して、そのワークショップへ出ていただいて、皆様方に理解をしていただいて、意見をいただいております。そのときに、各地区学校区で開催いたしております、5つの学校区で開催いたしております。そのときに約二、三十名の方が、一般住民の方出ていただいて、そのとき山際議員も出ていただいとるんですけども、一般の方が誰でも対象ということでありましたので、それで意見をいただいて、それに対する理解をしていただいとるのかなっていうふうに思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） そこで出た意見っていうのは、全くなんか見えてこないんですけども、その意見っていうのはどこに行ってしまったんですか。

山際議員が来てくださったそのワークショップだったり、そういった皆さんで考える場っていう、そこで出た意見っていうのは、どこに行っちゃったんでしょうか。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） その中では、一応その3種類ございまして、一応5年以内に実施するやつ、10年後、というふうな中で、その中でいただいた意見について、それを参考にして全体の事業計画はつくられておるものというふうに思っております。全く意見はなしっていうことはないと思っております。

ただ、セットワークバックとかいろんな問題もありまして、そのあたりの意見は、いただいて、それでできておるものというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） ありがとうございます。

まあそこもですね、やっぱり「見える化」っていう、ここがやっぱり情報公開っていうところなのかなっていうふうに思いますので、ホームページでもいいですし、広報たきでもいいですし、そういったところに、出していただいたほうがいいんじゃないかなっていうふうには思います。そうすると、皆様、その町政に関心を持ってくださるんじゃないかなっていうふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に入ります。

町の未来を考えるための課題や町民の幸せ、時には痛みになるかもしれませんが。に関する問題は、多様な多くの町民の声を聞くことが重要です。

そのための前段階としてフォーラムやシンポジウム、ワークショップなどのキックオフミーティングが必要だと思いますが、これに対しての見解を伺います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

プロジェクトを成功に導く上で、欠かすことができないミーティングで、目指すべき成果と道筋を明らかにして、参加者全員の情報共有や共通理解を促し、目的に向かって、具体的に何をどのように進めていくのか、課題やプロジェクトの進め方の確認と、決定を行うものと思っております。

平成 29 年 3 月の都市マスにつきましても、先ほど言わせていただいたように、各小学校区の住民を対象にまちづくりへの参画を促し、ワークショップを行い、盛況であったと聞いております。

また、行財政改革審議会におきましても、第 1 回で多気町の行政等の概要説明をさせていただき、2 回 3 回で、行政の仕組みや予算書関係の説明を行い、審議会委員の意識統一を図って、審議をさせていただいたというふうに思っ

おります。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** ありがとうございます。

今おっしゃってくださったように、町民の理解や共感・納得感を得るために、是非ですね、町民の皆さんが主体性を持って、その課題解決に向かうような形をつくっていただきたいというところがございますので、その場だったり、何度も同じ繰り返しになりますけれども、それを提供するのには行政の役割、これが仕組みづくりの連携になってくるのではないかなっていうふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

あとワークショップの中で、今、私も一住民として参加させていただきますけれども、健康福祉課の主な今年度のですね、事業の中に、地域づくり支援事業っていうのがございます。これは地域づくりフォーラムを定期的を開催し、地域住民等が主体的に地域づくりについて話し合える場を提供し、そこで話し合われた内容などを町が作成する地域福祉計画に反映していきます。まさにこれを今町長も答弁してくださったこれにつながっていくものだというふうに感じておりますけれども、これについて、見解をお伺いいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** ただいま言われましたワークショップ、今相可地区で開催されているかなっていうふうに思っとるんですけど。荒蒔のNPOの関係で、地域回ってやられておるかなっていうふうに思っておりますけども、これにつきましてですけども、本来、当初でありましたら、社会福祉協議会で実施していただくっていうことで、本当は令和2年度から実施予定というふうに計画をしておった中で、社協のほうが取り組みがちょっと遅れたということで、町の職員が今一応2名が出てやっていただいておりますけども、実際その中身

的については、ただ、私らも町長も全く知らない、内容について。今実際やられておること自体も、担当課のところはわかっておるかなっていうふうに、ワークショップの資料づくりとかっていうふうなんいただいておりますけど、ただ、その内容については、行政側って私らは一切ちょっと今はわからない状況で、そやで、懇談会回らせていただいたときも、相可1区の区長さん平野さんでしたかな。あの人が、「今多気町で、いうたら社会福祉協議会でええことしてもろとるんやわ」ってそれがワークショップで、「参加させていただいていろんなことを、知らんだことを」っていう話しをされておったんですけども、それについて今後、やっていかなあかんのかなっていうふうには思っておりますけども、その内容的にはちょっとわからないところがございますで、まあ今後ちょっと一回聞かさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松浦議員。

○2番（松浦 慶子） 知らないっていうか、これ行政の主な事業の中に入っておりますので、知っていただかないといけませんよね。ご自分の足を運んでいただくんですね、皆さん町民の方たちが荒蒔のあの方たちだけじゃないですよ。町民の方が参加されてるんです、そこには。その方たちの意見のワークショップなんです。これまさに町民のこの意識のある方たちっていうか、自分の提案をしたい方たち。この方たちが集まって、まちづくり、その町の課題は何なのかっていうのを今一生懸命考えてくださっております。それを知らないではやっぱり済まされないと思いますので、この14日の土曜日にですね、中間発表で、もうこれ5回か6回ぐらいもう開催されております。私もところどころしか参加できてませんけれども、議員だけじゃなくて、ほかの議員の方も参加して下さってる方もみえますが、1人の町民として、出させていただいておるつもりでございます。その中で、今度14日に中間発表をいたしますので、是非これは町民の声として、何かこの反映していただくような、ところに考え

ていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 勝） 松浦議員、あと大きな2項目も残ってますんで、議長名で申し込んでありますので、済ませていただきますようよろしくお願いいたします。

○2番（松浦 慶子） わかりました。

これについてですけれども、今、厚労省のほうで、「我が事・丸ごと地域共生社会」というのを、今構想段階として、今国のほうが頑張っておりますので、そこに付随する部分でございます。そこで、町民の意見がそういう政策・福祉計画につながるようにですね、地域包括ケアシステムの中に組み込んでいただけるような形を是非つくっていただきたい。

地域包括ケアシステムは、高齢者だけではございません。福祉法改正で、障害者を持った方たち、子供、生活上に困難を抱える人たち、全部がコミュニティをつくるということで、厚労省も進んでおりますので、是非、多気町もそこを真剣に考えていただきたいなと思っております。

それでは2つ目の質問に入ります。

バイオマス産業都市構想について。

このたび、当町にあります県立相可高校農業クラブの生徒が「バイオバジルオイル」を商品化したと発表されました。このハーブのバジルは、同校の高校生レストラン「まごの店」から出る食品残渣（食品かす）を原料としたバイオマス発電から出る消化液を肥料として栽培されたものです。

この取り組みは2014年度から行われており、2018年には3R内閣総理大臣賞を受賞されました。これは食物残渣など生物由来の有機性資源を原料とし発電することによって、大気中の二酸化炭素を削減、そして新エネルギーとして活用し、発電によってもたらされた消化液を肥料として作物栽培へ有効利用する循環型農業から、バイオマス発電による排熱利用を行うなどの循環型社会への取り組みとして、とても有意義なすばらしい活動だと思います。

また当町には、株式会社中部プラントサービスさんや株式会社ユーグレナさんとの「もっとバイオ多気」といった地域産業開発も行われ、産・学・官連携

においてはすばらしいのですが、「民」だけが取り残されていると感じるのは私だけでしょうか。

今後の環境問題として、ゴミの削減や農業生産者、住民へバイオマス利活用について、理解をどのようにして深めていくのかをお伺いします。

その前に、バイオマス産業都市について。説明しなくてもたぶんわかってくださると思うおんですけれども、農水省からの資料でございますけれども、今言いましたバイオマス、生物由来の有機資材を原料に経済性が確保された一貫システムを構築して、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまちづくりを目指す地域に与えられるものでございますけれども、これは平成 25 年度から関係 7 府省が共同で選定し、バイオマス産業都市構想の具体化に向けた取り組みを推進しております。

これは 7 つの府と省がしてますので、予算額もかなり大きなプロジェクトというふうに考えております。それについて、多気町の取り組みについて、これ①②③とありますが、ゴミ削減化、農業生産者、住民、この 3 つ合わせてバイオマスの利活用について、またバイオマス産業都市について、多気町の取り組みをどうされるのかっていうことについて、お願いいたします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** ただいまのご質問にお答えさせていただきます。ごみの減量化とバイオマスについてでございます。

当町の場合は、ごみ処理施設の方法が、現在の多気美化センターの焼却と、香肌奥伊勢資源化広域連合の R D F 施設の 2 種類がありまして、令和 2 年度より、多気町美化センターの焼却施設を廃止し、R D F へ一元化するようになりました。

議員もご承知いただいておりますけれども、平成 27 年にバイオガス発電の誘致の話がございまして、福岡県大木町へ視察に行ったところでござい

ます。

そのときの取り組みといたしましては、各家庭へ水切りバケツを無償配布して、2～3日の家庭での生ごみを保管して、水分を少なくして収集しバイオガスの燃料として活用されておりました。

当町としても、ごみの減量化を図るためには、バイオガスの燃料となるよう、取り組むことが大事であると思いますが、分別は大変難しいと思われ、住民の皆様方のご協力が必要と思っております。

そして、ごみの削減が実現するという事は、広域連合の負担が少なくなり、町の財政も大変助かると思っております。

また、ごみの減量化を行うためには、生ごみ処理器を購入する際には、費用の一部を町としては支援をいたしておるということでございます。

続きまして、農業生産者とバイオマス関係でございます。先ほど議員が言われましたように、27年の11月17日、京都府の業者から調達をいたしまして、消化液を町内の営農組合へ散布を6カ所させていただいて、小麦の散布実証実験をいたしております。営農組合の方からは、消化液の活用は、大変乗り気でありましたが、地域住民の理解が得られず、誘致には至りませんでした。

また農業生産者の方の方がバイオガスを利用する場合、2種類あると思っております。先ほどの消化液を利用するのと、もう1つは、栽培された作物の中に、商品価値がなくなった物や、大量栽培により、値崩れにより、収穫しなくなった物など、廃棄される野菜があり、それをバイオガスの燃料として、活用する方法があると思っております。

しかし、廃棄される野菜でも、バイオガスの燃料として活用するためには、手間がかかりますので、そのあたりの経費的な問題もあると思っております。そして、畜産農家の皆さんが処理に困っているふん尿処理にも大変喜ばれるんじゃないかというふうに思っております。

続きまして、住民とバイオガスの利活用でございますけれども、先ほどのごみの削減、答弁させていただきましたが、各家庭から出る生ごみの分別を徹底

し、バイオガスの燃料として活用することであると思っております。そして、肥料を使わない、活用しない家庭野菜での栽培により、化学肥料を使わない自然に優しい環境の実現につながると思っております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

筒井企画調整課長

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 松浦議員がおっしゃいましたそのバイオマス産業都市構想についての将来的な考え、という部分でございますけども。

議員のご質問の中にもありましたように、私もどうしてもまあ産業部分を中心に今んとこ描いてるところではございますけども、令和2年度には、多気第2バイオパワーのほうも動いてまいります。そして、コンソーシアムで今取り組んでおりますいろんな地域ブランドとしての確立される陸上養殖等々もですね、動いてきましたら、これらも含めて、バイオマス利用っていうことが可能になってまいります。

また、一方ではですね、まだ具体的にはなっておりませんが、アクアイグニスの中にも、食物残渣、発生します食物残渣を利用したバイオガス発電の計画も立ち上がってきていると、こういったことを背景にですね、やはり、せっかく育んできました多気町内のバイオマス産業をさらに発展・振興させて、さらにこれを伸ばしていくと。

要するに、バイオマス、バイオマスって言いますが、バイオガスも全てバイオマスの中に入っております。ということで、総合的にですね、これらを進めていく上で、今の考えとしては、令和2年度に、バイオマス産業都市の選定を受ける方向でですね、いろいろこういった基礎を構築していきたいなというようには考えております。当然、ですから、こういった策定の中には、先ほど副町長申し上げましたような、ごみ、そして畜産ふん尿であるとか、例えば住民さん、農業者は特に、刈草とかですね、そういったものもおそらく対象になってくるんかと思えます。これにつきましては、具体的になってきましたら、

またお話をさせていただきたいと、一応そういう考えであります。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松浦議員。

**○2番（松浦 慶子）** ありがとうございます。

国の進めるこのバイオマス産業都市構想について、応募っていうんですか、そういうことに取り組んでいただけるっていうことで、大きなたぶんプロジェクトでございますので、国の予算も大きく見られてますので、それについて、今アクアですか、ヴィソンだったりとか、その工業団地のコンソーシアムの会社だったりとか、そういうところも含めてですね、住民の方たちが、町民の方たちが、ちゃんと理解をしていただけるような取り組みも合わせて、循環型社会ではないかなっていうふうに思っておりますので、そこに、予算がもし選定されましたらですね、それについて、民間企業と行政だけではなくて、町民のほうのそういう取り組みについても、その予算を使っただけのように、これも、さっき言いました「我が事・丸ごと地域共生社会」の中の1つに入っておりますので、これは①つ目②つ目はもう合わさった問題でございます。これは皆で考えていかないといけない、行政だけでは太刀打ちできないものだと考えておりますので、是非、選定していただけるような取り組みで応募して下さるっていうことですので、是非よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（吉田 勝）** 以上で、松浦議員の一般質問を終わります。

---

#### （4番 坂井 信久 議員）

**○議長（吉田 勝）** それでは7番目の質問者、坂井信久議員の質問に入ります。

4番、坂井議員。

**○4番（坂井 信久）** 4番、坂井でございます。ただいま、議長の発言の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回、私は、2点の課題につきまして、一問一答方式によりまして、通告をいたしております。その1つは、来年度以降の子育て支援施策について。2つ目が、SDGsを活用したまちづくりについてでございます。

それではよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回私は来年度以降の子育て施策について、これから予算編成が始まろうとしている時期でありますから、現在当局が考えておられるこれらの具体的な施策等についてお伺ひしたいと思ひます。

まず、私は昨年12月定例議会におきまして、子育て支援施策について一般質問をいたしました。それは子育て支援センター「のびのび」が児童館より閉鎖されたことによるさまざまな課題についてお伺ひしたところでございます。

もちろん、相可公民館内に同様の「ひよっこ」が開設されたことについても同様に多くの課題がございます。また津田認定こども園内で行われております子育て支援センターにつきましても同様にさまざまな課題があることも質問を通じていたしました。

その後、平成31年2月26日付によります「子育て支援センターのびのび」の多気地域での早期再開を求める請願書が平成31年3月定例議会に提出され、この請願は採択をされたところでございます。

これまで数多くの請願が提出されましたが、大半は国・県等に対する施策などの請願であったかと思ひますが、今回のように町の施策についての請願が、議会において採択されたということは、これまであまりなかったように思ひます。

したがいまして、当局も事の重大さを受け止めておられることと考へますが、まずこの点について町長の所見をお伺ひしたいと思ひます。

以上のことを踏まえて、前回の一般質問時に当時の担当課長に答弁いただきました、その後の取り組みや新たな課題など、以下の質問をいたしますので、どうかよろしくお願ひを申し上げます。

まず、町長にお答え願うところからよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから坂井議員の、その請願採択についてっていうことで。

議員おっしゃられたように、これまで請願ってというのは、主に国のほうへ出されてたかと思えます。この町の施策に関する請願については、たぶん初めてかなと思うぐらいなところであります。

請願の、議員の皆さん、また請願をされてみえた町民の方の意向ってというのは、十分わかっておりますし、それはそのように捉まえておりますけども、逆に私のほうから申し上げることは2、3ありまして、その1つは、町政に関わる事案でありますので、議会のほうで、請願を採択をして、それが「町民皆さんの意見であるのか。それから、請願採択したことによって、議会として、責任が持てるんかどうか。それは何かと言いますと、例えば経費であり、場所であり、やろうとしたら人の数であり、それをやったことにおける結果をどうするか、こんなことも含めると、町政かかわる請願につきましてはもっとう事務担当レベルとの協議を十分踏まえて、請願採択にもっていただけると良かったかなと思えます。

議会の皆さんとしましては、政策提言ってというのは、今日の一般質問もそうでありますし昨日もそうでありましたが、議員の一番「私はこうやっていきたい」、自分の議会議員としての経験のことも踏まえてですけども、「私はこうやってやっていきたい、これでどうですか」っていうのが、議員の皆さんの政策提言の中の1つであると思えます。請願採択ってなりますと、我々別にそれを受けて、やらなければならないっていうことは、義務はないんですけども、それでもやはり、出された議員の方々、また、関係の皆さんの方々の意向を考えると、議会の皆さん、どう責任取られるかなっていう思いもありましたんで、ちょっとそういうことを申し上げました。

まさに昨日、ある議員の方から、一般質問でうちのほうでは、図書館のコミ

ユニティルームを使ってやると、そのときに、音や声はどうすんのやと、これからどうやってくんやと。これが議会の皆さんの中で、議決をいただく前の議論になるかと思えます。ということから考えますと、是非これからもしこれからこういうことが起きるのであれば、十分担当部局との協議をやっていただくということが大事かと思えます。ということで、ご理解をいただければ。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 町長の今の答弁については、私も理解できることございますけれど、地方自治法上、こう考えてみますと、我々に責任はございません。我々は議決権だけでございまして、あくまでも執行権は町長にございます。それを我々がその是非を判断をする、この権限を権能を我々議会っていうのは与えられておるわけでございますから、議会のほうがですね、責任をどうとるか、責任をどうするかということはどうですか、少しちょっと違うかなと、私はまあそんなふうに考えております。

あくまでも、議会としてですね、町民のご意向を受けた中で、今回9名の方のご賛同を得て、請願をされたわけでございますから、その点はやはり少しお互いがですね、お互いの立場の中で判断をして、町のほうに改善をしていただくと、まあこういうおそらく意味で私もサインをしました。請願の採択も手を挙げましたけれども、どうかそういうことで、議会のこういうふうな請願に対してですね、今回町長がこういうふうに変更をした、あるいはこういうふうにしてくってという方向が出されておりますけれども、私はこのことは大変評価をいたしますけれども、責任のあり方とあれについては少し違うんではないかなって、そんなふうに思っておるところでございます。

続きまして、①番目のほうから順次質問に入りたいとこんなふうに思います。

まず、前回質問時の、津田認定こども園内での子育て支援センターに係る課題の1つでございますけれども、園児、利用者からの感染症対策については答弁を当時いただきました。しかし、現在のですね、感染症対策などのですね、

現状など是非お伺いしたい。こんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

手指消毒の設置を施しております。また、感染症情報として、現在どのような感染症が流行しているか等を掲示版にてお知らせしております。

昨年から変化があったこととしまして、今まで、園児出入り、子育て支援センターの出入りは、こども園玄関にて実施しておりましたが、今年度改修し、園児は園庭より各クラスに出入りできるようになっております。子育てセンター利用者は、今までと変わらず、こども園玄関から出入りしていただいております。

以上でございます。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） すいません、それでは続けて②番目の質問に入ります。

同じく前回の質問の件でございますが、津田認定こども園、これ2歳児の預かりについて、他の保育園等で受け入れていただくことができないかということで、質問させていただきましたけれども、当時、当局で考えていることがあるということで、当時の担当課長が答弁をされております。その案っていいますんかですね、その案とまた今その現状とですね、その当局が考えておられるその結果について、是非お伺いしたいというふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

案としまして、今年度10月実施した次年度保育園の申し込み状況において、2歳児クラスの申し込みがない、もしくは申し込みが少数であり、ほかの園に変更してもよい状況であれば、今の2歳児クラスの部屋において、常設の子育

て支援センター開設を考えておりましたが、申し込み状況も少数ではなく、兄弟が幼児クラスに在籍しているといった状況であり、常設の子育て支援センター開設は実施できない状況となりました。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 実は冒頭申し上げるべきでしたんですけれども、実は12月5日の全員協議会の中で、この中の多くの部分がですね、当局の新しい考え方を示されたわけでございますが、我々の一般質問の提出期限が11月27日でございますので、少しタイム差があるということで、再度、こういうふうな聞く場面があるかと思えますけれども、ご容赦をいただきたいというふうに思います。

我々としましても、この後松木議員も同様の質問をされるわけでございますが、やはりこうちょっとしたれんに腕押しというか、そういう加減もあるんですけども、一応まあこういうような形で提出しておりますので、どうかご理解をいただきたいとこんなふうに思います。

この今、ご答弁いただきました2歳児クラスですね、来年度の申し込み、この関係の中でございますけれども、やはり全協で説明もございました。このいつかっていうのはですね、そのことが全てであって、他の理由はなしにどうしてもまあ難しいと、こういうことに尽きるんでしょうか。その点だけ確認をしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回、お申し込みいただいた4名みえましたが、4名とも、兄弟の方が幼児クラスにおみえになりまして、ほかの園への移動っというは、もうお母さん方の送迎を考えると困難であると判断させていただきました。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

それでは続きまして、これも前回の質問事項でございますけれども、子育て全般に係ることありますから、私はすなわち、前回もこれは申し上げましたけれども、ゼロ歳児かですね、やはり小学校までを子育てと考え、包括的にですね考えていくということが大事であるということを訴えました。

また、このことに関連する「勢和公民館で放課後児童クラブを実施することを求める請願」が同日付ですね、提出されたように、保護者の多くの方々が子育てをやはり長期的なビジョンで捉えられているように思いました。私の質問に対して、担当課長から今後考えていくと、こういうご答弁でございましたけれども、これに対する行政部門といわれる教育委員会ですね、こういうふうな形で話し合いなどですね、そういうふうな包括的な話し合いがなされたのかどうか、っていうことを1つお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えします。

子育てを長期的なビジョンで見るとは大変重要であると考えます。今年度は、子ども・子育て会議において、令和2年から令和6年までの5年間の策定年となっております。会議におきましては、福祉部局、教育部局、住民参加のもと、計画に向けて会議を開催しております。この計画は、国の法や制度の動向を踏まえるとともに、本町の現状と課題を分析し、整理し、今後5年間の計画を策定するものです。現在2回の会議を終了しております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

早速そういうふうな形でですね、やっていただくっていうことは、これは説明を受けておりますけれども。

そうしますと、この計画書ってというのは、令和2年でございますから、この来年度中に完成するとかですね、いつこの計画が策定されるのか、そこら辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） この計画においては、あと2回の会議を終了させていただいたあとに、今年度中に計画を策定を終了します。間に、住民さんに聞くようなパブリックコメントをさせていただく予定です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 少し前後をしますけれども、この一般の方の委員ってというのはですね、どういう方がその当たっておられるのか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） すいません、12名の委員さんがおみえになります。保護司会代表、主任児童委員代表、子育てサポーター代表、教育委員代表、校長会代表、保育園代表、歯科医師代表、人権擁護委員代表、民生児童委員代表、区長会代表、保護者代表、こちらは小学校のPTAの保護者さんが入っただけです。あと、町内福祉施設代表ということで、12名の委員で構成されております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 非常にそういう形でいろんな形をご相談しながらですね、そういう今後の子育て支援に係るいろんな計画をされているっていうことは、非常に結構だと思いますし、より良い方向にさせていただく、こういうことが非常に大切になってくるんだろうというふうにおもいます。

実は先日の説明のときにですね、その先ほど言われましたその子ども子育て会議ですか。これの中で、令和2年から3年度にですね、勢和地区に分館を予定しておられるとこういう形が発言があったように思いますけれども、これは放課後児童クラブになりますのかな。このことについて、少しお伺いしたいと。あなたが答弁していただくんか、教育委員会かわかりませんが。少しそこら辺の設置予定があると、こういうお話でございましたので、そこら辺の話を少しお聞きしたいとこんなふうに思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** この計画におきまして、放課後児童クラブの利用人数の推計を出しております。その推計におきましては、まだ推計も案の状況ではあるんですが、令和3年度になりますと、児童館定員を超えるというような推計を出させてもらっておりますので、令和3年には、分館が必要になるであろうということで、考えております。

令和2年におきましては、このまま定員も超えずに実施できるというような見込みでおります。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井議員。

**○4番（坂井 信久）** ありがとうございます。

私ども前回この請願を出すときにも、ご父兄の方、あるいは勢和のほうのですね、今の子育て支援センターにもお邪魔をして、少しそこの関係者の方ともお話を伺いましたけれども、やはりそのあとの放課後児童クラブを是非勢和地区のほうへ欲しいということを切望されておりましたので、私はまあ今回そういう形ですね、来年度にそういう形が設置されたら、大変勢和地区の方も喜んでいただけるんじゃないかといふうに思っております。

このことがですね、建設されるってということで、これ場所はどこなんでしょ

うか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） まだ今推計の案の状況でありまして、これからですね、いろいろな空いているお部屋、まずは改修ではなく、建設でもなく、空いているお部屋を探していきたいと考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非、そういうような形でいい場所をですね、選定されてきて、開設に向けてご努力いただきたいとこんなふうに思っております。

それから、次でございますが、これも前回は申し上げました「ひよっこ」のことでございます。

請願書にもあります「とりあえずの対応ではなく子供に優しい、町民に優しい将来に希望の持てる町」には人が一番大切であるということも記載をされております。すなわち、お預かりする児童、あるいは同行される保護者の方も大切でございますけれども、働く人たちもですね、大切に是非していただきたいとこんなふうに思っております。その点についての今後まあどのようにされるのかですね、是非お願いをしたい。

それから、同じくその現在の相可公民館内にありますですね、ひよっこをどうされるのかですね、そこら辺のことについても、少しお伺いしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

ボランティアで子育て支援の広場を開催していただいていることは、大変すばらしく、ボランティア活動をしていただいている保育士のOBの皆様には感謝しております。町の子育て支援の現状に合わせて活動していただいているこ

とも重ねて感謝しております。

今後の活動につきましては、令和2年以降の「町の子育て支援のあり方」をお示しさせていただき、ボランティアの皆さまの意向を聞かせていただき、ご相談していきたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、そういったことの結論も、もう時間も来年4月から新しいところについていうご予約もありますから、是非そこら辺の結論も早く出して、現状のあそこでボランティアでしていただいとる方にもですね、今後の方針をやっぱりお示しをいただくと、こういうことが非常に私は1日も早くですね、して上げるっていうことが私は親切につながるということなんだろうというふうに思っておるわけでございます。

この後また出てまいりますけれども、実はあそのボランティアでやっていただいております方が、決してその金銭的な対価を求めておられるわけではありません。本当に今課長がおっしゃったように、ボランティアの気持ちをですね、全面的に出されて一生懸命やっておられると。この姿は非常に私も好感を持っていいいますか、立派であるなというふうに思っておりますけれども。

ただ、これももう課長もご承知であろうと思っておりますけれども、この後ご質問も関係してきますけれども、あの方たちですね、仮に今の現状のままのですね、雇用っていいいますか、形でのっていうことであれば、実は非常に私らとしても厳しいんやと。させていただくっていうようなことが厳しいということもまあ発言しておられますので、そういったところがですね、この後聞く新しいのびのびのほうですか、図書館にできるほうと関連してきますけれども、どういうふうにですね、お話をしていくのかっていうのが私も気になるところでございますし、そこはまたそこでお聞きをしますけれども、あそこの方の今やっていただいとるボランティアの方とですね、新しく開設をされるこののびのびのほうとの関係性ですね、働く人ら。そこら辺はどんなふうに考えておられ

るところがあるんですかね。今の時点で。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今の時点で、まだご相談が何もさせていただいてない中なんですけども、少しその前に聞かせていただいた状況では、もう大変皆さんそれぞれにお忙しいっていうことを聞かせていただいています。また、こちらのボランティアしていただいている方の中には、保育園のほうで時間的に遅番早番などに入らせていただいている先生もみえて、そこら辺、働き方をどうされるのか、まず聞かせていただいて、決めさせていただきたいと思います。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非そういった話し合いもですね、していただいて、ご本人らが気持ちよくあとのことをですね、ことに当たられるように、是非お願いをしたいと、こんなふうに思います。

それから、次の⑤でございます。

これは実は、このあとしていただく松木議員とかぶっております、そこら辺がですね、私もちょっと発言しにくいと、こういう部分がございますけれども、実はこれも5日の全員協議会のほうでお話ございました。いわゆる、放課後児童クラブについてのまあアンケート調査が実施されたと、こういうことを関係者の方から聞かされておりました、これについて、我々議員としましてはですね、先般の全員協議会を経て今日に至っておるわけでございますけれども、このテレビで拝見される町民の方はですね、初めてのことでございます。是非、この点もですね、先般話をしたのについてということもあろうかと思っておりますけれども、この目的、時期、調査対象、調査内容、結果についてですね、再度よろしくお願ひしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

目的は、今後の利用について、勢和分館について、広く保護者の意見を聞くという目的でさせていただきました。時期は7月に実施しました。

調査対象は、放課後クラブ利用者の保護者、勢和小学校の小学生1年～3年生の保護者、現在保育園等幼児組の保護者としました。

調査結果としまして、まず多気地区の放課後児童クラブ利用者におきましては、次年度継続予定が96.1%、利用回数はほぼ毎日が57.1%ありました。また、何年生まで利用したいかは、6年生までが59.2%ありました。次に、勢和小学校におきましては、現在クラブを利用しているお子さんの次年度利用の希望者は97%、現在利用なしのお子さんは15.9%でした。利用回数はほぼ毎日が52.5%ありました。また、何年生まで利用したいかは、6年生までが53.9%ありました。

また、勢和地区のお子さんについては、請願書が出ておりましたので、分館についての意見もお聞きしております。「分館に必要だと思われることは何ですか」においては、「安全に移動できる」が23.6%、「兄弟姉妹は同じ施設になる」が21.8%でありました。また、放課後児童クラブとして利用したい場所については、勢和小学校敷地内が36.9%、勢和振興事務所または勢和公民館内が27.6%、勢和図書館などゆとりの丘周辺が21.3%というような結果でした。

次に、たき児童館と勢和の分館の利用について聞いたところ、「たき児童館を利用したい」が11.7%、「勢和の分館を利用したい」が85.7%という結果でした。

また、利用しているお子さんについては、24.2%がたき児童館を利用したいと回答しております。選んだ理由については、「送迎に便利」が多く69%でありました。

次に、保育園児におきましては、利用したいと考えているのは50.7%あり、利用回数は、ほぼ毎日が65.1%ありました。何年生まで利用したいかは6年生が43.6%ありました。

大まかな結果ですが、以上のようなものでした。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

先日もお聞きをしたわけですが、改めて、繰り返してまた申しわけありませんでございました。

続きまして、⑥番目でございますが、これも5日の全員協議会でお示しがあったわけですが、来年度以降の子育て施策ですね、このひよっこが、多気図書館に移設されると、こういう発表があったわけですが。これはまあ私が書いた時点ではまだうわさでございましたので、公にその公開をされておりましたので、こういうふうに書きましたけれども。このことについてですね、少しお伺いをしたいというふうに思っております。

この間の話でおおむねわかっておりますけれども、仮にですね、先ほどのした質問と関係ありますけれども、ここで働いていただく方ですな。以前の公民館内で働いておられた方との関係っていいですか、あそこの方をお願いするんかですね、新たな方をお願いをするんか。そのときにはどういうふうな雇用形態っていいですか、以前のようなボランティアでやっていただいとる相可公民館のほうのやっていただいとるような形態なんかですね。そこら辺のことについても少しまあお伺いしたいなど。

現在今決めておられる範囲内で結構でございますけれども、是非お伺いしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほどのご質問にお答えさせていただきます。

今回、子育て支援を充実する目的で、子育て支援センターのびのびを現在のふるさと交流館たきのコミュニティルームに設置する準備を進めていきます。

その中で、今おっしゃったひよっこさんの、OBさんの保育士さん方ですが、

まず、以前のびのびが児童館にあったときに選任の子育て支援センターの職員を置いておりましたので、今回考えているのは、選任を置きたいとは思っておりますが、ただ、これはまだ案でございます、ひよっこさんの皆さんと相談もさせていただきながら、また人事異動の中でそういう人材が配置できるかどうかもわからない状況の中ですが、以前の形で進めていけたらと。さらにまた充実もできたらと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非ですね、以前の関係の方もお入りになるんかどうかわかりませんが、新たな施設としての、職員っていいですか、臨時職員になるんかちょっとわかりませんが、そういったきちとした形ですね、雇用をやはり行政でございますから、是非そこら辺のことについてもしつかりやっていただきたいなというように思います。是非以前のような形に戻らないようにですね、いろんな努力をさせていただきたいと、まあこんなふう思うわけでございます。

それと、先般のその説明の中でもございましたように、利用人数がですね、20組程度までやというふうなお話が確かあったと思います。仮に、これをですね、超える希望者があったときの対応などはどんなふうにご検討されるのか、少しお伺いしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 以前、児童館でのびのびが開設していた時のことだと、平均がだいたい12組ぐらいでした。場所が中央地になるということと、図書館に併設するというので、また広さの関係からいって、おおよそ20組あたりまでが限界ではないかと考えております。

基本的に、今現在、保健師が離乳食教室等でさせていただいている事業も18組あたりでありまして、20組を超えた場合ですね、そんなに制限があるわけで

はないので、受け入れはしてく予定であります。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。是非ですね、そこら辺につきましては、わずかな増加等であればですね、是非弾力的に考えていただいて、一定の組数で打ち切るということがないように是非お願いをしたいというふうに思っております。

それから、最後これちょっと前段のほうでもお聞きしたことと関係してございますけれども、特にこの一本化っていうことは、今現在相可地区でしておる施設がどうなるんかということが私もちょうと疑問にありましたので、まあ一本化図れないかと。こういうことを記載をさせていただきましたけれども、おおむね今のご答弁を聞いておりますと、うちで預かる組数についても、おおむね把握しておられる、あるいはその部分については、この新しいですね、のびのびのほうで受け入れをしていただけると、こういうふうなご返事でございますので、是非この点につきましては、割愛をされるといいますか、この質問はいたしませんけれども、この後段に書いてございます、今後の、まあ先ほどもお聞きをしております、子ども・子育て会議によりまして、5年間のいわゆるいろんな計画をですね、策定されるっていうことがこれに尽きるんだろうというふうに思いますけれども、この長期的なそれがまあビジョンになるというふうに私は思いますけれども、そこら辺のことについても少し何か前回と関係ございますけれどもですね、この子ども・子育て会議でこれから考えていくそのビジョンっていいですか、計画がまさにこのものになるんだというふうに思いますけれども、そこら辺については、その委員会の中でどんなふうな方向が示されるかまだ決定はしておらんでしょうけれども、そのあなたが考えておられるっていいですか、行政がこうしていきたいなというようなことが少し何かございましたらですね、少しお聞きをしたいとこんなふうに思います。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 今回の計画におきまして、今基本的理念を「子供と親、今と未来をみんなで支えるまちづくり」として、子供さんに優しい、また保護者の方が今これから子育てには大変いろいろな不安を抱えながら子育てしてく状況でもあると思いますので、そこら辺をしっかりと支えるような計画を策定したいと考えております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） ありがとうございます。

また、一番最初に申し上げた請願に対する今回のいろんな町の方針の変更っていいですか、そういうことも町長のほうでですね、最終的にご判断をいただいて、おそらく署名した議員の方もですね、私以外の方も、おそらく今回の対応については非常に喜んでおられるとこんなふうに思っておりますし、私も早速にですね、こういうような方向を切りかえていただいて、以前の公民館でやる形がですね、新たな図書館のほうでやっていただけると。このことは非常に感謝をしておりますし、おそらく預けられておられる親御さんもですね、十分に喜んでおられるんじゃないかというふうに思っております。

それでは、次の質問に入りたいと、こんなふうに思います。

SDGs、これをまあ活用したまちづくりについてでございます。

これは、実は私もあまりこのことについては、承知をしておりませんでして、実はこの6月定例会におきまして田牧議員が少しこの問題を取り上げられてですね、質問していただいております。まあ当然企画課長なり、町長のほうで一部ご答弁いただいております。

実は私の友人がですね、東京のほうの企業でございますが、この今年にそのこれに会社が経営理念をこれに入れて、このバッチをつくと。このことから話をしておりましたら、これは実は東京のあのRICOHっていう会社ですね、コピー機やとか、いわゆる光学機械をつくっておる会社がつくっておるバッチで

ございまして、何かこの9万2000人連結社員数が9万っていう大きな大企業の会社でございます。この会社が恵那市にやはり生物多様性の森をですね、自分とこで管理をしておられて、そこの間伐材でつくった木製のこのバッチなんですけど、これとの出会いがですね、私もこのことを少しいろいろお聞きをしたいことが出てきてまいりまして、今回、私もあまりこのことについてあまりわかりませんが、少し、そういうことで、今回このことをお聞きしたいとこんなふうに思いまして、今日に至ったわけでございます。

最近、まあ政治家の方やですね、事業経営者にこのバッチですね、これを付けておられる方をたくさん見るようになりました。これは2015年9月に国連サミットで採択をされまして、2016年から2030年までに達成するために掲げた17項目の開発目標だそうでございます。それを「Sustainable Development Goals」とこういうような英語のですね、頭文字を取ったその各々のSDGsですか、持続可能な開発目標の略称だそうでございますが、これに賛同・参加される方がその意思を示すバッジがこれだそうです。

この17項目には、「1. 貧困をなくそう」から「17. パートナーシップで目標を達成しよう」までたくさんございます。さらにはこの下にですね、ターゲットとして169科目についての課題が掲げられております。

このことについて、企画調整課長については、既にご承知のことだと思いますが、今回特にお尋ねしたいのは、その中に地方創生におけるSDGsがですね、含まれていると、こういうことでございます。私も少しお借りをしましたこの参考書等々、見ておりましたもですね、若干全国の自治体の中で、これおをうまく活用してやっておられるところもあると。こういうことでございますから、どんなふうなものなかなということを含めて、いろいろお伺いしていきたいとこんなふうに思います。

まず、企画課長としてですね、これのことについてのご認識を少しお伺いしたいとこんなふうに思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） それでは先ほどの質問に対しまして、答弁したいと思います。

ご承知とっていただきましたけど、それほどは存じておりませんが、わかる範囲でお答えさせていただきたいと思います。

先ほどおっしゃられたこととちょっと重複するところもあるかと思いますが、

先ほど申されましたように、2015年9月の国連サミットで採択されまして、加盟国193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げられた目標ということでございます。そして先ほどもおっしゃいましたように、17の目標、要するに17のゴールを設定されまして、大きく分けると、17のうち約6つが貧困であるとか、教育であるとか、健康であるとか、要するに個人や個人に関することを定められた目標。そして7～12がですね、エネルギーであるとか、産業技術革新などの、要するに経済活動であるとか社会活動について定められたもの。そして13～17につきましては、気候変動であるとか、平和云々ってということで、要するに環境であるとか、平和公正などを定められたものとなっております。そして169のターゲット、要するにやるべきことをですね、それぞれの目標に対して約10個ずつぐらいターゲットを設置されて、これを各国で取り組んでくださいということになっておるようでございます。

そしてそれらを全て数値目標を設定して、定期的にモニタリングされていくという仕組みになっておるところでございます。

それでは、日本としてどう取り組んでいるかということですね、まずは日本版のSDGsのアクションプラン2019っていうのがつくられまして、その骨子にちょっと見ますと、1としてSDGsと連携した「Society5.0の推進」、  
「Society」っていいますと、ちょっとこれ勉強したんですけど、「5番目の社会」。1番目が狩猟社会、2番目が農耕社会、3番目が工業社会、4番目が情

報社会、そして5番目が超スマート社会ってということで、「5.0」ってついてるということでございます。要するに未来技術を活用した社会という意味となっております。

そして、アクションプラン2番目として、この「SDGsを原動力とした地方創生」また、「環境に優しい魅力的なまちづくり」ということで掲げられています。

3番目にSDGsの担い手として「次世代女性のインパワーメント」というふうな3本柱になっておるといふふうになっております。

そしてこれらを経てですね、昨年度後半から取り組まれておりました、地方創生の関係で、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」が今年の6月に閣議決定を受けまして、その中で、新たな視点として「新しい時代の流れを力にする」という項目の中で、「Society5.0の実現に向けた技術の活用」や「SDGsを原動力とした地方創生」っていうことを掲げられておりました、要するにこれからはSDGsを意識して活用した地方創生のまちづくりが必須というふうな形で位置づけられております。

一応こういうようなことを踏まえましてですね、この前の9月議会で予算議決いただきました、ひと・まち・しごと創生のもので、多気町総合戦略のプランですね、これらの策定業務もですね、ちょうど今から取り組むところでございます。ちょっとこういったことを頭において、意識して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井議員。

**○4番（坂井 信久）** ありがとうございます。私もこの件について、非常にわかりにくい部分がございますので、いろいろお聞きしたわけでございますが。

その中にですね、次の質問に入りますけれども、本合意がなされましてから、政府につきましては、このSDGsを活用して地方創生を実現をしようと、こ

んなふうにしております。それから政府が本年7月1日に発表しました、このSDGsの未来都市にですね、全国から31自治体選ばれ、その中に10自治体にはですね、予算をつけて、事業推進しておると、こういうふうなことだそうでございます。

これにつきましては、上限3,000万、定額補助が上限2,000万、それから定率補助が2分の1で、これも上限1,000万と、こういうような制度がどうもあるようでございますが、実際のところは、私はどういうふうな形になればですね、それが認定されるんか、あるいはそういう適用が受けられるんか、少しわかりませんが、多気町においては、企画課長が再々お話をされるですね、「産業と技術の革新の基盤をつくろう」とかですね、これは9番目でございます。それから7番目にはエネルギーとバイオマス構想という、こういう科目がございまして、今度多気第2パワーも建設されるということで、非常にうちはこういった面もですね、以前から町長が話されておりますバイオガスも、ちょっと今は残念ながらできておりませんが、そういった対象になるような、事業者も含めたですね、素地があるんじゃないかと。多気町に非常にそういう素地があるんじゃないかというふうに思います。

また、アクアイグニスですか、そこにも、そういうふうな小規模のができるとこんなふうなことを聞いておりますので、そういったことも含めて、今後ですね、このまち・ひと・しごとづくりを柱とした、これにかかる、うまくこのSDGsとうまく取り合わせをしましてですな、やっていかれると、こういうふうなお考えっていいですか、あるいは今後、そういったことをもう少し勉強してってというような、そこら辺の考え方はどうですか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** 先ほどの質問に対しましてですけども、先ほども申し上げましたように、SDGsアクションプラン2019にあります、Society5.0の推進であるとか地方創生、地球に優しい魅力的なまちづくり、に

つきましては、今後の当町のまちづくりを進める中で、非常に必要な施策ではあると認識はしております。

まずは、先ほど申し上げましたように、地方創生、地球に優しい魅力的なまちづくりとしましては、先ほども議員おっしゃいましたけど、省エネ、そして採エネ等の推進など、循環型社会の構築といたしまして、昨日松浦議員さんからの質問にもございましたけどもバイオマス産業都市構想。これにつきましては、来年度その策定を進めていきたいなというようには考えております。そういった中で今関係省庁ともいろいろお話はさせていただいているというところでございます。

そして、これは特にですね、現在先ほどおっしゃいましたように、現在、今当町に存在しております、特に産業であるとか、あと地域資源、自然ですけど、そういったものを生かして、本当にバイオマス先進地を目指すべきではないのかなっていうふうには考えておるところではございまして、正しく、循環型社会の構築につながっていくのではないかなっていうふうに考えてます。

一方ではですね、Society5.0の推進っていうことで、これまあいわゆる未来技術を地方において実用化を目指すというものでございます。少子化に伴います、生産労働人口の減少であるとか、あと高齢化に伴う医療であるとか交通などの課題解決、こういったことも非常に喫緊の課題が出てきているというふうには認識しております。

そういった中でですね、現在、この方策等につきましても、現在関係者等といろいろ検討はしておる段階でございます。まだ全然お話できる状況ではございませんけど、関係省庁ともちょっと今お話始めたところではございまして、また具体的な動きになってまいりましたら、またお話もさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 最後の②番目でございますけれども、このSDGsを活用した、いわゆるまちづくりにつきましては、本年度にこのいろんな所見をみますと、全国で57自治体が選ばれて、その中に12町村、三重県ではいなべ市と志摩市が、なんかモデル事業のですね、内閣府地方創生局へのプレゼンがもう既に実施をされたと、こんなふうに記載をされております。

先ほど企画課長ご本人もお話されましたように、本町におきましては、他の市町よりも非常に先駆け的ですね、さまざまな取り組みを行ってきております。特に久保町長もそういった企業誘致から始まりましてですね、いろんなそういうふうなことも頑張っておられるということもでございますけれども、こういう多気町は経緯があるわけでございますから、特にこのようなSDGsを活用しましたですね、地方創生でのまちづくりは、いろんな多岐に目標がございます。先ほど申し上げましたように、エネルギー、あるいはバイオマス構想、あるいは働き甲斐、経済成長もとか、あるいは産業と技術の革新の基盤をつくらうっていうのが9項目にございますし、それから、今やっておろうとします、その人が定住をしていただく、あるいはその空き家対策もこれに含まれるんかどうかわかりませんが、11番には住み続けられるまちづくりをと、こういう項目もありまして、多様にうちが、これはうちだけではなしに、たくさんの市町もですね、これに該当するところがあるかと思っておりますけれども、こういったところがたくさんございますので、そういったことも含めてですね、ここにも少し書いてございます、町長がその薬膳、健康増進ですかね、そういうようなことも、この3番目に「全ての人に健康と福祉を」、それから今学校統合の問題が起きておりますけれども、「質の高い教育をみんなに」等々、こういう項目も実はあるわけでございますから、このような施策の取り組みをですね、是非考えていく必要があるのではないかなと私はまあ思います。しかし、町もいろんな、今も企画課長話された他の事業ともですね、並列にやっておりますから、非常にたくさんのことに取り組むには難しい面もあろうかとおもいますけれども、今後、こういったことですね、調査研究あるいは検討など行

っていく、そこら辺はどうですかね。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 先ほども申し上げましたように、取り組んでおるところもございます。

あまりにもたくさんありますので、全てができるわけではございませんけど、当面、本当にできることから、特に必要と迫られていることから、取り組んでいく必要があるのかなど。そして、役場だけ、行政だけでできませんので、その辺はやっぱり産学官連携してですね、そういう仕組みもできあがってきておりますので、それらを利用して進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○4番（坂井 信久） 是非、この点については非常に一部上場企業をですね、筆頭にたくさん企業がこの考え方に、会社の経営理念もですね、ある程度こう何ていいいますか、融合させて、協力をしておられる企業がたくさんございます。これも前段で申し上げましたように、特にこのエネルギーやバイオマス構想についてはですな、多気町はもう県内でも有数のそういうふうな地域でございまして、こういうふうなことはあるし、中電さんがこのSDGsにどうかわかりませんが、おそらくや、そういった協力も非常に得られるのではないかなど、いうふうに思います。

非常に今たくさん優良な会社ですね、経営理念にこれを取り入れて、事業経営をですね、進められておる。非常に多いように聞いておりますので、そういったことも今後いろいろ発信をしていただきましてですな、やれるところからやると、いう今企画課長からご答弁ありましたけれども、放置をせずにですね、やれるところからやるといようなことを是非取り組んでいただきたい。

それから、もう1つ、ここまで企画課長が知っておられるどうかわかりませ

んけれども、いなべ市や志摩市っていうのはですね、どのようなことで、そのあれをされておられるのか。あなたが知っておられる範囲で、結構でございますので、もし知り得る知見があればですね、ここで少しこの両市の取り組みの内容っていいですか、どういうようになってこれを柱にしてこれをやっておられるのか、もし教えていただければと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** あまり詳しくは、存じ上げておりません。

ただ、いなべ市はですね、うちも最近採用いたしました、地域おこし企業人を既に4年、5年ぐらい前からですね、これも6名ほどですか、入れているいろんな施策に取り組みまされておられるようです。そういったことからおそらく芽生えてきた事業をですね、こういった形で進めてられているんじゃないかっていうように察しております。

そして、おそらくこれ、SDGs関連はですね、やっぱり内閣府が特に推進しておりますので、内閣府の推進交付金を活用するという形になってくと思いますので、私も先ほど申し上げました、これから進めていきたい事業は、基本その方向で進めていきたいというように思います。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

坂井議員。

**○4番（坂井 信久）** ありがとうございます。

地方創生への早期の時期にはですね、うちの町長も当時の石破大臣にも当然面談をされて、いろんな要請をしたという経過もございますし、非常にそのいろんな取り組みについてはですね、県内でも非常に先進的にやってきたと、こういうことがございますので、是非こういうふうな新しいですね、やれるところがありましたらですね、研究などしていただいて取り組んでいただいて、何らか有利に事業を運べるようにご努力いただきたいと、こんなふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、坂井議員の一般質問を終わります。

---

**（5番 松木 豊年 議員）**

○議長（吉田 勝） 続いていきたいと思えます。8番目の質問者、松木豊年議員の質問に入ります。

5番、松木議員。

○5番（松木 豊年） 松木豊年です。一問一答方式で、放課後児童クラブに関するアンケートについて、国民健康保険について、会計年度任用職員について、質問をいたします。よろしく願いいたします。

アンケートの集計結果などについては、先ほどの全員協議会でもご説明をいただき、坂井議員からも関連する質問がありましたので、重複を避けて関連する内容について質問をさせていただきます。

まず、アンケートの目的にかかわって質問いたしますけれども、今年の3月の議会で、放課後児童クラブの入会状況及び今後の予想数が示されました。その中身は、平成30年度が165名、31年度の申し込みが2月1日現在で187名であること。さらに、予想として、32年度が174名、33年度が178名、34年度が156名。32年度から減少する、こういう予想がたてられておりましたので、この予想をした根拠について、質問をさせていただきました。

委員会での質疑の中身でしたけれども、かなり機械的な予測っていうことでありましたので、乱暴すぎるのではないかとということで、もう少し実態に沿った予想をたてていただくように、合わせてお願いをした次第です。

今回その意味で、アンケートを保護者の皆さんに配っていただいて、要望なども含めてまとめていただいたこと、誠にありがたく感謝する次第であります。

しかし、アンケートの中身を説明を受けましたけれども、内容的にいささか問題も絡んでいるかと思えますので、立ち入ってご質問をさせていただきます。

まず、アンケートの対象ですけれども、多気地域では、放課後児童クラブ利

用者の1年生～5年生となっておりますけれども、放課後児童クラブを利用していない一般の児童の保護者が対象から外されております。そして他方、勢和地域では、1年生～3年生全員を対象にしていながら、4年生・5年生は放課後児童クラブを利用している保護者に限定されておまして、このアンケートの対象者が偏っている。選び方が偏っているというふうに思います。

なぜこのような選び方をしたのか、ご説明いただきたいと思います。

さらに、質問の中身にかかわって、アンケートの質問項目にかかわっての質問になりますが、「現在のたき放課後児童クラブは津田地区にあるたき児童館で開所していますが、定員オーバーになり分館を設置（開所）するとした場合、分館設置に必要だと思われることは何ですか」という質問はございます。分館設置は、定員がオーバーになる、定員は200名だというふうに承知しておりますが、定員がオーバーになることを条件にした質問になっています。

もともと勢和公民館で放課後児童クラブをやってもらいたいというお母さん方の請願っていうのは、定員のオーバーではなくて、近くでやってもらいたいというこういう切実な要望から出された請願だというふうに認識しております。この分館設置と定員オーバー問題について、リンクする必要はないと私は、要望が強ければそれに沿ってまず検討するのが第一だと思います。

この2点について、お考えをご説明願いたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** まず先ほどの1番目の質問ですが、アンケートの対象者っていうあたりです。

放課後児童クラブの現在の状況を鑑みますと、1年生～3年生の利用があるお子さんが継続して高学年まで利用しており、低学年で利用のないお子さんは、高学年においてほぼ利用がありませんので、今回利用する可能性のある勢和地区におきましては、1年生～3年生のお子さんにアンケートをとっております。また、今回請願書が出てきたことにより、まずはアンケートを取ること

が第一の目的でございましたので、全域というよりは、勢和地区を中心に今の利用者、またこれから放課後児童クラブを利用するであろう保育所の3歳児～5歳児ということで対象をこちらのほうで決めさせていただいて、取らせていただいている状況です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ちょっと私は理解しがたい点がありますけれども、おおむねの考え方については、同意はできませんが理解します。

そうしますと、先ほど今後のその放課後児童クラブの方針にかかわって、令和2年度は現行のままだけれども、令和3年度からはその定員オーバーが予測されるので、分館設置の方向で検討しているというご説明でしたけれども、令和2年度の利用者の予測と3年度以降の予測というのは、どういう手法でされたんでしょうか。それについてご説明ください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 平成30年1月に第2期子ども子育て支援事業計画のために、ニーズ調査アンケートを取っております。また、国が示す量の見込みの算出の考え方により、ニーズ調査からの量の見込みをするということで、5年間を見込みました。こちらの推計の見込みでいきますと、令和3年の181人をピークに、令和6年には168という状況でした。

ところが、7月の今回とったアンケートの推計では、令和3年には239人と大きな差がありました。7月の段階で保護者意向は確認しましたが、推計をどうとっていくか、大変難しい状況でした。

そこで、推計を保留とし、11月のクラブ入所申請と何年まで継続希望なのかを確認して、推計をしたところの結果を、一番実質に近い推計として採用していく予定としました。

見込みは誰もわかりません。推計は大変難しいです。また大きな経済変動が

あると見込みは変わります。当町自体は、少子化傾向ですが、次年度に観光施設も開設されるので、柔軟に対応していくためにも、推計としまして、令和3年からは、分館を視野に入りたいということで、今考えております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。

そうしますと、推計のための基礎的な集計というのは、どういう手法でやられたんですか。

今回の保護者を対象にしたアンケートとは別のやり方でやったというふうに理解してよろしいんですか。それとも来年度の放課後児童クラブの利用申し込み、この数字をもとにしているのか。来年度のことについての対処っていう点に限っていえばどうなんでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** 来年度に関しましては、実質 11 月に希望を取らせていただきました。その人数としましては、200 人を満たない定員以内でおさまる予定でおりますので、1 館で実施したいと考えております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** そうしますと、結局勢和地域に新しくつくるということを前提にしない、現行のままでの申し込みを受け付けってということになりますよね、条件としては。

そうしますと、この請願をされたお母さん方の、保護者の皆さんの要望というのは、令和2年度についてはもうちょっと無理だということを前提にした考えで対処されているという、こういう理解でよろしいですか。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（森本 直美）** 今回、アンケートにもありましたように、今の利用者におきましては、勢和地区の方は4分の1の方が多気の児童館を利用したいと言ってみえまして、全員が全員勢和の分館を望んでいる状況ではございませんでした。そのことも鑑みまして、1年、来年は定員以内でありますし、多気の児童館で実施させていただき、それ以降は推計にもより、ふえてもみえますので、ではどの地区を分館にしてくかっているものもあるのですが、その中で、1番勢和地区の方がそちらの推計も見ますと、30人あたりの確保ができる見込みもありますので、まずは勢和地区から考えていきたいということで、考えております。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。

課長さん、アンケートの集計についてのご説明を先ほどいただいておりますが、私も伺ってみましたけれども、パーセントでお示ししておられましたけれども、この問題っていうのはパーセントではなくて実数が大事だと思うんです。

私、配られた資料をちょっと見ましたけれども、多気地域の放課後児童クラブを利用している方では98人です、希望する人がね。勢和地域の1年生～3年生とクラブを利用している4・5年生で39人です。保育園は3歳～5歳というふうに幅がありますから、来年どうなのかっていうのは、ちょっと細かにはわかりませんが、仮に3等分しますと、148人ですので、49人～50人ぐらい、3分の1で。これだと186人になります。ほぼですね、200人に近い数字になっています。もっと近いところでだったらやりたい、利用しないという方も集計がありますから、もっと近いところでやるっていうふうになると、もっとふえるのはもう明らかだと思います。

そうすると、やり方によっては、定員200はもうオーバーする、こういう可能性も私はあるというふうに思います。引き続き、保護者の皆様のご要望をよく聞いてですね、できるだけ早く、先ほどご答弁にもございましたが、アク

アイグニスが秋にオープン予定でありますから、そこで働く人たちのお母さん方、保護者を放課後児童クラブでバックアップするという意味もです、これは急いでほうがいいと思うんです、できるだけ。そういう意味で、引き続き、ご努力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

**○5番（松木 豊年）** 質問の仕方を変えます。

私は、今回アンケートを実施したりですね、課長さんにまず敬意を申し上げてるんですよ。いろんなご努力をして推計を、3月に時点の推計よりはもっとより現実的な推計にたどりつつあるというふうに、こういうご努力をされたことについては、本当に敬意を表したいと思います。

だけども、まだやり方が十分ではないんじゃないかっていうことを申し上げてるわけです。それをちゃんとしてたもっと現実をしっかりと捉まえるようなことをやればですね、結論は方向性っていうのは違った方向にもあり得るんじゃないかということをお願いしてあげてるんです。

そのやり方について、いろいろお伺いして、現時点ではこういうことですよというご説明でしたので、最後、私が申し上げたことについて、もしご意見があればっていうことで、ご質問したわけです。

**○議長（吉田 勝）** 久保町長。

**○町長（久保 行男）** 松木議員のほうから、状況を踏まえて違う方法でもできたら早くやれということですので。

分館につきましては、担当課のほうから、それから現状を見て、できるだけ早い時期にっていうことで、令和3年度から勢和地域に分館を設置ということを検討せいという今指示をさせてもらっております。

今おっしゃられたように、アクアの件もありますし、これから工業団地へもし企業誘致やった場合のこともありますので、できるだけ子育て支援含めて、放課後児童クラブの子供たちが学校で勉強して、その後6年生まで見てくれという状況になってくると思いますので、そのことについても前向きに捉まえていきたいと思います。が、児童館をつくるときにも。何遍も申し上げてきた経

緯がありますけども、児童館をつくるときにも同じような、松木議員と同じような質問をされた勢和の議員がおみえになりました。そのときには、私どものほうでやるっていうことになったんですけども、そのあと、もう翌年から児童館活用っていうことになった。ただ、その頃と今とは状況が違いますので、議員おっしゃられるように、できるだけ早く取り組めるように、やっていきたいと、こう思ってますので。それにはやはり議員の利用者の捉まえ方と、我々当局の捉まえ方にも若干差がありますので、その辺よく見極めて、今回の子育て支援センターじゃありませんけども、同じように我々放ってるつもりはありませんので。前向き取り組んでいきたいとこう思ってますので、ご理解をいただきたいと思えます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** それでは次の質問に移ります。

私はアンケート結果を9月の議会のとくにですね、もう集計が出てるということを伺いましたので、公表してもらいたいということをお願いをしましたら、公表はちょっとできませんというお返事いただきました。

それで、情報公開制度を利用して、公開の請求をいたしましたけれども、非公開だということで、決定通知書をいただきました。その通知書を拝見しますとですね、「現在アンケートを集計し町の方向性について検討中であり、集計結果を公表することにより当該事務における意思形成に支障が生じるおそれがあるため」となっております。

これは、町長のお名前での通知書でございますので、町長に伺います。非公開の決定通知書にある「当該事務における意思形成に支障が生じるおそれ」とは、どういう中身かご説明してください。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** その件につきましては、役場の中でも関係課等含めて協

議をいたしました。

その「意思形成に支障」をきたすというところにつきましては、出した事案そのものがまだ整理もできてない段階で、出ていってしまうと、これからこういうことやっていこう、こういう方向にやっていこうというところに、違う方向に、いわゆる結果だけが独り歩きをしてしまうっていう、こういうおそれもありましたので、もう少し待ってくださいということにさせていただきました。

ということで、それを待つことによって、俺にはこんな支障が出てくるっていうのなら別ですけども、待っていただきたいというお願いで、そういう回答をさせていただきました。他に意思はありません。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** 私は、客観的な資料ですから、その資料をいろんな角度から、立場や価値観が違う方、いろんな方が町内にはおられるわけです。ましてアンケートをお願いした保護者の皆さんっていうのは、自分も含めてですね、全体がどう、ほかの皆さんがどういうご意見を持ってるのかもすごく知りたがっている。こういう中身だったと思うんです。ですので、それはそれとして、公開すべき。町民の皆さんの共有財産だというふうに思います。

行政の側がそれをどういうふうに評価して、どういうふうな政策するかは、これは行政の側の手腕にかかっていると思います。加えて、その内容についてですね、町民の皆さんからいろんな意見をいただくことは、障害などあろうはずがありません。やはりそういう意見を尊重して、皆さんの要望に沿った政策を具体化していく。そういう中身だと思いますので、この非公開のやり方、姿勢については、断じて改めていただきますよう、強く要請するものであります。

最後に、今回のアンケート結果や今後の放課後児童クラブの方向性、先ほどもう出たということですので、保護者の皆さんや町民の皆さんにどういう形でお伝えするよういがあるのか、お示してください。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） こちら計画におきまして、推計も出させていただけますし、その計画をパブリックコメントにおいて、町民の皆さんに見ていただく予定としたいと思っております。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 計画というのは、子ども子育て会議の計画の中をおっしゃってるんですか。そこをちょっと。

私質問したのは、このアンケートに協力していただいた保護者の皆さんは、アンケートの中にもありますが、今後の放課後児童クラブのあり方の参考にするためにということで協力をお願いしていたと思うんですね。ですのでそれはレスポンスとしてやるというのが常識でないかと思うんですが、お願いします。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 貴重なご意見をいただきましたので、今後ちょっと当課で考えさせていただきますして、どうしてか、方向性を決めたいと思います。

○議長（吉田 勝） 森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） 先ほどちょっと議員のほうから、いわゆる情報公開にかかわっての、非公開という部分でありましたので、ちょっと担当のほうから、補足説明をさせていただきたいと思えます。

今回、請求をいただいた中で、非公開ってということで、その件については先ほど町長が申し上げた内容でございます。さらに、その今回この出すことによりまして、いわゆるアンケート結果について、請求人である議員個人にお出しするのがいいのかどうか、すなわちその前提といたしまして、3月に議会で議決をいただいております、議会に議決をいただいとるってことは議会全体にやはり返すべきだというふうにこちらも考えておりましたので、その時点での、

いわゆる請求人の方だけにお出しするのがその時点でいいのかどうかという検討もございました。

それから、本来これは情報公開によるものでございますので、その内容につきまして、非公開だったということを請求人自ら公にされましたので、お答えをさせていただきますが、本来、こういうご質問については、答弁は控えさせていただくのが本来ではないかなと。個人からの内容だということでしたので、そういう部分も含めてさせていただきました。

すなわち、今回非公開というふうにした部分につきましては、あくまでも議会全員の総意として要望をいただいた、それにかかわってのアンケート調査という部分でございますので、やはりそれまでに個人にお出しするのは、いかななものかという部分もございますが、これを出したところによりますと、やはり他の議員の方々からなぜ個人、いわゆる松木議員だけに出されたのかというふうに、またその点でもやっぱり問題が起きる部分もございます、というふうに考えておりましたので、今回、その「非公開」というふうな形で。

さらに、その非公開の文章の中には触れておりませんが、公開できるようになる時期ということも明記をさせていただいておりました。非公開でずっと非公開にするわけではございませんでしたので、その点も補足説明をさせていただきます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** 私、質問してなかったことについてお答えいただいたので、今の答弁について私の考えを申し上げたいと思います。

議会全員で議決をしたから云々ではなくて、私は個人として情報公開の請求をしましたので、議会でもその問題について取り上げさせていただきましたし、質問通告で取り上げることについても、通告をして議長から許可をいただきましたので、質問させていただきました。これにつきます。

続けて2番目の質問、国民健康保険についてに移りたいと思います。

この国民健康保険法第1条はですね、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあります。

文字どおり、社会保障としての国民健康保険の制度が守られていくことが求められているわけであります。

2018年4月から、国保の都道府県単位化が始まりました。かなり大きな制度の変更であります。この制度の変更にありながらも、やはりこの制度を守って改善していくこういう努力が私たちに求められる、こういうふうに思います。

厚生労働省は、新しい制度の説明に当たって、国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでですっていうふうに位置付けています。これはちょっとホームページからちょっと引用しましたけれども、こういうふうに、国民皆保険の最後のとりでというふうに言っているわけです。

私は、これまで何度かこの国民健康保険について質問させていただきました。健康保険組合や共済組合、協会けんぽに比べて、国民健康保険の保険料は高く払いたくても払えないかたがふえてきています。

そして、根本的には、協会けんぽ並みの保険料にするには、全国知事会などが一致して要求しているように、1兆円規模の国費の投入、このことが痛切に求められている。このことも議会で皆様とも議論もさせていただきました。

この保険料を払いたくても払うことが困難な大変な世帯に対して、国民健康保険法の77条による多気町独自の保険料の減免規定をつくる。特に子供さんや障害を持った方々への均等割の軽減をはかっていくことが求められていることも強く要望してまいりました。

今年度は、関係者の皆様のご努力もあって、保険料の引き下げが実現しました。大変喜ばしいことだと思います。県下でも優れて保険料を引き下げたというところはまれな存在でありますので、関係者の皆様のご努力に敬意を表するものであります。しかし、依然として、根本的な解決はまだ図られていな

いように思うのは私一人ではないと思います。

国民皆保険の最後のとりでとして、文字どおり、国民健康保険が充実できるようにするために、何が必要なのか、さまざまな課題が山積しておりますが、以上の問題意識に立って、今回は、保険料の滞納問題、窓口での一部負担金の減免制度、保険者努力支援制度の3つについて、質問をさせていただきます。

まず、平成30年度の国保特別会計の決算の中身について、不納欠損を計上されました。合併前からの滞納分も含めた処理だというふうに伺っておりますが、この不納欠損を処理したことの意義について、用語の説明も含めて、ご説明をお願いしたいと思います。

また、不能欠損に至る滞納状況や滞納者の状況などについても合わせてご説明をお願いしたいと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

北出税務課長。

**○税務課長（北出 博人）** 松木議員の質問にお答えいたします。

不納欠損処分の処理をしたことの意義ですが、9月の予算決算常任委員会でも説明をさせていただきましたが、地方税法第18条（地方税の消滅時効）及び国税通則法第72条の2により、原則、法定納期限の翌日から起算して、税金は5年、保険料は2年で時効が成立し、徴収権が消滅をいたします。税金保険料などの公債権の時効は、援用せず、絶対効力があり、時効完成後は、徴収することができません。また、徴収することは違法になりますので、まずこれが第1の不納欠損をした理由でございます。

次に、平成30年4月より国民健康保険事業の広域化により、事業主体が各市町から三重県になり各市町の収納率の目標が設定されました。

平成29年度決算値で、現年度分の本町の収納率は、県下で上位より7番目でございます。滞納繰越分につきましては、県下で最下位でございました。滞納繰越分の徴収額は、他市町と比べて少なくはありませんが、未納調定額が多いため、収納率を下げておりました。そこで、広域化されたあと、県より時効

が成立し徴収権が消滅したものについては、不納欠損処分してくださいという指導がありました。

次に、不納欠損に至る滞納状況でございますが、滞納者の状況等については、個人情報に当たり個人が断定される可能性があるため、詳しく説明できないことをあらかじめご了承願います。

滞納状況につきましては、平成 30 年度に不納欠損を行った滞納繰越分につきましては、昭和 56 年度から平成 28 年度賦課分で、時効成立により徴収できない 336 名分の保険料になります。

それと、滞納者の状況につきましては、いろいろありまして、滞納者本人が死亡して遺留財産がない。遺族がない。また、いても生活困窮で納付困難である。本町を転出後、文書や訪問により催告をしても転出先にいない。調査しても居所がわからない。また本町に住所があっても居所不明である。生活困窮になり生活保護受給開始となるが、開始前の未納分が徴収できない。高齢により仕事につけず、少ない年金生活のため納付ができない。それと、年金保険料を納付していなかったため、納付月数が足りない等で年金受給がないため生活困窮で保険料が納付できない。自己破産をするなど生活困窮。また、海外に帰国をし、戻ってくる可能性がないに等しい外国人。

このような理由により、滞納される滞納者の状況でございます。徴収できない保険料を残しておいても、徴収率を下げるだけで、何のメリットもありません。そのようなことから、三重県の指導があり、不納欠損処分をいたしました。

ご理解のほどよろしくお願いたします。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。

関係者の皆様のご苦勞っていうのは本当に相手がいろんな困難を抱えている方を相手にして、その徴収するということは、本当に大変なことだと思います。頭の下がる思いで伺っておりました。

違法性の問題とか。全体として収納率を今後上げていくために、不納欠損にするということは、今後のあとでの質問にもかかわってきますけれども、努力のあり方との関係もあって、非常にタイムリーな県の指導を受けての対応だったのではないかというふうに私も思っております。ありがとうございました。

関連して、保険料の滞納にかかわって、差し押さえなどの件数、種類、金額ございましたら、お示しいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

北出税務課長。

**○税務課長（北出 博人）** ②つ目の質問にお答えいたします

平成 30 年度の滞納状況ですが、現年分といたしまして、出納整理期間終了の令和元年 5 月 31 日現在、未納者が 104 人、未納額が 1257 万 2990 円で、収納率が 96.0%でした。滞納繰越分につきましては、未納者が 451 人、未納額が 1 億 2346 万 1595 円で、収納率は 5.67%でした。ここから、不納欠損額を差し引き、最終未納者数 115 人、未納額が 1375 万 2794 円となりました。

保険料の差し押さえについてですが、本町においては、税金、保険料とも預金・年金・給与・生命保険の差し押さえは行っておりますが、土地・家屋等の不動産の差し押さえは行っておりません。国民健康保険徴収料にかかる差し押さえ平成 29 年 4 月の機構改革により、徴収業務を税務課で行うようになってからでございます。

その差し押さえの内容につきましてですが、平成 30 年度の実績につきましては、預金の差し押さえが 17 件、金融機関に依頼し、そのうち預金残高があり差し押さえできた件数は 13 件、徴収額は 40 万 2662 円でした。年金の差し押さえにつきましては、1 件で 10 万円でございます。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5 番（松木 豊年）** ありがとうございました。

この滞納への直近の対応も非常に大変なご苦勞なお仕事だというふうになっております。

差し押さえの際にですね、「換価の猶予」っていうことがあると思いますが、特に国民健康保険料ですので、先ほども申し上げましたように、社会保障の大きな、いわば命を守る制度ですので、それにかかわる保険料が払えないというのは、特別悪質な納税者でなければですね、やはり手厚い対応っていうのが求められると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

北出税務課長。

**○税務課長（北出 博人）** 換価の猶予につきましては、現在のところ該当はございません。換価の猶予は差し押さえたあとに、即時換価し、保険料に充てることにより、滞納者の事業、継続、または生活の維持を困難にするおそれがある場合、滞納者からの申請により1年間を期限に換価を猶予する制度であります。差し押さえをした場合は、滞納者より換価の猶予の申し出があると思われませんが、本町におきましては、預金、給与、年金等の差し押さえを行っており、差し押さえ禁止財産、及び条件付き差し押さえ禁止財産を考慮し、差し押さえを実施しております。また、差し押さえ実施前に、差し押さえ予告通知も送付していますので、これまでに換価の猶予申請はございません。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございました。

やはり、保険料の支払いが困難になっておられる方についてはですね、まず、納入する意思があるかどうかの確認や、場合によっては、分納をしてでも納めることについても相談に乗ったりですね、あるいはそれでもいろいろ困難がまだ解決できない場合には、生活困窮者自立支援法に基づくサポートをするかどうか、そういうことをワンストップで支援をして、悪質な滞納者でなければ、サ

ポートをしていくっていう姿勢を是非貫いていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

国民健康保険法 44 条に基づく一部負担金の減免の仕組みについて、説明をしてください。これまで、77 条についての議論、要望は重ねてまいりましたが、この仕組み及び多気町独自でこの一部負担金の減免規定を創設することについて、検討されているかどうかについても伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

**○町民環境課長（高山 幸夫）** 先ほどのご質問ですけれども、国民健康保険法第 44 条につきましては、特別の理由のある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる方に対する、免除、減額及び徴収猶予することができるという規定を設けるものでございます。このできると認められる方につきましては、自然災害であるとか、失業であるとかそういった理由によって、生活困窮になられた場合ということでございます。

当町では高額療養費の支払いに困窮する方に対しましては、一部負担金、病院で払う 3 割分であるとか 2 割の部分でございますが、その一部負担金の無利子貸付制度を設けていること、また、多気町が単独で減免規定を設けるということで、先ほどお話いただきましたが、平成 30 年度から財政が県下一本になったこともありまして、多気町が単独でそういった減免規定を設けることで、県からの交付金の減額調整ということが行われる場合があります。こういったものを勘案しまして、現在は一部負担金の減免規定を設けていないということでございます。

では、そういった生活困窮者に対して、ほかに救済の方法はあるのかということになるんですが、今ほかにもですね、多気町のほうでは先ほど申し上げました高額療養費の貸付制度、こちらは生活困窮者の方で病院のほうで支払いが高額になる場合、こういった方につきましては、高額を支払いの 90%ですね、に

ついて、貸し付けをするという制度でございます。病院にかかれて、支払いをされる際に、必要な当座の資金を貸し付けさせていただいて、だいたい2カ月後ぐらいですけれども、レセプトが町のほうへ届いて、高額の振り込みをさせてもらう際に、その振り込み分をもってですね、償還に充てるというような方法でございます。

それから、福祉医療費の助成制度でございます。今現在、多気町のほうでは、子供ですね、子供さんの中学校までのお子様、特に小学生までの未就学の方につきましては、本年の9月から病院のほうでの自己負担分は無料になるというような制度を採用させていただきました。それから一人親家庭につきましては、18歳までのお子様、それからその母親であったり、父親である方についても、その福祉医療費助成が適用されます。それから障害の方であります、5級までの障害者手帳をお持ちの方であるとか、1級の精神障害の方等につきましても、自己負担分について、お支払いするというような制度がございます。

また、ほかにもですね、そういう病院での支払いが困ったというご相談があった場合には、いろいろと所管は健康福祉課のほうになりますけれども、社会福祉協議会が行う生活福祉資金ですね。こちらは1年以内のものであれば、180万円以内、1年半以内であれば230万円、無利子の貸し付けが行われます。

またほかに、緊急の小口資金っていうのがございます。緊急にどうしても病院等で支払いが困るということでご相談があれば、条件によりまして、面談をさせていただきまして、10万円ですかね、の貸し付けも行うことができます。

それから民間でも、恩賜財団の済生会の病院のほうでは、無料定額診療事業というのがございます。これは、受診が経済的な理由によって困窮される場合は、ソーシャルワーカーとの面談をしてですね、条件を聞いて、その医療費のほうの自己負担分を低額な部分に引き下げたり、また無料にするということで、診療ができないことを防ぐというような制度。

さまざまなセーフティーネットがございますので、これらを利用してもお

かつ生活が困窮する場合について、先ほど申し上げました、健康福祉課の福祉事務所のほうでは、生活保護の医療扶助というのもございますので、こういったセーフティーネットをご利用いただきたいという意味から、私どものほうでは、一部負担の減免っていうのは制度を持ってないということでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。

様々なセーフティーネットの仕組みの利活用が町民の皆さんにわかりやすいようなアナウンスの仕方を是非工夫をしていただいて、利活用が活発にされるように、是非よろしくお願ひしたいと思います。

時間が押してきましたので、最後に保険者努力支援制度について、どういふふうな活用をされているか。あるいは今後の活用の方向について簡潔にお答え願ひします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の説明を願ひします。

高山町民環境課長。

**○町民環境課長（高山 幸夫）** 保険者努力支援制度につきましてですが、この保険者における医療費適正化、保健事業等に対する取り組みを評価するという制度でございます。

これは、それぞれの保険者が医療費を下げる努力をしているかどうか。また、財政の基盤を強化するような取り組みをされてるかっていうことで、点数化されまして、その評価に応じて、交付金として保険者のほうに交付されるものがございます。その基準を達成した保険者に対しましては、国や県の補助金を交付する制度となっております、インセンティブのある仕組みを導入することにより、保険者の機能の強化を図り、国保の財政基盤を強化することの願ひがあるということです。

平成 30 年度から本格実施していますが、交付額につきましては、前年度の

取り組み状況を評価して交付されます。

特別交付金として交付される財源は、県への納付金の支払いに、それから特定健診・保健指導、糖尿病等の重症化予防、歯科検診、がん検診等の予防・健康づくりについて、配点割合が高められてきております。メリハリ付けて強化するという必要が出てくるということでございます。

今後より多くの点数を獲得できますように、健康づくりであれば健康福祉課、収納につきましては税務課と協力して、この評価の点数が獲得できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。

課長もおっしゃいましたけれども、やはり健康保険のこの制度をいいものにしていくためには、町あげて知恵を出してやっていく時代に突入していると思います。町長もよくおっしゃっていますけれども、健康づくりの予防の問題がまさしくポイントが稼げるその努力制度の筆頭でありますので、保健師さんの力もマンパワーもたくさんおられますので、そういう方面で是非努力を一層強めていただきたい、そう思います。

最後の質問に移らせていただきます。会計年度任用職員についての質問です。

9月議会で条例が決まりまして、その後いろんな形で、説明会など開いていただいております。開催状況などについて、ご説明いただけますでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 説明会につきましては、現在の非常勤職員並びに非常勤職員が所属する課の担当者等の希望者を対象に、10月18日金曜日でございますが、2回に分けて説明会を開催いたしました。

そのうちの正職員いわゆる担当者、それから非常勤職員の内訳については、申しわけありません、把握していませんが、1回目につきましては55人、2回目につきましては17人、合計72人が出席をいたしました。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

松木議員。

**○5番（松木 豊年）** ありがとうございます。

丁寧に説明をして、来年度の任用に向けて、個人と納得と合意が取れるようにしていただいていると思います。説明会を受けてのQ&Aなどもつくっていただいているというふうに向っておりますが、質問は1点だけに絞りたいと思います。

1日7時間以上勤務を予定する方で、その方たち扱いをどうするかについてであります。全員協議会などでも説明を以前いただきましたけれども、私は、法改正の趣旨から見て、7時間を超える雇入れ、働き方の場合にはですね、フルタイムでの任用というのが望ましいというふうに思います。会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアル第2版を見ても、次のように述べています。改正法では、会計年度任用職員について、フルタイムでの任用が可能であることを法制上明確としたところであり、というふうに、かなりぎりぎりの時間数の方たちに、つまり7時間を超えるけれども、7.75に及ばない、その間の人たちをフルタイムで任用しないというのについては、かなり無理があると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

森川総務課長。

**○総務課長（森川 直昭）** 会計年度任用職員のいわゆる勤務時間についてでございますけど、まず現在既に7.75時間フルタイムで勤務している非常勤職員の方々もおみえになります。御存じのように説明では、保育士の方々です。その方につきましては、来年度以降もそのままフルタイムに移行していただく予定をしております。なお、現在いわゆる7時間半であるとか、7時間程度で勤

務いただいている職員の方も現在におみえになります。この方はパートタイムという言い方にはなるんですけども、その方々につきましては、まずそもそも勤務時間を設定する上で、その勤務先の業務の量でございますね、なぜフルタイムを設定したかっていうと、基本的に保育士っていうのは1人の職員の勤務時間以上にいわゆる開園をしております。御存じのように早朝から延長までという部分がございますので、これにつきましては、フルタイムということでございますが、ほかの職種につきましては、そこまでの時間に至ってない当然施設もがございますので、そういったところにつきましては、パートタイムというふうに区分けをして、制度化を考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほど申し上げました事務処理マニュアルをご覧いただいていると思いますけれども、明確な合理的な理由なく7.5時間とか7時間を超えて任用する場合、フルタイムにしないことの合理的な理由が存在しない場合には、フルタイムにしないという指示でございます。合理的な理由っていうのがあるのでしょうか。

○議長（吉田 勝） 答弁を求めます。

森川総務課長。

○総務課長（森川 直昭） このいわゆる国がつくっておるマニュアルを私は当然読み込んでおりますけども、ここにはですね、そういった合理的な理由なく、現在行っているフルタイムの任用について、抑制を図ることは良くないですよというふうな書き方をされてます。いわゆる現在フルタイムである者を来年度わざわざ会計年度任用職員に移すときに、わざわざそれをパートタイムにする、そういったことは控えてくださいというふうな趣旨と私は捉えさせていただきました。

したがいまして、現在フルタイムで移行している者については、本町につい

では、そのままフルタイムに移行するわけですので、このいわゆるマニュアルの指摘事項には当たらないというふうな解釈をしております。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） それぞれ現場での仕事の割り振りだとかによって、合理的な理由が成り立つかどうかというものがそれぞれあると思いますので、引き続き、検討をお願いしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（吉田 勝） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は11時5分から再開いたします。

（ 10時53分 ）

（ 11時05分 ）

（9番 田牧 正義 議員）

○議長（吉田 勝） 再開します。

9番目の質問者、田牧正義議員の質問に入ります。

9番、田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは9番田牧正義、一般質問をさせていただきます。

ただ、一番初めに、少しお断りさせていただきます。9月の一般質問時に私が「コープみえ」を「Aコープ」というように、あとで記録を見ますとなっている箇所が3カ所ほどございますが、これはあくまでも「コープみえ」を私が発言のところで間違っているということで、訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、今日の一般質問、一問一答方式を進めてまいりたいと思っております。項目は4項目ございます。1項目目、「UIターン雇用促進計画」アクションプランについて。そして2つ目が、定住自立圏構想についてのかかわり方について。そして毎回になりますが、クリスタルタウン工業ゾーン整備事業について。

て。これについては毎回しておりますが、11月27日の一般質問提出時までには、当局担当者からの何ら説明等がございませんので、改めて、ここでさせていただきます。そして4つ目、これは一般質問、今年のなぜかトリを私が勤めさせてもらうことになるわけですが、町長のほうも年頭に「継続中の事業をキッチリ仕上げる」とこういうような新聞記事で発表してもらってます。一応、12月ということで、何らかの進展あるいはその他についてお聞かせいただく。

以上4点をさせていただきたいと思っております。

ただ、私の今までのいろいろな質問の仕方に、ややもするとちょっと誤解を招くような箇所があるやもしれませんので、ここで1つだけ訂正して、ただ、一部宿題についての回答はいただくことになるかと。

それは何かというと、先日新聞等にもアクアのことは新しく名前も決まり、来年の秋にはオープンと、こういうようなことが東京のほうでも発表になります。ですから、私としても、当局あるいは議会のほうも、アクアもろもろのことについて、オープンに向かって全力で取り組んでいるんだと、多気町は。そういうような形になることを望んでいる。

ただ、残念ながら9月にもお話しました。私が今までいろいろ質問したことのボールは返球されておられません。ですから、少なくとも、私が今まで一般質問で取り上げたことについての返球については、どんだけ遅くても3月ですよ。その折には返球していただきませんと、残念ながら協力しようとする、あるいは、アクアのオープンに対しての水を差すようなことになってはいけないので、担当者の方は、くれぐれも私が常に言ってます、「スピード感が無いね」これをもう一度言わせるようなことのないように、準備をお願いしたいと思えます。

それでは、まず1点目について、「UIターン雇用促進計画」アクションプランについて。

9月定例会、全員協議会で報告のあった、アクションプラン案の経過及び進捗状況等をお聞かせください。ということで、①項目目から④項目目まであり

ますが、全てこれは夕刊三重のほうに発表されました記事をそのまま質問の項目としておりますので、こちらのもの、これは既にご覧いただいていると思いますので、町長のほうから、お答えいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（吉田 勝） 田牧議員、①～④まで一括でよろしいですか。

（参考）

- ① I C Tによる求人情報の連携
- ②空家の発掘と登録体制の強化
- ③子育て・教育環境や交通インフラの整備
- ④「地域おこし企業人」採用について

（一般質問通告書より抜粋）

○9番（田牧 正義） ①～④まで一括でいいです。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

○企画調整課長（筒井 尚之） 町長っていうことですが、私、担当課長のほうから、答弁させていただきたいと思います。

それでは、①の I C Tによる求人情報の連携から順次ご説明させていただきたいと思います。

これ確かに夕刊三重のほうにも記載されましたことではございますけども、特に I C T、ここでは S N S を基本にうちのほう述べている話なんですけども、要するに、現在の多気町のホームページ、これにつきましては、これまでも移住の例えば考えのある方であるとか、子育て支援世代にとってもですね、多気町のホームページは非常に見づらくとかわかりにくいなどの意見がいただいております。これから本当にアクアイグニス多気のオープンを契機としていろいろなことを進めていこうっていう中でですね、こういったことを担当課の意見を聞きまして、担当課っていうのは当然子育ての担当課であるとか、そう

いったところの意見を聞きつつですね、今現在もまだ引き続いてやっております雇用促進会議で検討して、そしてその方向をいろいろまとめているところでございます。そしてその結果として、町のホームページを基本来年度に更新をするという方向で今固めておりまして、こういったことから、求人情報の効果的な表示ですね、アップ方法であるとか、例えば移住関係者にとっても非常に情報が得やすいと、そういったホームページの環境づくりを今のところ目指しております。そういったことで、現在、④番にも触れかわかりませんが、地域おこし企業人の方に来ていただいて、その辺のですね、情報環境の整理を今進めてもらっているところでございます。

先ほどもちらっと触れましたけど、ホームページの更新に当たりましては、今内閣府ともいろいろ調整をしております、地方創生推進交付金のほうで、何とかいけないかっていうことで、今現在調整をしておるところでございます。

以上でございます。

続きまして、②番目の空き家の発掘と登録体制の強化というところでございます。

これはですね、以前にもお答えさせていただいておりますけど、今年の8月～9月にかけて、新たな空き家の発掘のために、町内全集落に対しましてですね、もう一度どれぐらいの物件があるのかですね、どれぐらいの状態なのかっていうことも含めた調査を実施させていただきました。この結果をもとにですね、まだ今現在、これ取り組んでいます空き家バンクの登録物件を増加させるという目的が主でありました。ところが残念ながらですね、あがってきたものは、残念ながらほとんど物件としては、これを新たに使えるという物件はほとんど出てこなかった。4年前と比べてほとんど変わってないっていうことが非常に残念な結果になりましてですね、これがふえてきたのであれば、その所有者に対していろいろこうアクションを起こしていこうという狙いもあったんですけども、これはあくまで自治会から出てきたものですので、今のとこ

る残念な結果であったと。ただ、やはりそれではいけないので、あのうち、地域おこし企業人をですね、こういう住まい関係でも、これにも来ていただいております。こういったことで、これらも利用してですね、もう一度何とか空き家を確保できるように、自治会長なり、また必要であれば所有者さんとアクションを起こすなり、そういうちょうど人材もうち確保できてますので、何とか取り組んでいけたらなというふうには考えております。

続きまして、③番目の子育て・教育環境や交通インフラの整備ということで、あくまでもうちは情報発信側の窓口ということでの答弁させていただきますけども。先ほどから申し上げておりますように、今現在、先月から、地域おこし企業人をまだ起用し始めたばかりでございます、現在、多気町の子育て情報の発信であるとか、あと子育て世代の医療の現状であるとか課題とか、そういったこと今担当課にも確認してですね、うちの町に見合った支援環境を整えてくべく、今現在、これも準備を進めている、そういうところでございます。そして、合わせて、特にそういう世代向けですね、教育情報であるとか、そういったことの掲載もせめていきたいということで、この辺も担当課と一緒に詰めておるところでございます。

交通インフラの整備につきましては、特に公共交通機関と、今後この今の仕組みをどうあるべきかとかですね、そういったことも並行して進めております。現在、今年度末を完成の目的にしています、交通網形成計画。これらもですね、なんとか今立ち上がる寸前までなんとか持ってきておりますので、それらを合わせてこの実行計画になんとか来年度移していきたいということで、今現在これも取り組んでいるというところでございます。

そして④番目の地域おこし企業人の採用でございます。

これまでも何度とこう話を出させていただいておりますけど、9月議会の本会議でも申し上げましたとおり、情報発信、それと雇用創造、それと住まいの創造。この3分野で11月からその専門企業さんのほうからそれぞれ1名ずつ、計3人の企業人を派遣していただいております。そして、総務省のプログラム

に基づいた制度をいかしておりますので、月 10 日という契約内容ですね、今現在来ていただいていると、そういうことで、やはり来ていただいて、いろいろ私も見ておりますけど、やはりそれぞれその専門分野で非常に能力が高いなというふうには感じておまして、これからは本当に、彼らがこう提案なりですね、いろいろしてくれることを非常に期待しておって、これからの施策に生かしていきたいなというところでございます。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9番（田牧 正義）** それでは、4つの項目通してお答えいただきました。私のほうも、通してさいど質問させていただきます。

まず①つ目のこのUIターンの雇用等の問題については、昨日の山際議員の質問と非常に似た部分もございますので、簡略してお話したいと思っておりますけれども、この情報を提供する、そこでとまってしまうわけなんではないでしょうか。そのあたりについて、いかがかと思えます。

続いて空き家バンク。こちらについては、私は空き家バンクの件でこれはキャッチボールの1つとして投げているわけですけど、要は、空き家バンクに登録されているものは、賃貸で貸せれるとか、買い取りができるというものにかたまっているよ、それ以外のもうすでに獣害被害を受けたり、壊れてしまうような家についても空き家には違いない。それらについてどのような形ですか。そしてそれらの実態を取り込んだ上で、企画調整課は空き家バンクしかできないけれども、建設課、あるいはその他税務も含めて、町としてそういうような空き家について、どういうような対応をするのか。近隣の市町おきましては、例えば取り壊しに必要な場合にはその助成金等もある程度出したり、処分した場合には、その費用でかかった費用を充填する等、いろいろあるわけです。ですから決して賃貸で貸せる、売られる、そういうものだけでとどまらずに、たくさんふえてくる、今後多気町に空き家は。その全体を見れるようなも

のを調査してくださいというお願いをしたはずです。ですからそのあたりのところ、まだ不十分だと思いますから、十分に調査されることを望みます。

それから、もう1つは子供の問題であるとか、その他いろいろあるわけですが、このあたりについてもですね、発信されてることを非常に多方面にわたることを発信してみるんです。ところが、対応できることは知れてます。ですから、もう少しこのあたりを何らかの形で、焦点を絞らないと、少なくとも私がお願いしてるような質問に対しても回答が未だに返ってきてないものがこれだけ多くある中で、さらにこれ間口を広げて進めれるっていうことは、私の感覚ではわからない。もっとスポット絞り込んで、対応しないとこんな便間口広げても、何の意味もないと思いますから、そのあたりも今後の進め方では十分にご検討いただきたいと思います。

そして、先ほど3つの分野の専門職に近い方を何とかしたい。これについては、国のほうからの事業に当たり、年間560万の特別交付金、こういうようなことの対象になれるような人に手助けをしてもらおうと、こういうようなことになろうかと思えますから、いろいろと、それなりの人材についての目星は付けてみえるんかもわかりませんが、広く人材を募って、多用していただきたいと思えます。

一応私が先ほど企画課長からの返事に対して自分で疑問に思うことを述べましたけれど、たぶんこれに対して直接回答をいただくっていうことは今日の段階では無理だと思いますので、回答は後日で結構でございます。

それでは2つ目の項目に入ります。こちらについて、まず定住自立圏共生ビジョン懇談会、こちらについて、どのような関与をされてみえるのか。ただ、私はこれについては、前回というよりもずっと前に、竹上市長が提案されて、それから松阪以南の市町16を含めて何らかでと、こういうステップの話もありますが、それとは別に、この会はあるんだと思ってます。それは発信してきていただいたと。これも夕刊三重の切り抜きですが、こちらの中の11人の委員の方。この中にはUターンなりIターンなり、要はそれでこちらへ来ていた

だいた方、この方が委員に入ってみえて、意見を述べる。その中に、1回来てもらおうと2回目は長い期間の滞在になる傾向になると、こういうようなことが書いてあります。1回目で魅力を知ってもらおうという、こういうような、充実すればというようなことで、あくまでもその松阪以南の16市町の問題、その次のステップの段階のこれは自立圏構想ということでの進め方ではないかと私は思っておりますので、そのあたりのところも踏まえてご説明いただきたいと思えます。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

筒井企画調整課長。

**○企画調整課長（筒井 尚之）** それでは2番目の質問にお答えしたいと思います。

関与及び進捗状況を問うということですね、まず、今年度進捗、進め方について、まずご説明を申し上げたいと思えます。

共生ビジョン懇談会は、年4回以上開催されておまして、第4回目が2月に予定されているというところがございます。そして、これ先ほど議員おっしゃいましたように、1市3町で構成をしておまして、うちはその事務局の一員という形で出席をしております。あくまでも松阪市が事務局、長という形になります。

そして、共生ビジョン策定に当たりましては、ビジョンにかかげる事業内容につきまして、1市3町のそれぞれの事業、あらゆる分野に渡っておりますので、それぞれの事業の担当課の職員があらかじめきちっと事業の精査をした上で、そして懇談会へ最終的に意見を聴取して、策定という形で運びになっております。現在12月、今月ですけど、ビジョンの最終案、ちょうど今週ですか、もう最終案できあがるようです。これをできあがりしましたら、来年1月にパブリックコメントを通じまして、先ほど申し上げた第4回の懇談会でいろいろ意見等いただいて、お認めいただきましたら策定という運びになるという段取りになります。

そして、議員おっしゃいました、この組織の位置づけでございますけども、昨日、話出ておりました松阪以南 16 市町、あれは就労協議会。あくまで雇用を中心として働く場をですね、確保するための組織であります。あれはまだ今年の 2 月にできあがったばかりの組織です。

一方ですね、この組織と申しますのは、もう結構古いんですけど、平成 27 年 3 月にこの 1 市 3 町、そして松阪地域の定住自立圏形成協定っていうのが締結されました。4 つの市町で締結しまして、この趣旨としましてはですね、この 4 つの圏内で定住自立圏全体で、人口定住のために必要な生活機能を確保し、地位の活性化と発展を図るためにこの圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取り組みを明らかにするということでありまして、この中身としましてはですね、生活機能の強化であるとか、結びつきやネットワークの強化等々がありまして、例えば医療分野をこういうふうに関連していこうとか、あとは福祉分野、教育分野、産業分野をこういうふうに関連していこうと、こういったものが掲げてあるものでございまして、これについて毎年それぞれの町からいろいろそこへの取り組みを情報を吸い上げまして、そして基本一緒にできることは一緒に取り組むという、そういう組織の位置づけでございますので、昨日のその就労協議会と全く別の存在でございます。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9 番（田牧 正義）** 先ほども言いましたように、たぶん 16 市町っていうのはこの竹上市長がやられた、これあとからで今年の。それから先ほど定住自立圏構想こちらについては、もう何年も経ってる。私もそれなりに十分知っててあえて、これ目的は違いますよね、別の組織ですよ、ただし同じような方向で何らかで雇用その他のことについて、やっといこうという組織というような認識で質問してたので、それで間違いないかと思っておりますので。一応そのところについては今度また。要は切り口が 2 つあるということは、それだけ効率が

良くなるはずですから。一層の努力をお願いしたいと思います。

さて、次に3項目目、こちらは副町長にお答えいただく必要がございます。

今朝ほども既に前回9月に、質問させていただいたものの中から、数字的にまだご回答いただけてない。これについて、お示しく下さいということで、朝お渡ししました。まずこちらの回答からいただきました。

**○議長（吉田 勝）** 田牧議員、もっと項目を読みあげてください。

**○9番（田牧 正義）** 項目を言いますと、9月以降の進捗状況を説明願います、ということですが、9月に質問した中で。

**○議長（吉田 勝）** それ以降の、一番左側の前段の大きな項目、クリスタルっていう、それを読んでください。

**○9番（田牧 正義）** ですからあくまでも、クリスタルタウン工業ゾーン整備事業についてと、こういうことでの質問とさせていただきます。

こちらの方が、9月にいただいた副町長からのもろもろの回答の中にまだ私のほうで理解できないところがある。だから、こちらについてお示しく下さいということで、今朝ほどお願いしたんですが、まずそちらの回答をお願いします。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** 今朝、朝、通ってかれるときに質問いただきましたので、そちらのほうまず答弁させていただきます。

前回9月議会で、説明させていただきました、その売却用地代っていう話、金額を中部プラントサービスにつきまして1億1365万1000円と、それと日新化成9864万円という説明をさせていただいて、その単価っていうふうなことを言われるわけなんですけども、一応まだ全体に工業団地といたしまして完売いたしておりませんので、この中プラさんでも日新化成さんでも、場所場所によって単価が違っております。そこで、今残っておりますゾーン、一番良いほうの単価で言わせていただいとるに、5万8000円というふうな単価で言

わさせていただいておりますけども、ただ、中部プラントさんのほうにつきましては、土地につきましては、遺物をしておりまして、東側に竹やぶがございます。そういう関係上で、その部分につきましては、土地が安いということもございます。ので、単価的なことはちょっと控えさせていただきたいなと思っております。

それと、ユーグレナさんの賃借料の明細でございます。これにつきましては、平成28年度に206万2000円、それで29年度に1280万6000円、そして30年度には1722万7325円で借地料をいただいております。これの面積なんですけど、一番最初につきまして、750平米で、一番当初、最初契約をいたしております。その後、追加要望等もございまして、だんだんふえていきまして、最終的には5041平米の借地料ということでいただいております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9番（田牧 正義）** 単価について、明確なご返事いただけません。ただ、どうしても、明確な返事をいただかなければならない理由がございます。

それは、前回の副町長のご回答の中に、のり面、道路、調整池、これは多気町のもので、こちらを要は売れないと、財調は返還できない。このようにお答えになってます。

これ売るとかその他賃借については、相手のあることです。ところが、今言ったものについては、多気町のものであって、多気町の判断できる、これは、いったい単価幾らで考えてみえるか、お答えください。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** 単価的につて言われるとまだ計算しておりませんが、以前に本来でありましたら、多気町に名義を変える場合、まずそこで本当は公社と多気町との売買契約が成立してます。ただ、どちらも町自体でやって

おりますので、そのあたりが実際抜けておったというふうに思っております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9番（田牧 正義）** ということは、単価決まってない、売る方の見通しもついてない。多気町単独で判断できる調整池、のり面、道路、これについても決まってない。ね。財調の16億、どういように回収するかっていうことが当初の計画の中で、きちっと把握してみえたかどうか、このあたりもわかんないと。こういうことになります。

そのあたりの開発に至るおり、民間ですとね、例えばこういう調整池、のり面、道路、これは工場その他利用していただく方に当然加算して、ほとんど、のり面とか調整池、これは法的に必要だから、設けますけれども、そちらのほうの単価っていうのはほとんどゼロになるような計算して開発するのが普通なんです。ところが、私がなぜこのように言うかといえ、既に副町長が5万8000円おっしゃってみえる。5万円だったら赤字になります。その中にこういうように3つの物が多く含まれてる。

考えてみてください。相可台の住宅地であっても、単価幾らになってますか。要は工業団地っていうのは少なくとも住宅地よりも安くなければ誰も来てくれないですよ、一般的に。

その単価を上回るような単価設定、それでなおかつ全然利用価値のない調整池、のり面、道路、これを町が買い取るんだと。その単価も決まってない。これは開発当初からはっきり言ってこれは無謀な計画だったと言わざるを得ません。要は住宅地よりも高い値段で工業団地が処分できるっていうことは、今後とも非常に難しくなる。そのあたりの、いろいろやってみえますが、どういような発想で、そういうように今進めているのか。まだ決まらない。このあたりについて、お答えいただければと思います。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** まず、田牧議員言われることはもっともだと思っております。ただ本来でありますと、全体面積、調整池も道路も含めて企業に買っていただくのが本来だと思っております。

ただ、企業誘致を進めるに当たりまして、あのままの全体の工事費を割りますと、坪単価が約8万ぐらいになります。今8万で多気町で売りますと、企業としてはやはり来ない、来ていただけないというふうな理由から、町で持てるものは町で持って、それでのり面についても、一応企業としては、普通は20%の残存緑地が要ということなんで、それを町で持ちます。そうすると企業としては、その分の要らないってということで、来やすい。っていうことの中から、単価を下げのために、町で調整池、道路、のり面というのは持たせていただいております。

言われるように、金額的にはまだ決まっていませんけれども、その部分については、誘致できればと思っております。

以上でございます。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9番（田牧 正義）** 今、副町長言われたようにね、要はあの工業団地開発した段階で、既に先ほど私は相可台の住宅地としての単価も言いましたですけれども、要は、工業団地として、企業を誘致するのに見合うような単価でない、それ以上のものになる、だからその上の部分をまちが負担しますよっていうことでしていた。ですから、この計画は当初から無謀であったとそういうことになります。

先ほども言われたように、工業団地で8万円坪単価できてくれる企業は、私はまずない。単価を下げのために、そういうようなのり面、調整池、道路、これを町が負担する、それはある種の意味で、いいんかもわからん。しかしそれであれば、町民にそのあたりのところ、あるいは議会にそのあたりのところを

十分に説明、事前にですよ。今聞いたからするんじゃないで、事前にそのあたりは必要性があるんだと。企業誘致するにはここまで単価下げないとダメなんだということを、きちっと確認して議会を通した上で、進められるべき。

前回言いました。27年28年で終わってますね、しかしそれ以降にも費用はかかりますよというようなこと。ただし、このことについては、27年28年まで、いろいろ協議してみえたり、議会に出てますが、それ以後に一度も出てませんっていうのは、9月にも私は指摘してます。

ですから、このように、クリスタルタウンについて、工業団地。こちらをどのようにするかっていうのは非常に難しい位置になってきている。しかし、私は先ほども言いましたように、当町では、来年こういうように、社名も決まって、アクアもこのように全力を注いでいただかなければならない。そんな中で、この工業団地のことをあまりしつこくしていても何かと異論があるように思われても困りますから、できるだけの協力はします。しかし、私ら議員にとって、やっぱりこれおかしいねっていうことについてはきちっと、要はいつも遅いねって言われることなく、要は時間の観念、私に対しても回答がないわけですから、ほかの議員の質問に対しても非常に時間の観念が私らとずれてるところが当局の方とあります。

ですからそのあたりをしていただきませんと、残念ながらこれ3月の議会での報告っていうことになると、私はそれに対して自分で考えてもう一度質問する、これ6月になっちゃいますね。そうすると、こちらのオープンどんどん近づいてきますよ。

ですから、それまでに、臨時でも結構です。きちっと決まったことについては、報告いただいて、私が3月の一般質問で今までの宿題について、終われるような形にしていいただければと思います。それでないと6月、あるいはそれでも回答来なかったら残念ながら9月のオープン前にこういう質問せざるを得なくなりますよ。まずそれをお願いします。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

伊藤副町長。

**○副町長（伊藤 智巳）** 先ほどオープンって言われましたヴィソンのオープンに近くなってくるということで、っていう質問だったと思うんですけども、ヴィソンにつきまして、民間事業者の方がやられております。多気町としては、一応協力はするというふうなことをしております、そこの事業に対して企画が入って行って造成工事とかいろんなもんにかかわるっていうことはなし、要するに協力させていただきますということを言っておりますので、町としまして、工業団地のほうを企画としては担当して行って、3月議会には、ある程度の報告ができるように、させていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9番（田牧 正義）** ヴィソンについてね、民間だからあくまでも町は協力をしていくっていう姿勢であると、それは私もわかってる。しかしこれだけの800人1,000人というような雇用を生むような大きなものを誘致するわけですから、できるだけ町当局も議会も町民も、要はもろ手を挙げて歓迎できるような形になればと思うから、あえて言ってる。

ですから、その他のこともいろいろあるけれども、それを差し控えて、あるいは抑えてでも、この民間とはいえ、これだけの大きな事業をやることについては、要は全町民が強力できる体制をつくる必要があるんじゃないですかと、そういう意味で、できればこういうようなことは避けたいので、ということで、宿題については、少なくとも3月にボールを返してくださいよと、こういうお願いをしてるわけ。返ってこなければ、仕方がないですから6月9月にもなってしまう可能性がありますよと。こういうことでございます。

それでご納得いただけましたですか。

**○議長（吉田 勝）** 答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど言いましたように、3月議会までには、何か1つ全協で報告させていただきます。

以上です。

○議長（吉田 勝） 答弁が終わりました。

田牧議員。

○9番（田牧 正義） それでは、4項目目ということになります。

私が今年のトリの一般質問ということになりましたので、町長にお伺いします。

これも夕刊三重の切り抜きですが、「継続中の事業をキッチリ仕上げる」というようにおっしゃっております。これは1月ですが、現在12月12日、年末で近づいております。どのように進捗しているのか、まず町長の現時点での進捗状況について、お聞かせください。

○議長（吉田 勝） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 私は、町長にさせていただいて、ちょうど半分、2年を経過をいたしました。最初の3期目のときの選挙公約といたしますのが、企業誘致で働く場の確保をするとか、それから少子化対策で、特に窓口の無償化にするとか、それから買い物支援サービスなどを相談窓口やる、それからあとALTの配置をする、各小学校へエアコンを設置する。もろもろ9項目をやりましたが、全て手は付けさせてもらっております。

今年の目標につきましては、ごみ処理の問題がありましたので、それを一元化をしてくというので、これは各地区を回って、現在進めております。

それから、企業誘致につきましては、クリスタルの工業団地へ誘致をするということにつきましては、現在3月にコンソーシアムで協定を結びまして、ユーグレナさんと中部プラントさんと町とで、これから陸上養殖をやってこうということ協定も結びました。それから、7月には、コープみえさんと立地協定をやりました。そのあとアクア関係では、国土交通省へ申し入れをして、

42号線の拡幅整備に国の支援をいただきたいということで、これも先般、国のほうから、応援をしてやろうということで、その約束を取り付けました。

あと、6次産業化につきましては、元丈さんなり、それから地域の農家の皆さんなりの協力を得ながら、次郎柿で当たり、伊勢いもであったり、こんな取り組みの6次産業化にも取り組みを進めております。

それから、あと今年目標でありました、国体開催。来年はいよいよプレ大会ができるように、今こんな計画を進めております。

あと、多気中学校の建築につきましては、意外と早くできそうで、来年の7月末までには完成をする。小学校の統合についても進めていくということで、一応、全ての事案につきまして取り組みをさせていただいております。

以上です。

**○議長（吉田 勝）** 答弁が終わりました。

田牧議員。

**○9番（田牧 正義）** では、私は貧弱な日本語の理解しかできないものですから、町長にお伺いします。

一般的に私らが「キッチリ仕上げる」とこういうような場合の折には、何かかっていうと、野菜とかその他で言えば、種をまいて根を出させてある程度育てる。これを刈り取れるようにするっていうのが「キッチリ仕上げる」だと思っておりますね。ところが、先ほどの1番2番でも言いましたですけれども、現時点での町長の進めてみえることは、「キッチリ仕上げる」ではなくて、まだまだ種をどんどんまいてみえる、そのように私には映る。

確かに行政はとまることできません。けども、要は「多気丸」という船の船長をやってみえる町長の、私ら町民が一番してほしいこと、それは町長として、要は「多気丸」をゴーなのかストップなのか、右なのか左なのか、これを信号を出していただければいいんです。実務はここに優秀なスタッフがみえる。

ですから、私はある方に、ちょっと一番議員の中で年いってますからあえて言わせていただきたい。要は町長のやっていただきたいことは、多気町とし

て5と1をやっていたきたいんです。2、3、4一般的なものについては、若い人、スタッフにお任せしていただいて、町長が知らないことでも進んでもいく。こういうような活気あるスタッフをたくさんつくっていただきたい。

要は何かっていうと、これだけいろいろ起こってる中で、町長が1から100まで全部知るっていうことは、非常に難しい。ただし、町としてどうしても、これは進めなのかストップなのか、右なんか左なんか、これは町長に委ねるより仕方ありません。また、ある種の協議、その他に出発される若い子、その方たちにメッセージを送る、その他についてもこれは町長でないと務まらない仕事と。しかしそれ以外のことについては、これだけ優秀なスタッフみえるんですからお任せになったほうが、私はさらにスピードアップができるんじゃないかと。

要は何かという、1から10まで全部町長が知っていただく必要は私はあえてないと。なぜかといえば、例えば、ほかの近隣その他のところでもあると思います。病気その他で突然に首長が交代されることもあります。しかし、行政というのはうまくできてまして、その方がいなくても、6割7割予算組んだりもろもろ、これはできる組織になってるから、日本の行政の組織は成り立ってるんです。ある種のところで、例えばちょっと例が悪いかもしれませんが、国家試験。これについてでもそうなんです。ある一定のレベル以上のものが必要ということでやられるためのテストですから、よく過去問というようなことで、受験生は勉強します。過去の出題されたもの、これを全部解けるようになるのだいたい60%~70%は答えれるようになってる。それは何かという、昨年通った人と今年通った人がレベルが違っていると困るから、国家試験その他、要は人数を限ってるものは別です、一人しか採用できないっていうのは。しかし何人通ってもいいんだ、一定のレベル以上の知識があればというようなものについては、そういうようなやり方がきちっと整ってるからできるんですね。

ですから町長にも、あえて私は町長よりも年齢が上なのは私と議長2人だと思いますが、あえて大久保彦左衛門の役を務めさせてもらいます。

それであれば、ある種の風の便りにね、私に聞こえてきたのが、要は、町長がいろんなこと、起こること全部知ってないとどうも納得してもらえんみたいやと。ちょっと機嫌悪くなるんやと、というようなことを聞いたことがございます。また、ある種のところで、町長が誰かにぼろっと漏らされたんだと思いますが、「なかなか人おらんでなあ」っていうようなことを言われたっていうのも、風の便りに聞こえてきます。もうちょっとスタッフ、優秀なスタッフみえるんですから、その人たちが十分に力を発揮できるように、今後、方向をある程度は、全部切れは言いません。切られて、そして先ほど言われました、2年終わりました。あと3年目と4年目です。どうか多気町がその中に、先ほどのような大きな民間とはいえ、あります。それを心から町民挙げてお迎えできるような環境、あるいは職員の方の若い人たちがもっと活発に、あるいは住民が自分の意見を言いたいんだということを活発に言えるような町の方向に導いていただきたいということで、年寄りの苦言とさせていただきます。

それじゃあ、まあ苦言言いましたですけど、何かお感じになることありましたら、どうぞ。

**○議長（吉田 勝）** 当局の答弁を求めます。

久保町長。

**○町長（久保 行男）** 田牧議員に、先輩っていうか年齢が上の方ですので、いろいろ言っていただきましてありがとうございます。

言われたことを頭の中に入れながら、方向転換もちょっとやっていきたいなと。最近ときどきできるだけ副町長に出られる場は出よということ言ってますのでやっていきたいのと、今議員おっしゃられたように、違う人からも何でも町長はダッと出てかれるんで、ザッとやられるんで、って言われたので、同じようなことを言われたことがありますので、ただ、ある人にも言うたんですが、町長としてはやっぱり方針を示し、俺はこうやってやってくで皆さんどう、っていうのは変わらないと思うんですけども、また、側面からご助言をいただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田 勝） 田牧議員。

○9番（田牧 正義） 年末のトリの質問なのに大変私の感覚に近いことで時間を取らせまして、大変申しわけございません。どうもありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（吉田 勝） 以上で、田牧議員の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田 勝） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、これにて散会といたします。